島根原子力発電所2号炉

緊急時対策所について

令和2年3月 中国電力株式会社

第34条 緊急時対策所

<目 次>

- 1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 適合のための設計方針
 - 1.2.1 設置許可基準規則第34条に対する基本方針
- 2. 追加要求事項に対する適合方針
 - 2.1 設置場所及び収容人員
 - 2.2 プラントの状態を把握するための設備
 - 2.3 発電所内外関連箇所との通信連絡設備
 - 2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計
 - 2.5 有毒ガス防護

3. 別添

別添1 緊急時対策所について(被ばく評価除く)

別添2 島根原子力発電所2号炉 運用,手順説明資料 緊急時対策所

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

設置許可基準規則第 34 条及び技術基準規則第 46 条を第 1.1-1 表に示す。また,第1.1-1 表において,新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。

第1.1-1表 設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条要求事項

为1.1 1 X 队但们引坐中	が	137 10 N X 11 1 X
設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第34条(緊急時対策所)	第46条(緊急時対策所)	
工場等には、一次冷却系統に	工場等には、一次冷却系統に	変更なし
係る発電用原子炉施設の損壊	係る発電用原子炉施設の損壊	
その他の異常が発生した場合	その他の異常が発生した場合	
に適切な措置をとるため、緊	に適切な措置をとるため、緊	
急時対策所を原子炉制御室以	急時対策所を原子炉制御室以	
外の場所に設けなければなら	外の場所に施設しなければな	
ない。	らない。	
2 緊急時対策所及びその近	2 緊急時対策所及びその近	追加要求事項
傍並びに有毒ガスの発生源の	傍並びに有毒ガスの発生源の	
近傍には、有毒ガスが発生し	近傍には、有毒ガスが発生し	
た場合に適切な措置をとるた	た場合に適切な措置をとるた	
め、工場等内における有毒ガ	め、工場等内における有毒ガ	
スの発生を検出するための装	スの発生を検出するための装	
置及び当該装置が有毒ガスの	置及び当該装置が有毒ガスの	
発生を検出した場合に緊急時	発生を検出した場合に緊急時	
対策所において自動的に警報	対策所において自動的に警報	
するための装置その他の適切	するための装置の設置その他	
に防護するための設備を設け	の適切な防護措置を講じなけ	
なければならない。	ればならない。	

1.2 適合のための設計方針

1.2.1 設置許可基準規則第34条に対する基本方針

緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで、一次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。

緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に設置する。

緊急時対策所は、緊急時対策要員を収容することで一次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。

緊急時対策所は、必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置することで、 異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。

また、所内通信連絡設備(警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備(社内向)、無線通信設備、テレビ会議システム、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管することで、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことが可能な設計とする。またSPDS伝送サーバを設置することで、発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送することが可能な設計とする。

緊急時対策所には酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。

緊急時対策所は,有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により,当該要員の対処能力が著しく低下しないよう,当該要員が緊急時対策所内にとどまり,事故対策に必要な各種の指示,操作を行うことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、 当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

2. 追加要求事項に対する適合方針

2.1 設置場所及び収容人員

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所は,緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽,換気について考慮した設計とする。

2.2 プラントの状態を把握するための設備

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所には、中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確かつ 速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置す る。

緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう, 炉心反応度の状態, 炉心冷却の状態, 原子炉格納容器内の状態, 放射能隔離の状態, 非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等, 燃料プールの状態, 環境の状態の把握並びに水素爆発による原子炉格納容器の破損防止及び水素爆発による原子炉建物の損傷防止の確認が可能な設計とする。

2.3 発電所内外関連箇所との通信連絡設備

中央制御室と密接な連絡が可能なように、多様性を確保した通信連絡設備(電力保安通信用電話設備等の送受話器)を設置又は保管する。

所外必要箇所とは,専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信 連絡設備(電力保安通信用電話設備等)により,連絡可能なようにする。

2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計

緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度計及 び二酸化炭素濃度計を保管する。

2.5 有毒ガス防護

島根原子力発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、緊急時対策所にとどまり対処する要員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 固定源に対しては漏えい時の評価を実施し、対処要員の対処能力が著しく損な

われるおそれのある有毒ガスの発生源は存在しないことを確認した。

可動源に対しては、立会人等の確保、連絡体制の確保及び緊急時対策所への全面マスクの配備・着用手順の整備による防護措置を実施することで、緊急時対策所の対処要員の対処能力が著しく損なわれないことを確認した。

その他対応として,予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため酸素呼吸器の配備, 着用の手順及び体制を整備し,酸素呼吸器の補給に係るバックアップ体制を整備 する。また,有毒ガスの確認時の通信連絡設備の手順についても整備する。

有毒ガス防護に係る影響評価については、「島根原子力発電所2号炉中央制御室、

緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」に示す。

3. 別添

別添1 緊急時対策所について(被ばく評価除く)

別添2 島根原子力発電所2号炉 運用,手順説明資料 緊急時対策所

緊急時対策所について (被ばく評価除く)

目 次

1. 概要

- 1.1 設置の目的
- 1.2 拠点配置
- 1.3 新規制基準への適合方針

2. 設計方針

- 2.1 建物及び収容人数について
- 2.2 電源設備について
- 2.3 遮蔽設計について
- 2.4 換気空調系設備について
- 2.5 必要な情報を把握できる設備について
- 2.6 通信連絡設備について

3. 運用

- 3.1 必要要員の構成,配置について
- 3.2 事象発生後の要員の動きについて
- 3.3 汚染持ち込み防止について
- 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

4. 耐震設計方針について

5. 添付資料

- 5.1 チェンジングエリアについて
- 5.2 配備資機材等の数量等について
- 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
- 5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて
- 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について
- 5.6 緊急時警戒体制,緊急時非常体制,緊急時特別非常体制について
- 5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について
- 5.8 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について
- 5.9 島根原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて
- 5.10 廃止措置中の1号炉のパラメータ監視性について
- 5.11 第193回審査会合(平成27年2月10日)からの主な変更点

1. 概要

1.1 設置の目的

本申請において,当社島根原子力発電所の緊急時対策所を設置することにより 適合を図る。島根原子力発電所では緊急時対策所を,一次冷却系統に係る発電用 原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合,並びに重大事故等が発生した場 合において,中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用す る拠点と位置付ける。

また,緊急時対策所は,重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽,換気について考慮した設計とするとともに,代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。

(1) 緊急時対策所の特徴

緊急時対策所の特徴を第1.1-1表に示す。

緊急時対策所は、耐震性を有する設計とする。緊急時対策所は、島根原子力発電所2号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動Ssによる地震力に対しても機能喪失しない設計とする。緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室、待機場所に近い場所に設置する設計とする。

第1.1-1表 緊急時対策所の特徴

	次1.1 1 X 朱福码为7000000000000000000000000000000000000
緊急時対策所	特徴
緊急時対策所	・基準地震動Ssを含むすべての想定事象発生時において、緊急時対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・緊急時対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。

なお、緊急時対策所は、重大事故時のプルーム通過時においても重大事故等 に対処するために必要な指示を行う要員、原子炉格納容器の破損等による発電 所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要 員を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。

(2) 事象進展に応じた必要要員数の考え方

緊急時対策所においては,事象進展に応じて必要要員数が変化する。具体的には,以下の4フェーズに整理できる。

- (フェーズ I) 重大事故等発生から放射性物質(プルーム)放出開始まで
- (フェーズ II) 比較的高濃度の放射性物質(プルーム)の放出が行われている期間(フェーズ I+10 時間まで)
- (フェーズⅢ) 放射性物質(プルーム)の放出は比較的低濃度になるが、現場環境等を把握し、事前に準備した戦略の実施可否を確認するために時間を要することから、必要最低限の作業を除き状況把握や戦略検討に従事する期間(フェーズⅡ+10~24時間まで)
- (フェーズIV) 事故収束に向けた各種作業を本格化する期間 (フェーズIII完 了後)

フェーズ移行の判断及び考え方については,事象進展に伴う対応作業と緊急時対策要員規模を鑑み,以下のとおり整理できる。

- (フェーズ I ⇒ II) 放射性物質 (プルーム) の影響により可搬式モニタリング・ポスト等の線量率が上昇した場合 (不要な被ばく回避のため,一部現場要員を所外退避させる。)
- (フェーズⅡ→Ⅲ) 放射性物質(プルーム) の放出が低濃度となることによる, 可搬式モニタリング・ポスト等の指示値により,周辺環境 中の放射性物質が十分に減少したと評価できる場合(プル ームの影響により可搬式モニタリング・ポスト等の線量率 の指示値が上昇した後に減少に転じ,更に線量率が安定的 な状態になった場合。)
- (フェーズⅢ→IV) アクセスルートの安全確保や除染等の放射線管理措置を完 了させた場合。

それぞれのフェーズにおける必要要員数は以下のとおりとなる。

(フェーズ I) 緊急時特別非常体制の要員数(本部 46 名, 現場 52 名)

: ガスタービン発電機の起動,大量送水車の配備,原子炉補機代替冷却系の設置等,事象収束に向けた各種作業に必要な要員数。

フェーズⅡ移行に伴い現場作業ができなくなることが分かっているため、フェーズI完了時点でフェーズIV到達までの間に必要となり得る操作(格納容器ベント、代替循環冷却等)は全て完了させ、フェーズⅡ移行に備える。

(フェーズⅡ) 監視, 通信連絡を主とした必要最低限の本部要員数 (23 名) の 2 倍及びフェーズ II 中の監視, 給油 (*1), フェーズ III

移行後の初動に必要な最低限の現場要員及びフェーズⅢ 移行後の給油作業等(*1)への対応に必要な現場要員(23 名)の合計(本部 46 名, 現場 23 名)

:本部要員数は、比較的高濃度の放射性物質が通過するまでの間、本部内に留まり、監視及び通信連絡を主として対応するために必要な要員数。なお、所外から参集して交替することができない場合も想定し、必要要員数の2倍を確保し、半分は休息しておく。

現場要員は、フェーズⅡでも発生してしまう給油作業の他、展開済みの各種設備の監視、フェーズⅢ移行後の初動対応を行うために必要な要員数と、給油作業等に備えて待機しておくために必要な要員数(23名)の合計。

- (フェーズⅢ) フェーズⅡの必要最低限の本部要員数(23名)及び現場要員数(23名)に、状況把握や戦略確認をより円滑に行えるよう、フェーズⅡ中に交替要員として待機していた本部要員数(23名)を加えた数(本部46名,現場23名)
 - :本部要員数は、放射性物質(プルーム)の放出が比較的低 濃度になり所外からの参集及び交替が確実になることか ら、必要要員数の2倍の確保は不要となる。これにかわっ て、状況把握や戦略確認に従事することから、「意思決定・ 指揮機能」、「情報収集・計画立案機能」、「復旧対応機能」 に係る要員(23名)として対応する。

現場要員数は、本部要員が状況把握や戦略確認に従事している間、給油作業等を行うために必要な要員数。

- (フェーズIV) 緊急時特別非常体制と同等の要員数(本部 46 名, 現場 52 名)
 - : 事象収束に向けた各種作業を本格化することから,事象進展に応じて柔軟に対応できるようフェーズ I と同等の要員数を確保することを基本とする。要員確保としては一時的に所外退避させた現場要員を徐々に戻すこととするが,格納容器破損ケースのような厳しい場合には直ちには戻せないことも考えられ,本部及び現場ともにフェーズ II の本部要員及び現場要員全体での当該対応を継続実施する。
 - (*1)給油作業等への対応を行う要員数としては、フェーズⅡ及びフェーズⅢにおける給油作業のほか、大量送水車、大型送水ポンプ車等の設備操作を行うために必要となる作業人数を考慮し、各作業人数の合計を参照した。

これらの必要要員数の変化を第 1.1-1 図に示す。これらの必要要員数に加えて、プラントの運転員や保安検査官を収容する必要がある場合は、当該要員数を考慮したうえで、緊急時対策所は必要な要員を収容できる設計とする。

ただし、フェーズ I からフェーズ I の移行にあたっては、現場要員 29 名を一旦、所外に退避させることとなる。無用な被ばくを避ける観点から、原則退避させることとするが、何らかの理由により退避できない場合も想定し、緊急時対策所はフェーズ I における必要要員数をフェーズ I, フェーズ I においても維持できる設計とする。

			マプルーム放出開始	マプルーム放出完了 へ	▽状況把握・戦略確認完了
	事故前	炉心露出,損傷	プルーム放出	状況把握, 戦略確認	収東活動
		フェーズ I	フェーズⅡ	フェーズ皿	フェーズIV
フェーズ		事故収東に向けた各種作業, フェーズ II 移行準備	監視, 通信連絡, 給油, フェーズ皿移行後の 初動準備	(状況把握, 戦略確認, 給油等	事故収東に向けた各種作業
本部要員		本部要員(46名)	本部要員 (46名 [※]) ※23×2	本部要員(46名)	本部要員(46名)
現場要員		現場要員(52名)	現場要員(23名)	現場要員(23名)	現場要員(52名)

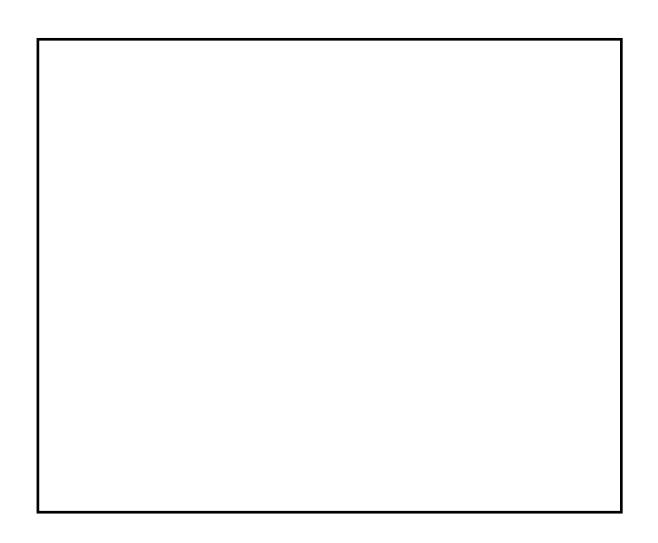
第1.1-1図 事象進展毎の必要要員数の動き

緊急時対策所の配置図を第 1.2-1 図,第 1.2-2 図に示す。
緊急時対策所は、十分な耐震性を有する設計とする。また、敷地高さ EL50m
の高台に設置することにより,発電所への津波による影響を受けない設計とする。
配置は、中央制御室から直線距離で約400m離れた位置とし、また、換気設備及
び電源設備を中央制御室から独立させることにより,中央制御室との共通要因に
より同時に機能喪失しない設計とする。

1.2 拠点配置

第1.2-1 図 緊急時対策所 配置図

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第1.2-2 図 緊急時対策所 周辺機器配置図

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1.3 新規制基準への適合方針

(1) 設計基準事象への対処

緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その 適合方針は以下、第1.3-1表、第1.3-2表 のとおりである。

第1.3-1表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則」 第三十四条 (緊急時対策所)

	2 - 72-2112 211 1 1 1 1 1 1	(2)(10)(4)(4)(7)(7)
実用発電用原子炉及びその	実用発電用原子炉及びその附属	
附属施設の位置、構造及び設	施設の位置、構造及び設備の基準	適合方針
備の基準に関する規則	に関する規則の解釈	
(緊急時対策所)	第34条(緊急時対策所)	
第三十四条 工場等には、一		一次冷却系統に係る発電用原子炉施
次冷却系統に係る発電用原		設の損壊その他の異常が発生した場合
子炉施設の損壊その他の異		に適切な措置をとるため, 中央制御室以
常が発生した場合に適切な		外の場所に緊急時対策所を設置する。
措置をとるため、緊急時対策		
所を原子炉制御室以外の場		
所に設けなければならない。		
2 緊急時対策所及びその	1 第2項に規定する「有毒ガス	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故
近傍並びに有毒ガスの発生	の発生源」とは、有毒ガスの発生	等に対処するために必要な指示を行う
源の近傍には、有毒ガスが発	時において、指示要員の対処能力	要員に及ぼす影響により、当該要員の対
生した場合に適切な措置を	が損なわれるおそれがあるもの	処能力が著しく低下しないよう,当該要
とるため、工場等内における	をいう。「有毒ガスが発生した場	員が緊急時対策所内にとどまり,事故対
有毒ガスの発生を検出する	合」とは、有毒ガスが緊急時対策	策に必要な各種の指示、操作を行うこと
ための装置及び当該装置が	所の指示要員に及ぼす影響によ	ができる設計とする。
有毒ガスの発生を検出した	り、指示要員の対処能力が著しく	想定される有毒ガスの発生において,
場合に緊急時対策所におい	低下し、安全施設の安全機能が損	有毒ガスが当該要員に及ぼす影響によ
て自動的に警報するための	なわれるおそれがあることをい	り、当該要員の対処能力が著しく低下
装置その他の適切に防護す	う。	し、安全施設の安全機能が損なわれるこ
るための設備を設けなけれ		とがない設計とする。そのために, 有毒
ばならない。		ガス防護に係る影響評価を実施する。固
		定源に対しては、当該要員の吸気中の有
		毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護
		のための判断基準値を下回ることによ
		り、当該要員を防護できる設計とする。
		可動源に対しては、緊急時対策所換気設
		備の隔離等の対策により、当該要員を防
		護できる設計とする。

第1.3-2表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に 関する規則」第四十六条(緊急時対策所)

実用発電用原子炉及びその附属 実用発電用原子炉及びその附属施 適合方針 施設の技術基準に関する規則 設の技術基準に関する規則の解釈 (緊急時対策所) 第46条(緊急時対策所) 第四十六条 工場等には、一次冷 1 第46条に規定する「緊急時 一次冷却系統に係る発電用原子 却系統に係る発電用原子炉施設 対策所」の機能としては、一次冷 炉施設の損壊その他の異常が発生 の損壊その他の異常が発生した 却材喪失事故等が発生した場合に した場合に適切な措置をとるた 場合に適切な措置をとるため、緊 おいて、関係要員が必要な期間に め, 中央制御室以外の場所に緊急 急時対策所を原子炉制御室以外 わたり滞在でき、原子炉制御室内 時対策所を設置する。 の場所に施設しなければならな の運転員を介さずに事故状態等を 緊急時対策所は災害時に最大 150 名の関係要員を収容できる設 V10 正確にかつ速やかに把握できるこ と。また、発電所内の関係要員に 計とする。 指示できる通信連絡設備、並びに また, 中央制御室内の運転員を 発電所外関連箇所と専用であって 介さずプラントの状態を把握する 多様性を備えた通信回線にて連絡 ために必要なパラメータを収集, できる通信連絡設備及びデータを 表示するために安全パラメータ表 伝送できる設備を施設しなければ 示システム (SPDS) を緊急時 ならない。 対策所に設置する設計とする。 また, 当該発電用原子炉施設及 びその境界付近における放射性物 質の濃度及び放射線量を監視及び 測定し, 並びに設計基準事故時に おける迅速な対応のために必要な 情報を緊急時対策所に表示できる 設備を設ける。 さらに, 所外の緊急時対策支援 システム (ERSS) へ必要な データを伝送できる設備を,緊急 時対策所に設置する設計とする。 事故に対処する発電所内の関係 要員に対して必要な指示が出来る 通信連絡設備を緊急時対策所に設 置する。 さらに,発電所外の関連箇所と 必要な通信連絡を行うための, 専 用であって多様性を有した通信回 線で構成する通信連絡設備を緊急

時対策所に設置する設計とする。

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

適合方針

さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。

緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて給排気隔離弁を一時的に閉止する運用とする。

緊急時対策所では,空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計及び二酸化炭素濃度計により,室内環境を確認することができる。

2 緊急時対策所及びその近傍 並びに有毒ガスの発生源の近傍 には、有毒ガスが発生した場合に 適切な措置をとるため、工場等内 における有毒ガスの発生を検出 するための装置及び当該装置が 有毒ガスの発生を検出した場合 に緊急時対策所において自動的 に警報するための装置の設置そ の他の適切な防護措置を講じな ければならない。 2 第2項に規定する「有毒ガス が発生した場合」とは、緊急時対 策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための 判断基準値を超えるおそれがある ことをいう。「工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための 装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所 において自動的に警報するための 装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための 装置に関する要求事項(別記ー 9)」によること。

緊急時対策所は,有毒ガスが重 大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員に及ぼす影響によ り,当該要員の対処能力が著しく 低下しないよう,当該要員が緊急 時対策所内にとどまり,事故対策 に必要な各種の指示,操作を行う ことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において,有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により,当該要員の対処能力が著しく低下し,安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために,有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては,当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより,当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては,緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により,当該要員を防護できる設計とする。

以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

第1.3-3表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則」 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)

の基準に関する規則」	第6条(外部からの衝動	とによる損傷の防止)
実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基準	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
に関する規則	関する規則の解釈	
(外部からの衝撃による損傷の	第6条(外部からの衝撃による損	
防止)	傷防止)	
第六条 安全施設は、想定される	1 第6条は、設計基準において想	一次冷却系統に係る発電用原子
自然現象(地震及び津波を除く。	定される自然現象(地震及び津波	炉施設の損壊その他の異常が発生
次項において同じ。) が発生した	を除く。)に対して、安全施設が	した場合に適切な措置をとるた
場合においても安全機能を損な	安全機能を損なわないために必要	め、設計基準において想定される
わないものでなければならない。	な安全施設以外の施設又は設備等	自然現象に対して、緊急時対策所
	(重大事故等対処設備を含む。)	が安全機能を損なわないよう,必
	への措置を含む。	要な措置をとった設計とする。*
	2 第1項に規定する「想定され	
	る自然現象」とは、敷地の自然環	
	境を基に、洪水、風(台風)、竜	
	巻、凍結、降水、積雪、落雷、地	
	滑り、火山の影響、生物学的事象	
	又は森林火災等から適用されるも	
	のをいう。	
	3 第1項に規定する「想定され	
	る自然現象(地震及び津波を除	
	く。)が発生した場合においても	
	安全機能を損なわないもの」とは、	
	設計上の考慮を要する自然現象又	
	はその組み合わせに遭遇した場合	
	において、自然事象そのものがも	
	たらす環境条件及びその結果とし	
	て施設で生じ得る環境条件におい	
	て、その設備が有する安全機能が	
	達成されることをいう。	
2 重要安全施設は、当該重要安	4 第2項に規定する「重要安全	
全施設に大きな影響を及ぼすお	施設」については、「発電用軽水	
それがあると想定される自然現	型原子炉施設の安全機能の重要度	

実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基準	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
に関する規則	関する規則の解釈	
象により当該重要安全施設に作	分類に関する審査指針」(平成2	
用する衝撃及び設計基準事故時	年8月30日原子力安全委員会決	
に生ずる応力を適切に考慮した	定) の「V. 2. (2) 自然現象	
ものでなければならない。	に対する設計上の考慮」に示され	
	るものとする。	
	5 第2項に規定する「大きな影	
	響を及ぼすおそれがあると想定さ	
	れる自然現象」とは、対象となる	
	自然現象に対応して、最新の科学	
	的技術的知見を踏まえて適切に予	
	想されるものをいう。なお、過去	
	の記録、現地調査の結果及び最新	
	知見等を参考にして、必要のある	
	場合には、異種の自然現象を重畳	
	させるものとする。	
	6 第2項に規定する「適切に考	
	慮したもの」とは、大きな影響を	
	及ぼすおそれがあると想定される	
	自然現象により当該重要安全施設	
	に作用する衝撃及び設計基準事故	
	が発生した場合に生じる応力を単	
	純に加算することを必ずしも要求	
	するものではなく、それぞれの因	
	果関係及び時間的変化を考慮して	
	適切に組み合わせた場合をいう。	
3 安全施設は、工場等内又はそ	7 第3項は、設計基準において	
の周辺において想定される発電	想定される発電用原子炉施設の安	
用原子炉施設の安全性を損なわ	全性を損なわせる原因となるおそ	
せる原因となるおそれがある事	れがある事象であって人為による	
象であって人為によるもの(故意	もの(故意によるものを除く。)	
によるものを除く。) に対して安	に対して、安全施設が安全機能を	
全機能を損なわないものでなけ	損なわないために必要な安全施設	
ればならない。	以外の施設又は設備等(重大事故	
	等対処設備を含む。)への措置を	

実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基準	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
に関する規則	関する規則の解釈	
	含む。	
	8 第3項に規定する「発電用原	
	子炉施設の安全性を損なわせる原	
	因となるおそれがある事象であっ	
	て人為によるもの(故意によるも	
	のを除く。)」とは、敷地及び敷	
	地周辺の状況をもとに選択される	
	ものであり、飛来物(航空機落下	
	等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工	
	場等の火災、有毒ガス、船舶の衝	
	突又は電磁的障害等をいう。なお、	
	上記の航空機落下については、「実	
	用発電用原子炉施設への航空機落	
	下確率の評価基準について」(平	
	成 14・07・29 原院第 4 号(平成	
	14年7月30日原子力安全・保	
	安院制定))等に基づき、防護設	
	計の要否について確認する。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

^{*「5.8} 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について」として後述する。

以下は,火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定め られる緊急時対策所に関する要求事項と,その適合方針である。

第1.3-4表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則」 第八条 (火災による損傷の防止)

上上の大学を表準に関する 表	見則」 第八条(火災による	5損傷の防止)
実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基準	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
に関する規則	関する規則の解釈	
(火災による損傷の防止)	第8条(火災による損傷の防止)	
第八条 設計基準対象施設は、火	1 第8条については、設計基準に	緊急時対策所の建物及び各々の
災により発電用原子炉施設の安	おいて発生する火災により、発電	緊急時対策所機能として設置する
全性が損なわれないよう、火災の	用原子炉施設の安全性が損なわれ	換気設備, 電源設備, 必要な情
発生を防止することができ、か	ないようにするため、設計基準対	報を把握できる設備,通信連絡設
つ、早期に火災発生を感知する設	象施設に対して必要な機能(火災	備及びそれらへのアクセスルート
備(以下「火災感知設備」という。)	の発生防止、感知及び消火並びに	に対して、不燃性材料又は難燃性
及び消火を行う設備(以下「消火	火災による影響の軽減)を有する	材料の使用による火災の発生防止
設備」といい、安全施設に属する	ことを求めている。	対策を実施する設計とする。
ものに限る。)並びに火災の影響	また、上記の「発電用原子炉施設	万一, 緊急時対策所(緊急時対
を軽減する機能を有するもので	の安全性が損なわれない」とは、	策所周辺に設置する関連設備,及
なければならない。	安全施設が安全機能を損なわない	びそれらへのアクセスルートを含
	ことを求めている。	む)に火災が発生した場合におい
	したがって、安全施設の安全機能	ても、消防法に準拠した火災感知
	が損なわれるおそれがある火災に	器、消火設備を設置しており、当
	対して、発電用原子炉施設に対し	該機器等に発生した火災を速やか
	て必要な措置が求められる。	に感知し消火することによって,
		当該緊急時対策所に設置する機器
	2 第8条について、別途定める	等の損傷を最小限に抑えることが
	「実用発電用原子炉及びその附属	できる。
	施設の火災防護に係る審査基準」	
	(原規技発第 1306195 号(平成 2	
	5年6月19日原子力規制委員会	
	決定)) に適合するものであるこ	
	と。	
2 消火設備(安全施設に属する	3 第2項の規定について、消火	
ものに限る。)は、破損、誤作動	設備の破損、誤作動又は誤操作が	
又は誤操作が起きた場合におい	起きた場合のほか、火災感知設備	
ても発電用原子炉を安全に停止	の破損、誤作動又は誤操作が起き	
させるための機能を損なわない	たことにより消火設備が作動した	

実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基準	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
に関する規則	関する規則の解釈	
ものでなければならない。	場合においても、発電用原子炉を	
	安全に停止させるための機能を損	
	なわないものであること。	

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と, その適合方針は以下の通りである。

第1.3-5表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則」 第六十一条 (緊急時対策所)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
準に関する規則	関する規則の解釈	
(緊急時対策所)	第61条(緊急時対策所)	
第六十一条 第三十四条の規定	1 第1項及び第2項の要件を満	*本表欄外下部に示す
により設置される緊急時対策所	たす緊急時対策所とは、以下に掲	
は、重大事故等が発生した場合	げる措置又はこれらと同等以上の	
においても当該重大事故等に対	効果を有する措置を行うための設	
処するための適切な措置が講じ	備を備えたものをいう。	
られるよう、次に掲げるもので	a) 基準地震動による地震力に対	
なければならない。	し、免震機能等により、緊急時対	
一 重大事故等に対処するた	策所の機能を喪失しないようにす	
めに必要な指示を行う要員が	るとともに、基準津波の影響を受	
とどまることができるよう、	けないこと。	
適切な措置を講じたものであ	b) 緊急時対策所と原子炉制御室	
ること。	は共通要因により同時に機能喪失	
二 重大事故等に対処するた	しないこと。	
めに必要な指示ができるよ	c) 緊急時対策所は、代替交流電	
う、重大事故等に対処するた	源からの給電を可能とすること。	
めに必要な情報を把握できる	また、当該代替電源設備を含めて	
設備を設けたものであるこ	緊急時対策所の電源設備は、多重	
と。	性又は多様性を有すること。	
三 発電用原子炉施設の内外	d) 緊急時対策所の居住性が確保	
の通信連絡をする必要のある	されるように、適切な遮蔽設計及	
場所と通信連絡を行うために	び換気設計を行うこと。	
必要な設備を設けたものであ	e) 緊急時対策所の居住性につい	
ること。	ては、次の要件を満たすものであ	
	ること。	
2 緊急時対策所は、重大事故	① 想定する放射性物質の放出量	
等に対処するために必要な数の	等は東京電力株式会社福島第一原	
要員を収容することができるも	子力発電所事故と同等とするこ	
のでなければならない。	と。	
	② プルーム通過時等に特別な防	

実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
準に関する規則	関する規則の解釈	
	護措置を講じる場合を除き、対策	
	要員は緊急時対策所内でのマスク	
	の着用なしとして評価すること。	
	③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の	
	服用、仮設設備等を考慮してもよ	
	い。ただし、その場合は、実施の	
	ための体制を整備すること。	
	④ 判断基準は、対策要員の実効線	
	量が 7 日間で 100mSv を超えない	
	こと。	
	f) 緊急時対策所の外側が放射性	
	物質により汚染したような状況下	
	において、緊急時対策所への汚染	
	の持ち込みを防止するため、モニ	
	タリング及び作業服の着替え等を	
	行うための区画を設けること。	
	2 第2項に規定する「重大事故	
	等に対処するために必要な数の要	
	員」とは、第1項第1号に規定す	
	る「重大事故等に対処するために	
	必要な指示を行う要員」に加え、	
	少なくとも原子炉格納容器の破損	
	等による工場等外への放射性物質	
	の拡散を抑制するための対策に対	
	処するために必要な数の要員を含	
	むものとする。	

- (*) 以下, 第1.3-5表 の適合方針について説明する。
- a. 要員(規則第六十一条2項,規則解釈第61条2)

緊急時対策所には、2号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め89名を収容できる設計とする。

b. 同時機能喪失回避(規則解釈第61条1のb)

緊急時対策所は、中央制御室から十分離れていること(約 400m),換気設備及び電源設備を中央制御室から独立させ、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。

c. 電源設備(規則解釈第61条1のc)

緊急時対策所は,通常時,非常用所内電気設備から受電する設計とする。 非常用所内電気設備喪失時,緊急時対策所は,可搬型代替交流電源設備及 び予備の可搬型代替交流電源設備から給電可能な設計とし,予備の可搬型代 替交流電気設備は可搬型代替交流電源設備と多重性を有した設計とする。

d. 居住性対策(規則解釈第61条1のd, e)

緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように,適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。

緊急時対策所では、重大事故等時において必要な対策活動を行うため、プルーム通過中の必要要員を収容可能な設計とする。緊急時対策所は、上部、側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制する。また、緊急時対策所を緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を用いて正圧化し、重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内・外部被ばくを抑制する。

遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については,「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果,対策要員の実効線量は7日間で約1.7mSvであり,対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。

e. 必要な情報を把握できる設備(規則第六十一条1項の二)

緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・ 気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置 する。

f. 通信連絡設備(規則第六十一条1項の三)

緊急時対策所には,重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。また,緊急時対策所には,発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。

g. 汚染の持ち込み防止(規則解釈第61条1のf)

重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような 状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタ リング及び作業服の着替え等を行うための区画を、緊急時対策所出入口付近 に設ける。

h. 資機材配備(規則第六十一条1項の一)

緊急時対策所には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大 事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、緊急時対策 要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の 放射線防護資機材(着替え、マスク等)を配備する。

i. 地震(規則解釈第61条1のa)

緊急時対策所は基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。

緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備,換気設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備等については,転倒防止措置等を施すことで,基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。また,地震,地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても,緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため,アクセスが出来るように設計する。

i. 津波(規則解釈第61条1のa)

島根原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位はEL11.8m程度と評価される。

これに対し緊急時対策所は、EL50m の敷地に設置することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。

以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

第1.3-6表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則」 第四十一条 (火災による損傷の防止)

実用発電用原子炉及びその附属	実用発電用原子炉及びその附属施	
施設の位置、構造及び設備の基	設の位置、構造及び設備の基準に	適合方針
準に関する規則	関する規則の解釈	
(火災による損傷の防止)	第41条(火災による損傷の防止)	
第四十一条 重大事故等対処施設	1 第41条の適用に当たっては、	*本表欄外下部に示す
は、火災により重大事故等に対処	第8条第1項の解釈に準ずるもの	
するために必要な機能を損なう	とする。	
おそれがないよう、火災の発生を		
防止することができ、かつ、火災	第8条(火災による損傷の防止)	
感知設備及び消火設備を有する	1 第8条については、設計基準に	
ものでなければならない。	おいて発生する火災により、発電	
	用原子炉施設の安全性が損なわれ	
	ないようにするため、設計基準対	
	象施設に対して必要な機能(火災	
	の発生防止、感知及び消火並びに	
	火災による影響の軽減)を有する	
	ことを求めている。	
	また、上記の「発電用原子炉施設	
	の安全性が損なわれない」とは、	
	安全施設が安全機能を損なわない	
	ことを求めている。	
	したがって、安全施設の安全機能	
	が損なわれるおそれがある火災に	
	対して、発電用原子炉施設に対し	
	て必要な措置が求められる。	

(*) 以下, 第1.3-6表の適合方針について説明する。

k. 火災防護 (規則解釈第41条)

緊急時対策所は、火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれが ないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火 設備を有する設計とする。

火災の発生を防止するため,緊急時対策所は,系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また,主要構造物,設備は不燃性材料を使用

し、ケーブルは自己消火性(UL 垂直燃焼試験)・耐延焼性(IEEE383)の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2)i 地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。

火災感知及び消火については,緊急時対策所内には,火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え,異なる感知方式の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は,外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし,中央制御室にて適切に監視できる設計とする。

消火設備としては消火栓及び消火器を適切に設置している。緊急時対策所のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、 固定式消火設備を配備する設計とする。

なお、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を第1.3-7表に示す。また第1.3-8表に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。

(1/3)竪負時対策所) 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 第13-7表

	第1:9-1 女 - 里人手以守刈??(開に)男りの(成女 (01 末 - 米心は) (水)	メ漏ぐ形と	2)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(叶) (1/3)	
		代替する機能を有す	後能を有す	設備	10分割が	
大公公公	#12%	る設計基準	る設計基準対象施設	種別	B.X. J/用 ング 大豆	
光亮矮脂	M/ 交!	#/ 1/1	耐震重要	常設	出来ノン	機器
		京文 少用	度分類	可搬型	力視	クラス
居住性の確保	緊急時対策所			常設	(重大事故等対処施設)	
	緊急時対策所遮蔽		l	常設	常設重大事故緩和設備	
	緊急時対策所空気浄化送風機			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	
	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所正圧化装置(配管・弁)			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	酸素濃度計※1			可搬型	可搬型重大事故等対処設備	
					(防止でも緩和でもない設備)	
	二酸化炭素濃度計※1			可搬型	可搬型重大事故等対処設備	
					(防止でも緩和でもない設備)	
	差圧計※1			常設	常設重大事故等対処設備	
					(防止でも緩和でもない設備)	
	可搬式エリア放射線モニタ			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	_
	可搬式モニタリング・ポスト		09	60条に記載 (7	(可搬型重大事故緩和設備)	
	-					

計測器本体を示すため計器名を記載 ₩ ₩

駁 各 陆 计 笙 正) 年十重払年

が記述に

記がる

は

が

に

は

と

に

と

は

と

に

に<b 紐

	界1.3-1 女 里人事敀寺刈処紋伽に関りる城安(01 余 繁志時刈朿川)	汶伽(〜 美 9	る概要 (6	1条 緊急	、時对東別 (2/3)	
		代替する	代替する機能を有す	設備	5.0世人来	
人公公教公	北部	る設計基準	る設計基準対象施設	種別	成)用)7) 组	
大型(後間 	刑(交)	刊山	耐震重要	常設	辻をくく	機器
			度分類	可搬型	<i>分</i> 類	クラス
必要な情報の	安全パラメータ表示システム (SPDS))	62 条に記載	
把握						
通信連絡 (緊急	無線通信設備(固定型))	62 条に記載	
時対策所)	無線通信設備(携帯型)					
	衛星電話設備(固定型)					
	衛星電話設備(携帯型)					
	統合原子力防災ネットワークに接続する					
	通信連絡設備					
	無線通信装置[伝送路]					
	無線通信設備(屋外アンテナ) [伝送路]					
	衛星電話設備(屋外アンテナ) [伝送路]					
	衛星通信装置[伝送路]					
	有線(建物内)(無線通信設備(固定型),					
	衛星電話設備(固定型)に係るもの) [伝					
	送路]					
	有線(建物内)(安全パラメータ表示シス					
	テム(SPDS)に係るもの) [伝送路]					
	有線(建物内)(統合原子力防災ネットワ					
	一クに接続する通信連絡設備に係るもの)					
	[伝送路]					

* 2 年 1 3-

			機器	カブ	, K					SA-3		G V	SA-5						
t (3/3)	款/借公若	12、11用 2.7 为员		少 粮	XX 77	可搬型重大事故防止設備	可搬型重大事故緩和設備	可搬型重大事故防止設備	可搬型重大事故緩和設備	可搬型重大事故防止設備	可搬型重大事故緩和設備	可搬型重大事故防止設備	可搬型重大事故緩和設備	常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故緩和設備	常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故緩和設備	常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故緩和設備
緊急時対策別)	設備	種別	1 듣/뮤/	市以	可搬型	可搬型		可搬型		可搬型		可搬型		常殼		常記		常設	
罗 (61 条	有守	施設	計配合用	門辰里安	度分類	S													
重大事故等対処設備に関する概要(61条	代替する機能を有す	る設計基準対象施設		詩作	E X	非常用交流電源設備										非常用所内電気設備	1		
第 1.3-7 表 里大事故等			設備			緊急時対策所用発電機		可搬ケーブル		タンクローリ		ホース		緊急時対策所用燃料地下タンク		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤		緊急時対策所 低圧母線盤	
			系統機能			電源の確保													

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧 第1.3-8表

)	いた。とは、というには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コ
		設計基準対象施設	重大事故等対処設備
	施設	緊急時対策所	緊急時対策所
	代替電源設備	非常用所内電源設備,非常用所内電気設備	緊急時対策所用発電機,可搬ケーブル,緊急 時対策所 発電機接続プラグ盤,緊急時対策 所 低圧母線盤
緊急時対策所	居住性を確保するための設備	酸素濃度計,二酸化炭素濃度計	緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所空気浄化送 風機,緊急時対策所空気浄化フィルタユニット,緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ),酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬式エリア放射線モニタ,可搬式モニタリンブ・ポスト
	必要な情報を把握できる 設備, 通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (所内通信連絡設備 (警報装置を含む。),電力保安通信用電話設備,局線加入電話設備,テレビ会議システム,専用電話設備,衛星電話設備(社内向),無線通信設備,衛星電話設備),統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (無線通信設備, 衛星電話設備), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

2.2 電源設備について

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所の必要な負荷は,通常時,2号炉の非常用所内電気設備より受電可能とする。

緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、2号炉の非常用所内電気設備を介し、自動起動した非常用ディーゼル発電機より電源構成を変更することなく受電可能とする。非常用ディーゼル発電機は、緊急時対策所の必要な負荷に対し電源供給が可能な容量を有している。

緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用所内電気設備より受電できない場合、緊急時対策所の近傍に設置している可搬型代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能とする。

緊急時対策所用発電機は,1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを,1台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため2台を1セットとして配備する設計とする。

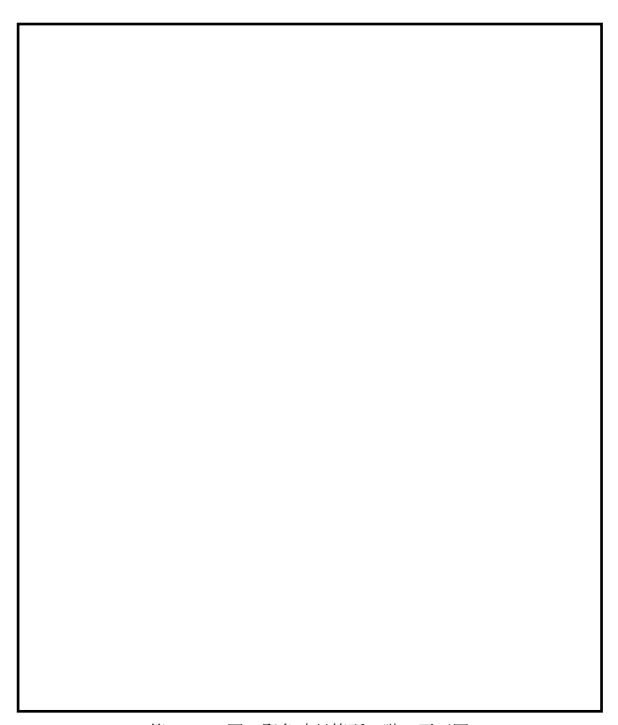
緊急時対策所用発電機は、プラント設備(中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。

また、故障時及び保守点検のバックアップとして屋外(第4保管エリア)に合計2台の予備機を配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。

緊急時対策所は、緊急時対策所用発電機の他、重大事故等対処設備であるガスタービン発電機又は免震重要棟の電気設備からも受電することが可能な電源構成となっている。重大事故等対処設備であるガスタービン発電機は、非常用所内電気設備や電路が健全であれば緊急時対策所へ電源供給を行うことが可能であるが、緊急時対策所用発電機により早期の電源供給が期待できるため、事象が収束するまで継続して緊急時対策所用発電機を使用する。また、免震重要棟の電気設備は、通常時受電している非常用所内電気設備が点検で電源供給できない場合に接続する運用とする。

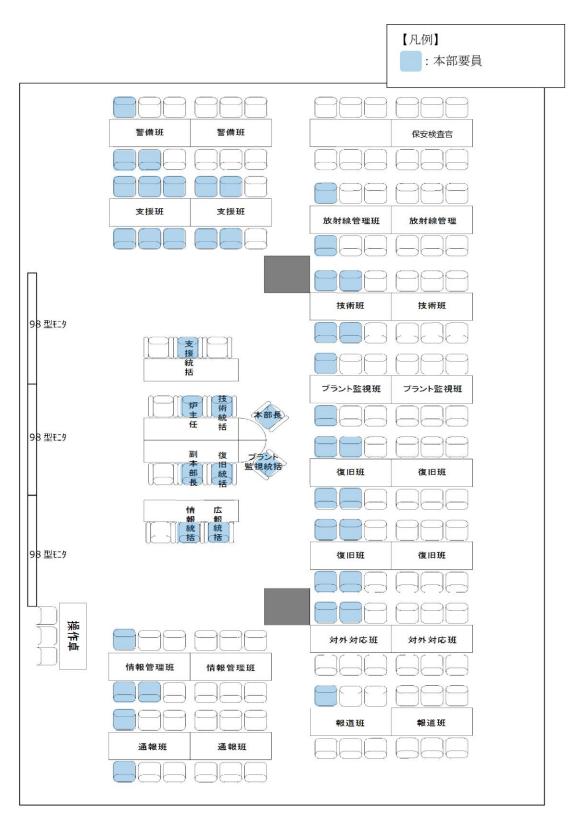
電源構成を第 2.2-1 図,予備機の接続箇所を第 2.2-2 図,必要な負荷を第 2.2-1 表に示す。

また、緊急時対策所用発電機の仕様を第2.2-2表に示す。



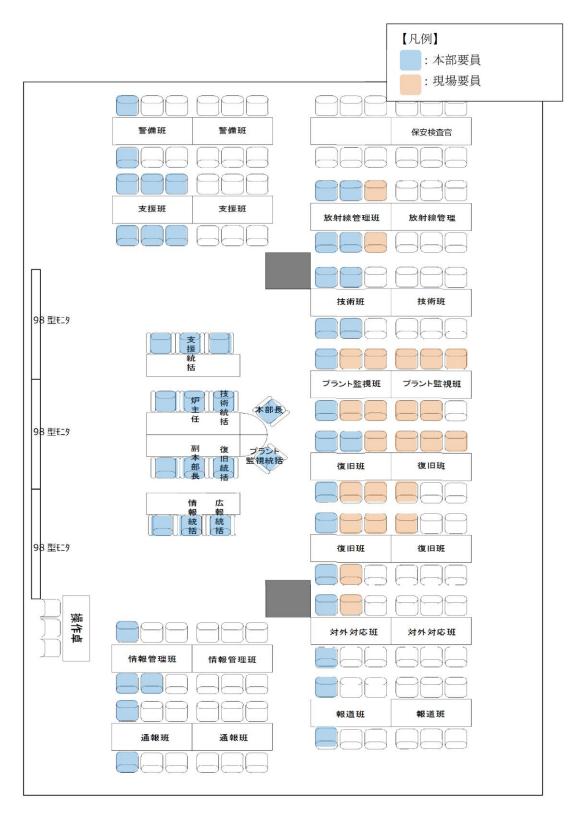
第2.1-1図 緊急時対策所1階 平面図

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



注:レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し、適宜見直していく。

第2.1-2図 緊急時対策本部レイアウト



注:レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し、適宜見直していく。

第2.1-3図 緊急時対策本部(プルーム通過中)レイアウト

2.2 電源設備について

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所の必要な負荷は,通常時,2号炉の非常用所内電気設備より受電可能とする。

緊急時対策所の必要な負荷は,外部電源喪失時,2号炉の非常用所内電気設備を介し,非常用ディーゼル発電機より受電可能とする。

緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用所内電気設備より受電できない場合、緊急時対策所の近傍に設置している可搬型代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能とする。

緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため2台を1セットとして配備する設計とする。

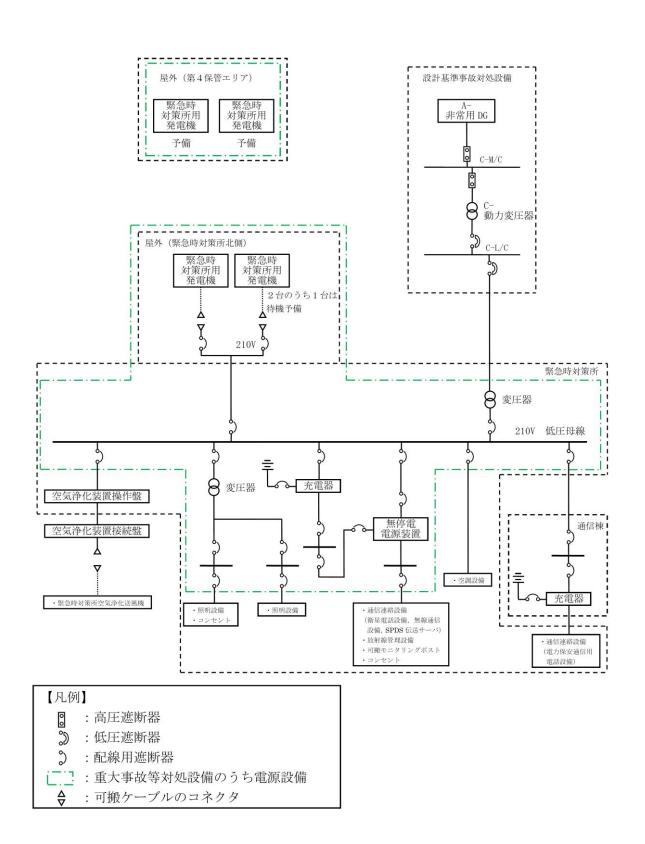
緊急時対策所用発電機は、プラント設備(中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。

また、故障時及び保守点検のバックアップとして屋外(第4保管エリア)に合計2台の予備機を配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。

緊急時対策所は、緊急時対策所用発電機の他、重大事故等対処設備であるガスタービン発電機又は免震重要棟の電気設備からも受電することが可能な電源構成となっている。重大事故等対処設備であるガスタービン発電機は、非常用所内電気設備や電路が健全であれば緊急時対策所へ電源供給を行うことが可能であるが、緊急時対策所用発電機により早期の電源供給が期待できるため、事象が収束するまで継続して緊急時対策所用発電機を使用する。また、免震重要棟の電気設備は、通常時受電している非常用所内電気設備が点検で電源供給できない場合に接続する運用とする。

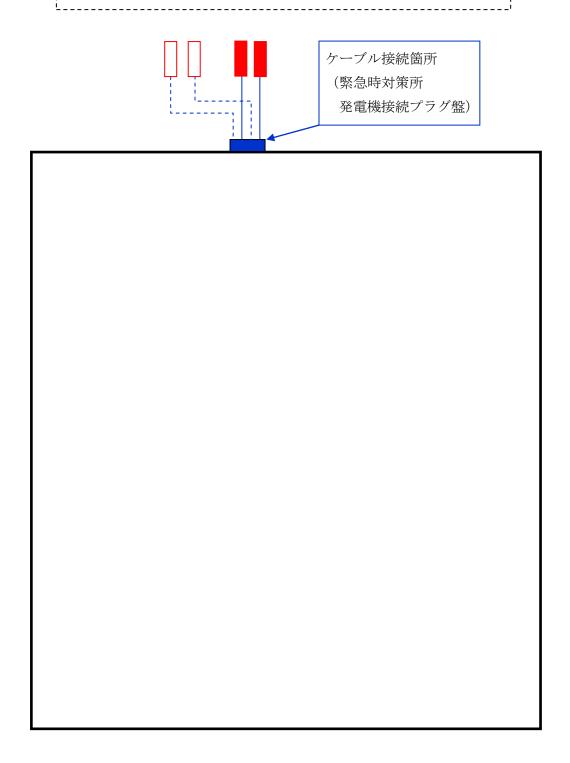
電源構成を第 2.2-1 図,予備機の接続箇所を第 2.2-2 図,必要な負荷を第 2.2-1 表に示す。

また、緊急時対策所用発電機の仕様を第2.2-2表に示す。



第2.2-1 図 緊急時対策所 電源構成

緊急時対策所用発電機が使用不能の場合,保守時等バックアップのため,第4保管エリアから発電機を移動させ接続可能



第2.2-2 図 緊急時対策所用発電機 接続箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

第2.2-1表 緊急時対策所 必要な負荷

負荷容量(kVA)
約 36kVA
約 12kVA
ポリ 12KVA
約 3kVA
約 23kVA
約 74kVA

第2.2-2表 緊急時対策所発電機の仕様

	緊急時対策所用発電機	(参考) 2号炉の非常用 ディーゼル発電機
容量	約 220kVA	約7, 300kVA
電圧	220V	6. 9kV
力率	0.8	0.8

緊急時対策所の負荷リストは,第2.2-1表に示すとおり,最大約74kVAであり,緊急時対策所用発電機220kVA1台により給電可能な設計としている。一方,緊急時対策所北側に待機予備機を1台配備し,燃料給油時に速やかに切替え,燃料給油が可能な設計とする。

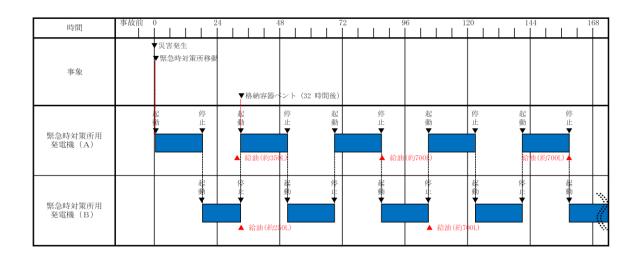
また,緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリを用いて,軽油を給油することにより,7日以上緊急時対策所用発電機を運転可能な設計としている。

緊急時対策所用発電機は燃料タンク (990L) を内蔵しており, 第 2.2-1 表に示す負荷に対して 42 時間以上連続給電が可能であり, 18 時間毎に待機予備に切り替えて運転を行う設計とする。格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより,格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。

なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。給油作業にかかる被ばく線量は第2.2-3表のとおり。

万一,緊急時対策所用発電機が停止した場合,待機予備機の発電機を起動し 18 時間以上給電可能な設計とする。

緊急時対策所用発電機の給油タイミングを第2.2-3 図に示す。第2.2-4 図に緊急時対策所用発電機燃料給油作業タイムチャートを示す。



第2.2-3 図 緊急時対策所用発電機の給油時間

77	備考					
	240		(
	2		動含む			
	220	分	成り (移			
	200	時間50	燃料抜胆		417	
	2	2 7	接続,		燃料補給, 片付け	
	180	給油完	U-11		燃料補	
	160	緊急時対策所用発電機への燃料給油完了 2時間50分	機材運搬、タレクローリ接続、燃料抜取り (移動含む)			┛╽
	16	電機~	村運搬			
({	140	听用発	赫			-
経過時間 (分)	0	寺対策 同				
経過時	120	緊急				
300000	100					
	80					
	09					
	40					
	20					
						o,
				2		
と作業項目		(藻) 旨蚕		緊急時対策要員		
必要な要員と作業項目		手順の項目		緊急時対策所用発電機への燃料補給		

緊急時対策所用発電機への燃料給油 タイムチャート [1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋) 第 2.2-4 図 緊急時対 (技術的能力審査資料「1.18

34条-別添1-2-10 **42**

<被ばく線量の評価条件>

発災プラント:2号炉

・ソースターム:大破断 LOCA 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が 喪失するシーケンス 2 号炉格納容器ベント実施

• 評価点:緊急時対策所用発電機燃料給油設備付近作業場所

・大気拡散条件:評価点位置における相対濃度及び相対線量を参照

・評価時間:合計30分(作業場所への移動:5分,作業:20分,

作業場所からの移動: 5分)

(現場作業時間 20 分(訓練実績,ポンプ性能を用いた机上検討等から算定)に保守的に移動時間中も同じ線量率で被ばくするものとして往復 10 分(発電所内移動時間の実績から算定)を加えたもの)

・ 遮蔽: 考慮しない

マスクによる防護係数:50

・被ばく経路:以下を考慮

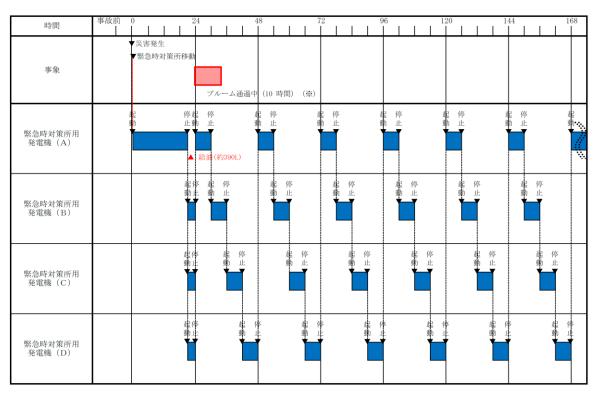
二次格納施設内に浮遊する放射性物質からのガンマ線による外部被ばく 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく 放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる内部被ばく 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく

第2.2-3表 2号炉放出時における燃料給油に伴う被ばく量 (mSv)

作業開始時間 (事故発生後の経過時間) (h)	32	86	104	158
作業に係る被ばく線量	約 0.8	約1.0	約 0.8	約 0.6

【補足】格納容器が破損した場合の給油要員の被ばく線量について

緊急時対策所の居住性評価で想定する格納容器が破損した場合の緊急時対 策所用発電機の給油タイミングを第 2.2-5 図に示す。



※:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に 係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間

第2.2-5 図 緊急時対策所用発電機の給油時間 (格納容器が破損した場合)

プルーム放出前にあらかじめ緊急時対策所用発電機への給油を行い,また,第4保管エリアに保管する緊急時対策所用発電機(予備)を2台緊急時対策所 北側に配備し,速やかに切り替え操作ができるよう緊急時対策所 発電機接続 プラグ盤に接続する設計とする。

予備機の配備については、後述する第 2.2-6 図に示す手順に従い、あらかじめ実施することとする。

格納容器が破損した場合,事故発生から21時間後に待機中の3台を運転し,24時間後以降,6時間ごとに緊急時対策所用発電機を順次切り替え操作を行うことにより,プルーム放出後の給油を行うことなく7日間連続して負荷へ給電可能な設計とする。

(2) 緊急時対策所用発電機を可搬型設備とする理由について

緊急時対策所については,原子炉建物内の残留熱除去ポンプ等のような大型 の電動機は使用せず,小容量の負荷のみで構成する。

これにより、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機のような常設設備でなくとも給電可能となるため、無給油での給電継続能力及び万一の故障時の交換による復旧の迅速性に着目し、汎用性の高い小型の可搬型発電機を適用する。更に予備機を異なる場所に保管することで、復旧性を向上させる設計とする。

緊急時対策所用発電機の設計上の考慮を第2.2-5表に示す。

第2.2-5表 緊急時対策所用発電機に対する設計上の考慮について

	緊急時対策所用発電機に対する設計上の考慮
保管場所までのア	緊急時対策所用発電機へのアクセスルートを整備するこ
クセスについて	とにより, 緊急時対策所立ち上げ時に要員がアクセスして
	立ち上げることが可能な設計とする。
	(第3.2-5図 発電所構内への参集ルート参照)
 可搬型設備の保管	保管場所と使用場所を同じにすることにより, 運搬に時間
場所から使用場所	を要しない設計とする。
までの運搬につい	
て	
使用場所の現場状	安定した地盤に配備するとともに, 可搬ケーブルを緊急時
況の確認について	対策所用発電機近傍に配備する設計とする。
可搬型設備の接続	可搬ケーブルを緊急時対策所用発電機近傍に配備するこ
について	とにより、可搬ケーブルの接続を含め緊急時対策所用発電
	機起動に60分以内に起動が可能な設計とする。
他の可搬型設備の	18時間以上の無給油での給電を可能とすることにより,
使用について	18時間以内の可搬型設備による給油が不要な設計とする。

前述の復旧性に関しては、可搬型代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は、第4保管エリアの車両に積載する緊急時対策所用発電機と入れ替えが可能な設計とする。緊急時対策所用発電機は、燃料給油を考慮し屋外(緊急時対策所北側)に2台配備すること、また、入替え対象ではない1台にて約18時間連続運転が可能であることから、十分時間的な余裕をもって入替えが可能な設計とする。

(3) 代替交流電源設備稼働時の放射線量上昇について

緊急時対策所用発電機の燃焼・冷却用空気取入口には、放射性物質をろ過するフィルタを設置していない。そのため、フィルタに放射性物質が蓄積することによる放射線量の増加懸念はないと想定している。

なお,重大事故等への対応が長期化することも見越して,緊急時対策所用発 電機の内部やダクトに放射性物質が沈着し放射線量が高くなった場合にも対 処できるよう,可搬型の生体遮蔽装置を発電所内に配備する。

(4) 緊急時対策所用発電機損傷時の緊急時対応について

緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時や燃料給油時等において当該電源 設備が停止した場合でも、予備機に速やかに切り替えることで給電再開できる よう緊急時対策所近傍に2台を配置するが、緊急時対策所用発電機2台が同時 に損傷するケースもあり得るものと考えられる。最も考え得るものは緊急時対 策所への竜巻襲来である。その際には第4保管エリアに保管している予備機を 緊急時対策所近傍まで移動させ、可搬ケーブルで緊急時対策所 発電機接続プ ラグ盤に接続し、電源設備の機能を復旧することが可能な設計とする。

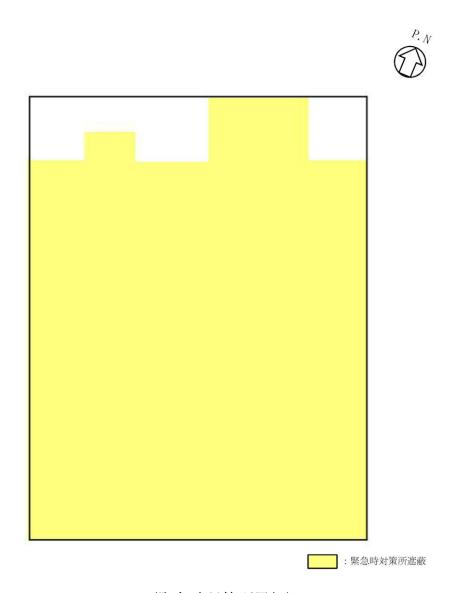
第2.2-6図 に緊急時対策所用発電機の復旧のタイムチャートを示す。

-	= み											
経過時間 (分)	20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 260 280 	緊急時対策所用発電機(予備)の切替え完了 2 時間 45 分 $\overline{oldsymbol{\gamma}}$		緊急時対策所用発電機起動不可確認(移動含む)		聚急時対策所用発電機 (予備) 点檢 (移動含む)		緊急時対策所用発電機(予備)移動	緊急時対策所用発電機 (予備) 点檢 (移動含む)	聚急時対策所用発電機(予備)移動	ケーブル敷設(接続, 絶縁抵抗測定, 遮断器操作含む)	
	Ħ	要員(数)	緊急時対策要員 3									
	必要な要員と作業項目	目近の測手		緊急時対策所用発電機(予備)の切替え								

第2.2-6図 緊急時対策所用発電機(予備)の切替手順 タイムチャート (技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋)

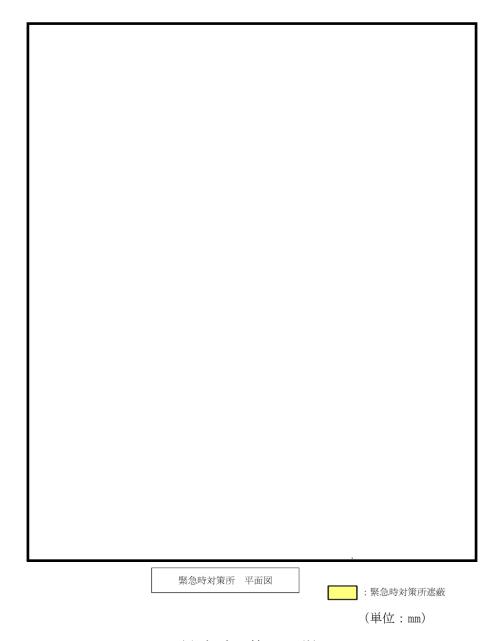
2.3 遮蔽設計について

緊急時対策所は、重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員(重大事故等に対処する為に必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員)が、過度の被ばくを受けないように適切な厚さのコンクリート遮蔽及び鋼板遮蔽を設け、緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにする。緊急時対策所遮蔽を第2.3-1~4回に示す。



(緊急時対策所屋根)

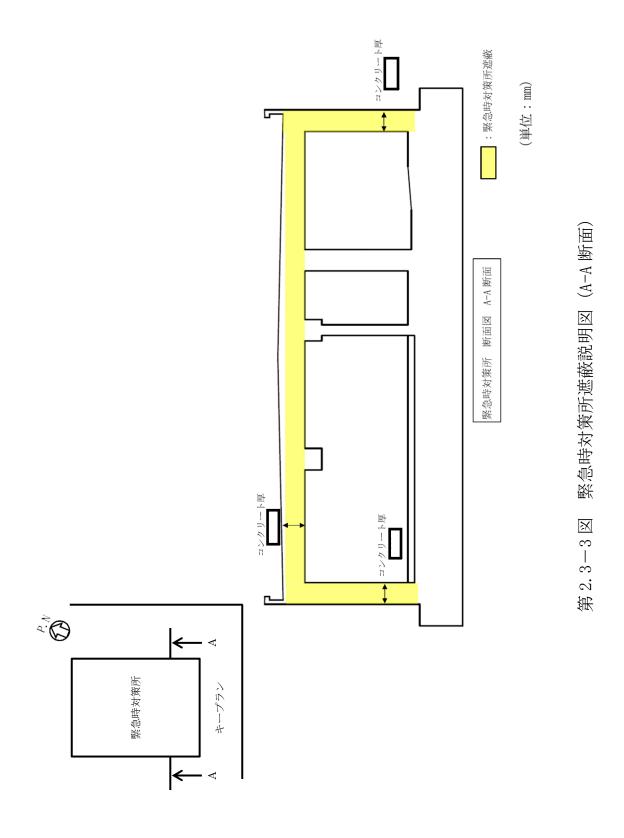
第2.3-1 図 緊急時対策所遮蔽説明図 (平面図)



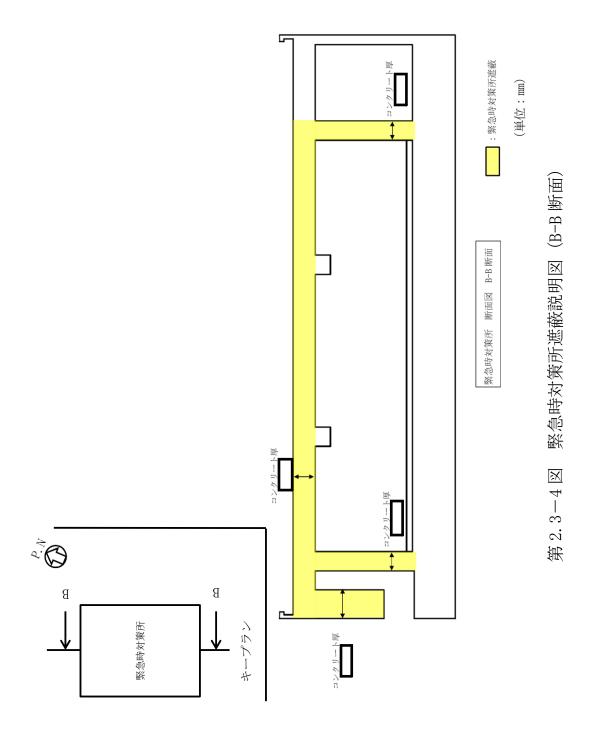
(緊急時対策所1階)

第2.3-2図 緊急時対策所遮蔽説明図(平面図)

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

2.4 換気空調系設備について

2.4.1 緊急時対策所

(1) 換気設備の概要

緊急時対策所は、中央制御室から約 400m 離れた高台に設置して使用する設計とし、緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所にとどまる対策要員の 7 日間の実効線量が 100mSv を超えない設計とする。

緊急時対策所換気空調設備は、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)及び監視 計器により構成する。

重大事故等発生時のプルーム通過前においては、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。

プルーム通過中においては、緊急時対策所空気浄化送風機を停止し、給気口を給気隔離ダンパにより隔離するとともに、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)により緊急時対策所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。

ここで,緊急時対策所内を緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)により正 圧化する場合,外気の流入を遮断した状態においても二酸化炭素増加による対 策要員の窒息を防止可能な設計とする。

プルーム通過後においては、プルーム通過前と同様に緊急時対策所空気浄化 送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより緊急時対策所を正 圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を防止できる設計とする。

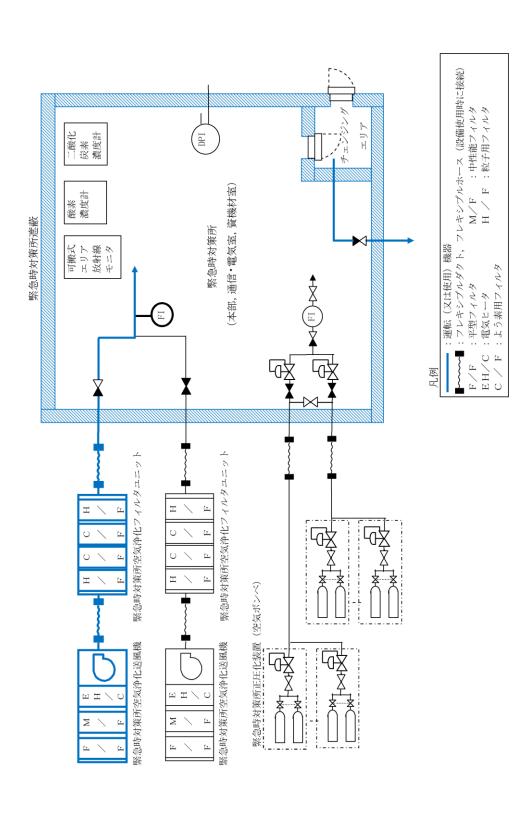
また,緊急時対策所の差圧制御は排気隔離弁の開度調整により行う。また異常加圧発生時には,給気隔離弁を閉操作することにより緊急時対策所を管理差圧付近にすることが可能な設計とする。

緊急時対策所換気空調設備は,第2.4-1表の設備等により構成され,緊急時対策所換気空調設備の系統概略図(プルーム通過前後の場合)を第2.4-1図に,系統概略図(プルーム通過中の場合)を第2.4-2図に,配置図を第2.4-3図に示す。

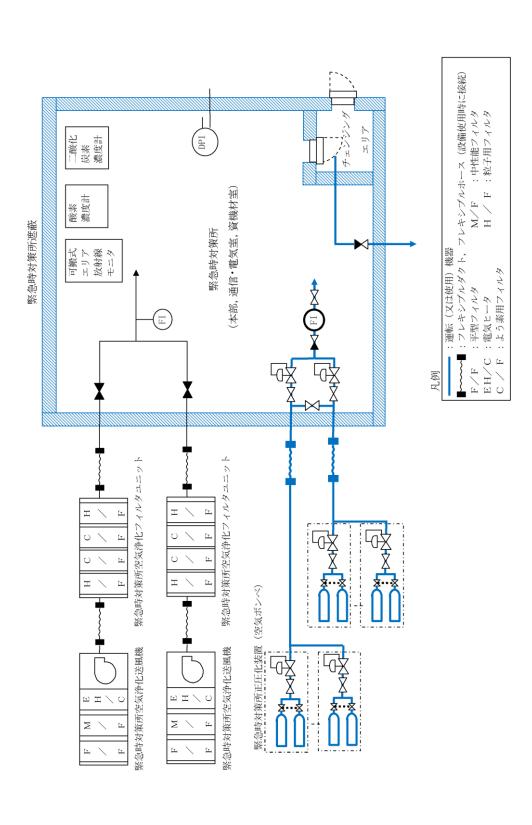
第2.4-1表 緊急時対策所の重大事故等対処設備機器仕様

設備名称	数量	仕様
緊急時対策所	1式	材料:鉄筋コンクリート 設計漏えい量:330m³/h以下(100Pa正圧化時) (設計換気量)
緊急時対策所空気浄化 送風機	1台 (予備2台)	風量:1,500m³/h/台
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	1 台 (予備 2 台)	風量:1,500m³/h/基 総合除去効率 ^{※1} ・粒子用フィルタ:99.99%以上(0.7μm粒子) ・よう素用フィルタ:99.75%以上(有機よう素) 99.99%以上(無機よう素)
緊急時対策所正圧化装 置(空気ボンベ)	454本以上	空気ボンベ ・内容積:500/本 ・最高充填圧力:19.6MPa
監視計器※2	1式	差圧計,二酸化炭素濃度計,酸素濃度計,可 搬式モニタリング・ポスト,可搬式エリア放 射線モニタ

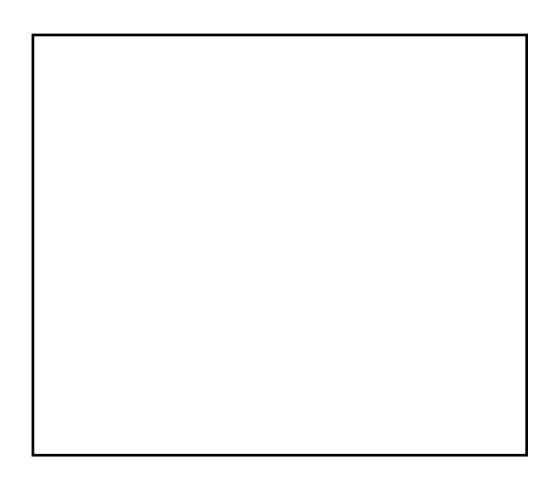
- ※1 フィルタ2段の効率を示す。
- ※2 監視計器のうち,可搬式モニタリング・ポストについては「3.17 監視測 定設備(設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章)」で示す。



緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化) 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (プルーム通過前及び通過後: 第 2.4-1 図



緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による正圧化) 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 第 2.4-2 図 (プルーム運過中:



第2.4-3 図 緊急時対策所換気空調設備 配置図

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

(2) 設計方針

a. 収容人数(「3.1必要要因の構成,配置について」参照)

緊急時対策所の換気設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①プルーム通過前後」及び「②プルーム通過中」の最大人数となる 150 名を収容可能な設計とする。

- ① プルーム通過前及び通過後
 - · 収容人数:150 名

(本部要員:46名, 現場要員:43名+余裕)

- ② プルーム通過中
 - · 収容人数:93 名

(本部要員:46名,現場要員:23名+余裕)

b. 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、「JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」」に定める 0.5%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則に定める 18%以上とする。なお、空気ボンベを使用する場合は、希ガス等の放射性物質を含む外気が侵入しないようにするための防護措置であり、緊急時対策所が密閉された限られた環境であるため、同様に限られた環境下における労働環境を規定している「鉱山保安法施行規則」に定める酸素濃度 19%以上及び二酸化炭素許容濃度 1%以下とする。

c. 必要差圧

緊急時対策所は、配置上、風の影響を直接受ける屋外に設置されているため、緊急時対策所内へのインリークは屋外からの風の影響によって生じる差 圧よるものが考えられる。

緊急時対策所の正圧化バウンダリの設計に際しては、緊急時対策所のある 屋外における想定風速による圧力差 $\angle P_1$ 以上に正圧化することにより、屋外 から緊急時対策所内へのインリークを防止する設計とする。

ここで,緊急時対策所の必要差圧は,下記の計算式より, $\triangle P_1$ =60 P_2 に余裕をもった 100 P_3 以上とする。

- ・空気密度 : ρ =1.2 kg/m³
- ・屋外想定風速:U=10m/s(被ばく評価で用いる気象条件における風速(約 8.0m/s)を上回る値)

 $\angle P_1$ (動圧) = $\rho / 2 \times U^2$ = $1.2/2 \times 10^2$ = 60Pa

- d. 緊急時対策所空気浄化送風機運転時における必要換気量の計算式
 - ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)
 - ・収容人数: n=150名
 - ・許容二酸化炭素濃度: C=0.5%(JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御 室運転員の事故時被ばくに関する規程」)
 - ・大気二酸化炭素濃度:C₀=0.03%(空気調和・衛生工学便覧)
 - ・二酸化炭素発生量: M=0.030m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量)
 - ・必要換気量 : Q_1 =100×M×n÷(C $-C_0$) [m^3/h] (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量)
 - $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 150 \div (0.5 0.03) = 958 [m^3/h]$

②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)

- ・収容人数:n=150名
- ・吸気酸素濃度:a=20.95%(空気調和・衛生工学便覧)
- ・許容酸素濃度:b=18%(労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則)
- ・成人の呼吸量: c=1.44m³/h/名 (空気調和・衛生工学便覧の歩行程度の呼吸量)
- ・乾燥空気換算呼気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧)
- ・必要換気量 : $Q_2 = c \times (a-d) \times n \div (a-b) [m^3/h]$ (空気調和・衛生工学便 覧の酸素濃度基準必要換気量)

 $Q_9 = 1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 150 \div (20.95 - 18.0) = 334 [m^3/h]$

③緊急時対策所の正圧化必要換気量(Q3)

- (a) 緊急時対策所正圧化必要圧力の設定
 - 空気密度: $\rho = 1.2 \text{ kg/m}^3$
 - ・屋外想定風速 : U=10m/s (被ばく評価で用いる気象条件における風速 (約8.6m/s) を上回る値)
 - P (動圧) = $\rho / 2 \times U^2 = 1.2 / 2 \times 10^2 = 60$ Pa

計算の結果による動圧 60Pa 以上を上回る 100Pa を緊急時対策所の正圧 化に必要な圧力とする。

(b) 正圧化必要換気量

下記計算により算出した 323m³/h に余裕を見た 330m³/h とする。

- · 緊急時対策所內建物体積: 2, 150m3
- ・緊急時対策所内 100Pa での建物アウトリーク率 : 0.15 回/h 必要換気量 Q_3 =建物体積 \times アウトリーク率

 $=2,150 \text{m}^3 \times 0.15 \, \Box/h = 323 \text{m}^3/h$

- e. 緊急時対策所正圧化装置使用時における必要換気量の計算式
 - ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q_e)
 - · 収容人数: n=93 名
 - ・許容二酸化炭素濃度:C'=1.0%(鉱山保安法施行規則)
 - ・大気二酸化炭素濃度:C₀=0.03%(空気調和・衛生工学便覧)
 - ・二酸化炭素発生量:M´=0.022m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量)
 - ・必要換気量: $Q_4=100\times M^{'}\times n\div (C^{'}-C_0)$ [m^3/h] (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量)
 - $Q_4 = 100 \times 0.022 \times 93 \div (1.0 0.03) = 211 [m^3/h]$

②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₅)

- · 収容人数: n=93 名
- ・吸気酸素濃度:a=20.95%(空気調和・衛生工学便覧)
- · 許容酸素濃度: b´=19%(鉱山保安法施行規則)
- ・成人の呼吸量: c´=0.48 m³/h/名 (空気調和・衛生工学便覧の静座時の呼吸量)
- ・乾燥空気換算呼気酸素濃度:d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧)
- ・必要換気量: $Q_5=c^{\hat{}}\times(a-d)\times n\div(a-b^{\hat{}})[m^3/h]$ (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量)
 - $Q_5 = 0.48 \times (20.95 16.4) \times 93 \div (20.95 19.0) = 104 [m^3/h]$

③緊急時対策所の正圧化必要換気量(Q。)

- (a) 緊急時対策所正圧化必要圧力の設定
 - 空気密度: $\rho = 1.2 \text{ kg/m}^3$
 - ・屋外想定風速 : U=10m/s (被ばく評価で用いる気象条件における風速 (約8.6m/s) を上回る値)

P (動圧) = $\rho / 2 \times U^2 = 1.2 / 2 \times 10^2 = 60 \text{Pa}$

計算の結果による動圧 60Pa 以上を上回る 100Pa を緊急時対策所の正圧 化に必要な圧力とする。

(b) 正圧化必要換気量

下記計算により算出した 323m³/h に余裕を見た 330m³/h とする。

- ・緊急時対策所内建物体積:2,150m³
- ・緊急時対策所内 100Pa での建物アウトリーク率: $0.15 \, \text{回/h}$ 必要換気量: Q_3 =建物体積 \times アウトリーク率

 $=2,150 \text{m}^3 \times 0.15 \, \Box / h = 323 \text{m}^3 / h$

f. 必要換気量

①プルーム通過前及び通過後(緊急時対策所空気浄化送風機の必要換気量)

プルーム通過前及び通過後における緊急時対策所空気浄化送風機運転時は, 重大事故等時における最大の収容人数である 150 名に対して,建物正圧化必要 換気量,二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量及び酸素濃度基準に基づく必 要換気量を比較した結果,二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が制限とな るため,窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。

よって必要換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下の通りとする。

 $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 150 \div (0.5 - 0.03) = 958 [m^3/h] 以上$

②プルーム通過中(緊急時対策所正圧化装置の必要換気量)

プルーム通過中における緊急時対策所正圧化装置による加圧時は,収容人数である 93 名に対して,建物正圧化必要換気量,二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量及び酸素濃度基準に基づく必要換気量を比較した結果,建物正圧化必要換気量が制限となる。

よって必要換気量は、建物正圧化必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。

Q₃=建物体積×アウトリーク率

 $=2.150 \text{m}^3 \times 0.15 \, \Box / h = 323 \text{m}^3 / h$

上記計算により求められた 323m³/h に余裕をみた 330m³/h 以上とする。

(3) 緊急時対策所

a. 必要差圧

緊急時対策所は、配置上、風の影響を直接受ける屋外に設置されており、 緊急時対策所内へのインリークは屋外からの風の影響によって生じる差圧 よるものが考えられる。そのため、屋外からの風による差圧を考慮し、100Pa 以上とする。

b. 気密性

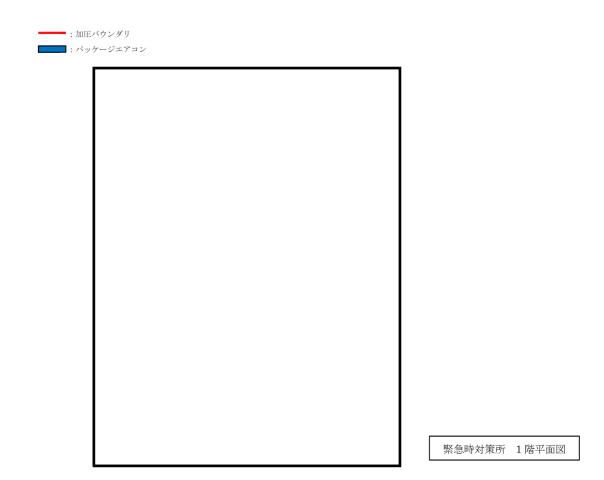
緊急時対策所の気密性は設計漏えい量 330m³/h 以下 (100Pa 正圧化時) を 確保可能な設計とする。

また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、排気隔離弁により行い、緊急時対策所から屋外への排気量を調整する。プルーム通過前及び通過後においては緊急時対策所空気浄化送風機の 958m³/h 以上の換気量により100Pa 以上の正圧化状態を維持可能とするとともに、プルーム通過中においては緊急時対策所正圧化装置の330m³/h以上の換気量により100Pa以上の正圧化状態を維持可能な設計とする。

c. 室温調整

緊急時対策所内は、パッケージエアコンを用いて室温調整可能な設計とする。また、パッケージエアコンについては、故障等に備えて予備機を保有する。

緊急時対策所及びパッケージエアコンの配置図を第2.4-4図に示す。



第2.4-4図 緊急時対策所及びパッケージエアコンの配置図

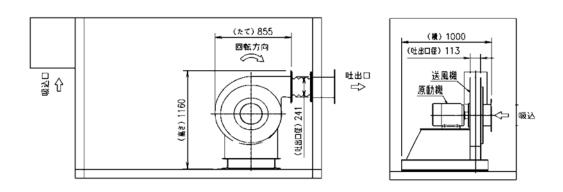
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

(4) 緊急時対策所空気浄化送風機,緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

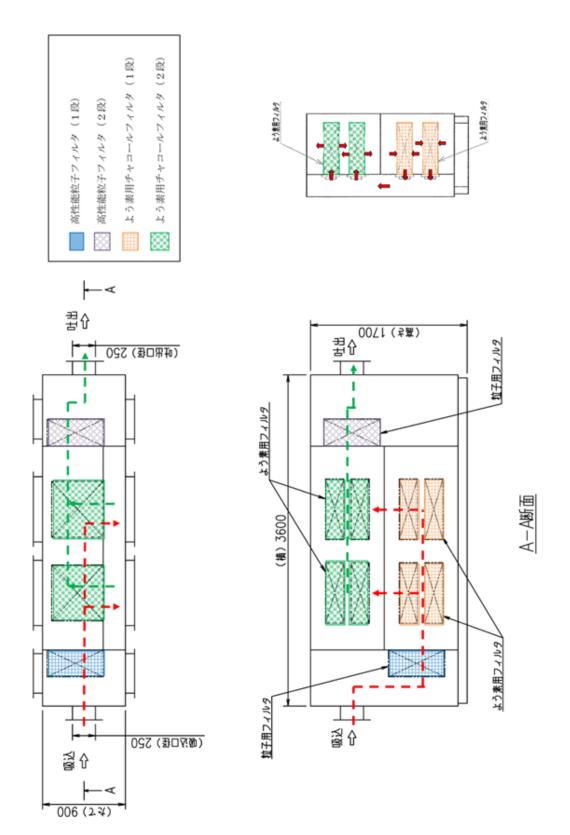
a. 構造

緊急時対策所で用いる緊急時対策所空気浄化送風機の概要図を第 2.4-5 図に、緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図を第 2.4-6 図に示す。

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、粒子用フィルタ、よう素用フィルタから構成される。緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、可搬型ダクトを介して緊急時対策所空気浄化送風機に接続しており、フィルタを介さない外気取込を防止する構造となっている。



第2.4-5図 緊急時対策所空気浄化送風機の概要図



第2.4-6図 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図

b. 風量

緊急時対策所空気浄化送風機の風量は1台当り1,500m³/hを確保することにより,プルーム通過前及び通過後の緊急時対策所空気浄化送風機運転時の必要換気量である958m³/h以上を満足する設計とする。

c. フィルタ性能

(a) フィルタ捕集効率

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの粒子用フィルタ及びよう素用フィルタの捕集効率を第 2.4-2 表に示す。緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、高性能粒子フィルタとよう素用チャコールフィルタを 2 段直列に配列することで、除去効率を高める構造としている。

フィルタ捕集効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。

第 2.4-2表 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのフィルタ捕集効率

種類	単体除去効率(%)	総合除去効率(%) (フィルタ 2 段)
粒子用フィルタ	99.97以上 (0.15μm粒子)	99.99以上(0.7μm粒子)
よう素用フィルタ	95以上(有機よう素)	99.75以上(有機よう素)
より糸用ノイルグ	99以上(無機よう素)	99.99以上(無機よう素)

(b) フィルタの保持容量

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,緊急時対策所の居住性確保の 要件である東京電力福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量 を想定した場合においても,緊急時対策所空気浄化送風機が吸込む想定核分 裂生成物量に対し十分な吸着容量を有している。そのため供用中のフィルタ 交換を不要とし,居住空間の汚染のおそれはない。

放射性物質の想定捕集量と緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの吸 着容量を第2.4-3表に示す。

第2.4-3表 放射性物質の想定捕集量と緊急時対策所空気浄化 フィルタユニットの保持容量及び吸着容量(1段当たり)

	想定捕集量 ^{※1} (kg)	保持容量/吸着容量**2
放射性微粒子	5.4×10^{-5}	900 g
よう素	9.7×10^{-6}	130 g

※1:東京電力福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質が放出される期間, 緊急時対策所換気空調系による加圧運転を実施すると仮定した場合に,フィルタに捕集される量

※2:緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量(放射性微粒子)及び 吸着容量(よう素)

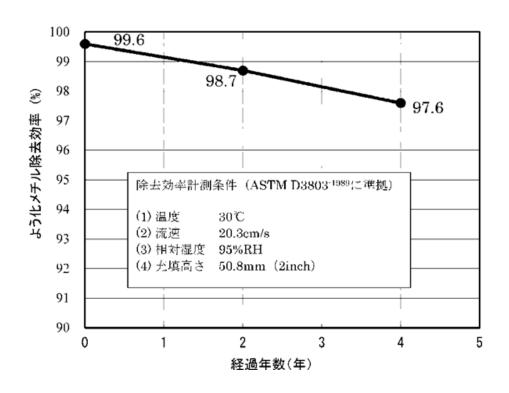
(c) よう素用フィルタ使用可能期間

よう素用フィルタは、長期間の使用に伴い空気中に含まれる湿分等の吸着により、よう化メチルの除去効率が徐々に低下する。

緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素用チャコールフィルタ に使用する粒状活性炭について,長期間使用時の単体でのよう化メチル除去 効率の経年変化を第2.4-7図に示す。

第2.4-7図の結果から、使用期間に伴いよう化メチル除去効率は徐々に低下するものの、4年経過後においても97.6%の除去効率を有する。

なお,7日間でのよう化メチル除去効率の低下は,以下の通り0.01%程度であることから,7日間の連続運転において単体除去効率95%以上(総合除去効率99.75%以上)を確保することは十分可能である。



第2.4-7図 粒状活性炭フィルタのよう化メチル除去効率の経年変化

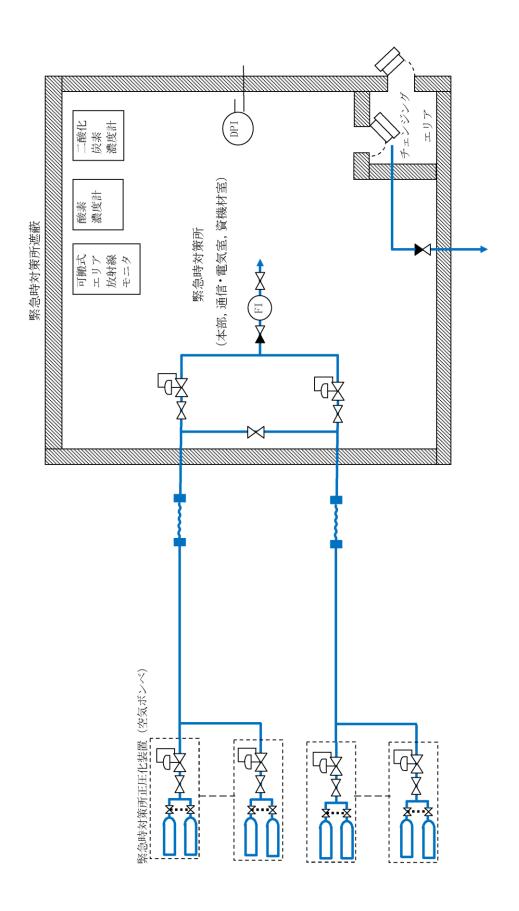
(5) 緊急時対策所正圧化装置

a. 系統構成

緊急時対策所に設置する緊急時対策所正圧化装置は緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ),緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁(1次減圧弁)及び緊急時対策所正圧化装置(配管・弁(2次減圧弁,流量調整弁,空気給気弁等))から構成される。緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)に蓄圧された約20MPaの空気を1次減圧弁により0.5MPa以下に減圧したのち,更に2次減圧弁,流量調整弁及び空気給気弁により減圧後,緊急時対策所に給気し,緊急時対策所を正圧化する設計とする。

ここで、緊急時対策所を正圧化するための必要差圧は、緊急時対策所正圧化 装置により一定流量の空気を室内に給気し、緊急時対策所からの排気量を緊急 時対策所に設置された排気隔離弁の開度調整により制御できる設計とする。

緊急時対策所正圧化装置の系統概要図を第2.4-8図に示す。



緊急時対策所正圧化装置 系統概要図 第 2.4-8 図

b. 必要ボンベ本数

必要ボンベ本数としては、以下に示す「(a) プルーム通過中に必要となるボンベ本数」に必要となる 454 本以上確保する設計とする。

(a) プルーム通過中に必要となるボンベ本数

緊急時対策所をプルーム通過時間である 10 時間に 1 時間余裕を持たせた 11 時間正圧化するために必要最低限のボンベ本数は、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)運用時の必要換気量である 330m³/h に対するボンベ供給可能空気量 8 m³/本から下記の通り 454 本となる。なお、緊急時対策所に対する正圧化試験を実施し必要ボンベ本数が 10 時間正圧を維持するのに十分であることの確認を実施する。現場に設置するボンベ本数については、現場運用を考慮し別途決定する。

・ボンベ初期充填圧力 : 19.6MPa(at35℃)

ボンベ内容積 : 50L

・圧力調整弁最低制御圧力 : 1.0MPa

・ボンベ供給可能空気量 : 8 m³/本(at-9.4℃)

以上より,必要ボンベ本数は下記の通り454本以上となる。 330m³/h÷8m³/本×11時間≒454本

(b) 正圧化切替操作時に必要なボンベ本数

プルーム通過後は、緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所正圧化装置 (空気ボンベ)による給気から緊急時対策所空気浄化送風機による給気に 切り替える。切替操作の間、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)の給 気と緊急時対策所空気浄化送風機の給気を並行して行うことにより、緊急 時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。

緊急時対策所の正圧化を,緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)の給気から緊急時対策所空気浄化送風機による給気へ切り替える操作のタイムチャートを第2.4-9図に示す。

ここで、緊急時対策所空気浄化送風機の起動、給気口の給気隔離ダンパ及びその他の緊急時対策所内の弁の操作に必要となる所要時間は5分である。これに加え、緊急時対策所空気浄化送風機起動失敗を想定した場合の予備機への切替操作(6分)を考慮すると、本操作の所要時間は合計で11分となる。

以上より,正圧化切替操作時に必要なボンベ本数として,(a)プルーム 通過中に必要となるボンベ本数の計算式を用い,以下のとおり8本以上を 確保する設計とする。

330m³/h÷8m³/本×0.19 時間≒8本

なお, (a) プルーム通過中に必要となるボンベ本数の計算にて,加圧時間としてプルーム通過時間である 10 時間に 1 時間余裕を持たせた設計としており,上記の正圧化切替操作にかかる最大想定時間 11 分の必要ボンベ本数を上回るボンベ本数を所持する設計としている。

c. 予備ボンベ本数

必要ボンベ数: 454 本に対して, 16 カードル: 480 本(30 本/カードル) を準備するため, 480 本のうち 26 本が予備となる。

さらに、空気ボンベはカードル単位で保守点検を行う計画であり、保守点 検時でも必要数を確保するため、予備として、2カードル:60 本を準備する。 以上より、予備ボンベ本数は合計86本となる。

1	the Milkewiter per						経過時	経過時間 (分)						4 117	
必要な要員と作業項目	:作業項目		 2	- 3	4	5	9		7	8 —	6	10	11	11.2 備考	
手順の項目	(豫) 菖蚕					∰ ∇	空気浄化送風機への切替え完了 (約5分) 又	(機への切ぎ	替え完了 (約5分)					
		1		風機起動											
		1					給気流量調整	羅幽							
緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替	緊急時対策要員	23					神・子・神・	ンジンゴル	本部・チェンジングエリア圧力調整	劉					
		11				2 次压力調	2次压力調節弁入口弁閉操作	閉操作							
		L													

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替操作タイムチャート (技術的能力審査資料「1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等」より抜粋) 第 2.4-9 図

34条-別添1-2-40 **72**

2.5 必要な情報を把握できる設備について

緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報(プラントパラメータ)を把握できる設備として、主にSPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置から構成される安全パラメータ表示システム(SPDS)を構築する設計とする。

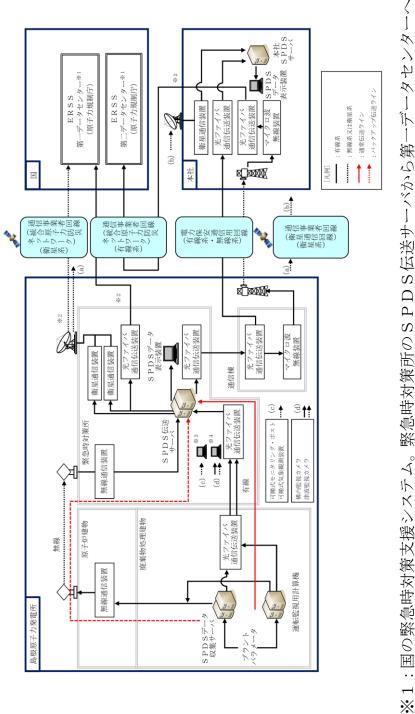
SPDSデータ収集サーバは廃棄物処理建物に設置し、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。

廃棄物処理建物にあるSPDSデータ収集サーバから緊急時対策所にあるSPDS伝送サーバへのデータ伝送手段は、有線(光ファイバ通信回線)と無線(無線通信回線)により構成し、多様性を確保する設計とする。概要を第2.5-1図に示す。

SPDSデータ表示装置で把握できる主なパラメータを第 2.5-1 表に示す。 第 2.5-1 表に示す通り、格納容器内の状態、燃料プールの状態、水素爆発に よる原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建物の損傷防止等を確認 できるパラメータについても SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とす る。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合に おいても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメー タを確認できる設計とする。

また、SPDSデータ表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。

なお,放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬式モニタリング・ポスト,風 向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬式気象観測装置のデータは,衛 星系により緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。



緊急時対策所の :国の緊急時対策支援システム。緊急時対策所のSPDS伝送サーバから第一データセンターへ,

PDS伝送サーバから本社経由で第二データセンターへ伝送する。

通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。 α *

可搬型モニタリングポスト等データ表示装置。 \mathfrak{S} **※**

主設備) Ш (有線又は無線系, 津波監視カメラ ıV. 構内監視カメ 4 *

等の概要 S (SPD)安全パラメータ表示システム × 5-1紙

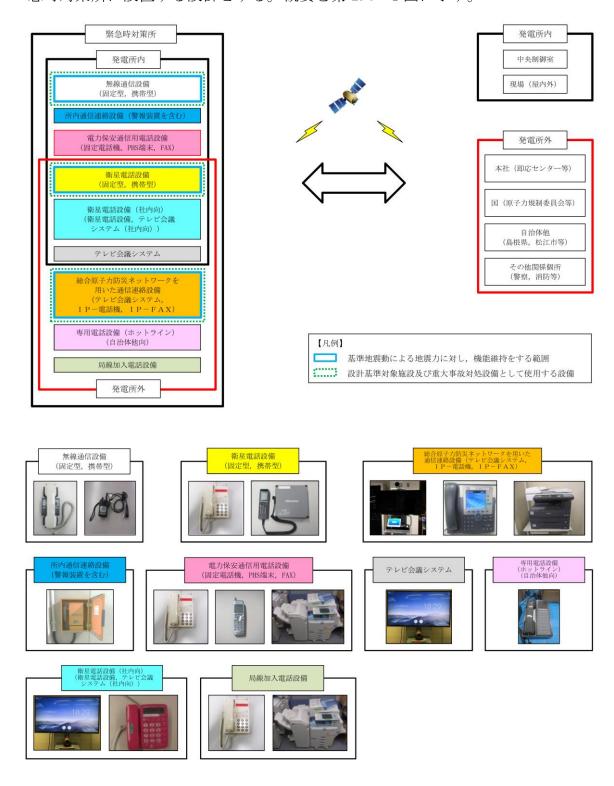
第2.5-1表 SPDSデータ表示装置で把握できる主なパラメータ

目的	主なパラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子東
	原子炉水位(広帯域)(燃料域)
	原子炉圧力
	原子炉圧力容器温度(SA)
	高圧炉心スプレイポンプ出口流量
炉心冷却の確認	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量
	残留熱除去ポンプ出口流量
	代替注水流量
	非常用ディーゼル発電機の給電状態
	非常用高圧母線電圧
	ドライウェル圧力 (SA)
	ドライウェル温度 (SA)
	格納容器內水素濃度,酸素濃度
 格納容器内の状態確認	格納容器内雰囲気放射線モニタ
1行称17行名かと10フ4人で思想能が	サプレッション・プール水位 (SA)
	ペデスタル水位
	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量
	代替注水流量
放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態
が入り、日に「内内田・フィ人・忠宗が住命心	排気筒放射線レベル
 環境の状態確認	モニタリング・ポストの指示
「水児 0 7 4人 7忠 1年 110	気象情報
燃料プールの状態確認	燃料プール水位(SA)
然れてクークレック4人が影神底中心	燃料プール水位・温度(SA)
水素爆発による格納容器の破損防	第1ベントフィルタ出口水素濃度
止確認	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)
水素爆発による原子炉建物の損傷	原子炉建物水素濃度
防止確認	/// // 在7/// / / / / / / / / / / / / / /

2.6 通信連絡設備について

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備(発電所内)を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)を緊急時対策所に設置する設計とする。概要を第 2.6-1 図に示す。



第2.6-1図 緊急時対策所における通信連絡設備の概要

3. 運用

- 3.1 必要要員の構成、配置について
 - (1) 原子力防災組織

緊急時対策本部は,重大事故等対策を実施する実施組織,実施組織に対して 技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を 整える運営支援組織で編成し,それぞれの役割分担,指揮命令系統を明確にし, 効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

島根原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、① 意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、 ⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、① の責任者として本部長(所長)が当たり、②~⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。

あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において,本部長の権限 は各統括又は各班長に委譲されており,各統括及び各班長は上位職の指示を待 つことなく,自律的に活動する。(詳細は5.9参照)

②~⑦の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相,また事故の進展 や収束の状況により異なるが,プルーム通過の前・中・後でも緊急時対策要員 の規模を拡大・縮小しながら円滑な事故対応が可能な組織設計とする。

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画では,原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に,その情勢に応じて,以下のように緊急時体制を区分している。(詳細は 5.6 参照)

- ①緊急時警戒体制 (原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制)
- ②緊急時非常体制(原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報事象相当)に対処するための体制)
- ③緊急時特別非常体制(原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態(原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当)に対処するための体制)

重大事故等発生時には、緊急時体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を第3.1-1図に示す。また、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)における原子力防災組織の要員は第3.1-2図に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員5名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員9名と復旧班現場要員21名、放射線管理現場要員3名、火災対応要員6名を加えた合計44名を想定する。

原子炉格納容器が破損し、大量のプルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。

プルーム通過後にプラント状況等により,必要に応じて一時退避させた要員 を再参集させる。

なお、プルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備 として設置する可搬式モニタリング・ポスト等の指示値により判断を行う。放 射線管理班長は、プルームの影響により可搬式モニタリング・ポスト等の線量 率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場 合に、プルームが通過したと判断する。

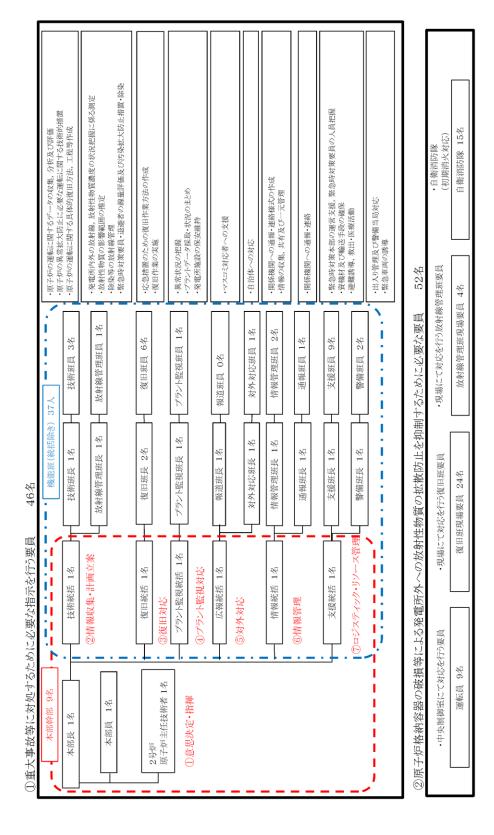
(2) 緊急時対策所

緊急時体制発令時において、緊急時対策所で対応する要員は、第 3.1-1 図に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 46 名及び②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 52 名のうち中央制御室で対応を行う運転員 9 名を除く 43 名の合計 89 名を緊急時対策所に収容できるものとする(第 3.1-1 表参照)。

プルーム通過中においても,重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は,交替要員を考慮して,第3.1-3 図及び第3.1-1表に示すとおり,①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員46名と,②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員23名の合計の69名とする。

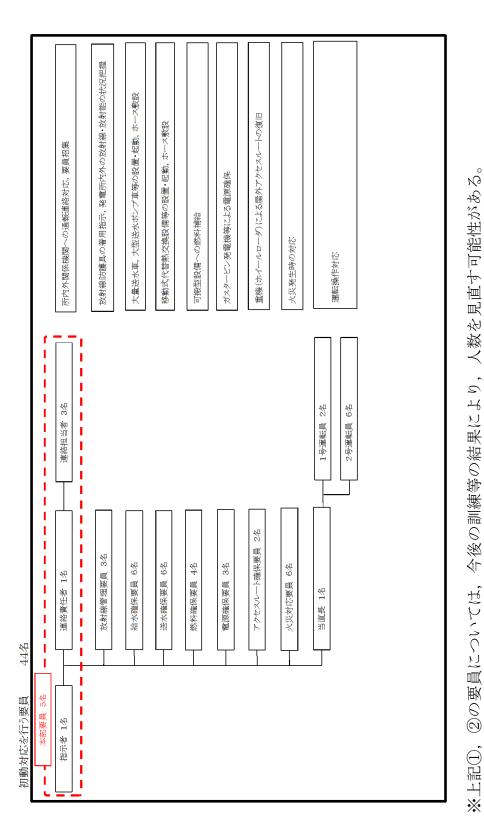
本部長(所長)は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

重大事故等に対処するための要員の動きを第3.1-4図に示す。

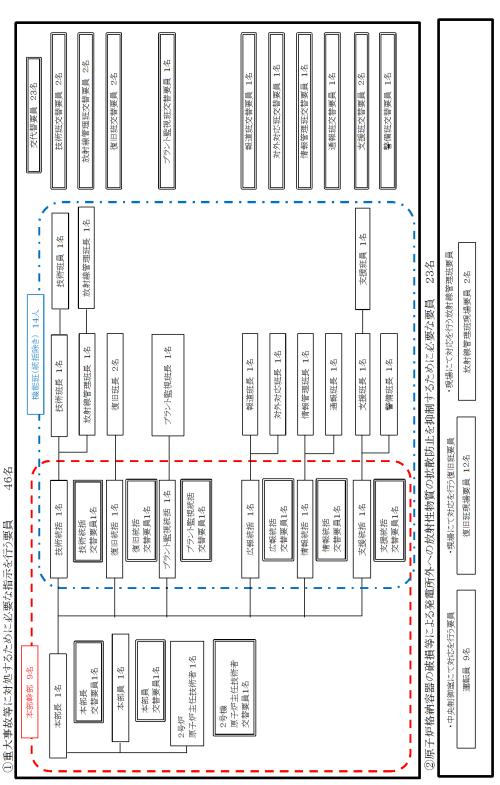


※上記①,②の要員については,長期的な対応に備え,所外に待機させた交替要員を招集し,順次交替させる。 今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

対応要員、 自衛消防隊 中央制御室, 緊急時対策所, (要員参集後 原子力防災組織の要員 第3.1-1図



第3.1-2図 原子力防災組織の要員(夜間・休日昼間)



緊急時対策所にとどまる要員 プルーム通過時 第3.1-3区

今後の訓練等の結果により,

②の要員については,

人数を見直す可能性がある。

第3.1-1表 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (1/2)

(名)

	事象進展		要員数 (※1) (名)		緊急時 対策所 (名)	中央 制御室 (名)	中央制御 室待避室 (名)	その他 の建物 (名)	現場 (名)	収容 人数 合計
		-	指示者	1	(41)	(/1)	(41)	(/11)		ЦП
		(※2) 本部要員	連絡責任者	1	_	_	_	5	_	
		2	連絡担当者	3						
	通常時		運転員	9	_	5~9	_	_	$0 \sim 4$	_
	(※4)	#H	復旧班現場要員(※2)	21	_	_	_	21	_	
		現場要員	放射線管理班現場要員 (※2)	3	_	_	_	3	_	
		員	消防チーム (※ 2)	6	_	_	_	6	_	
		1.	指示者	1						
		(※2) 本部要員	連絡責任者	1	5	_	_	_	_	
	in ti)員	連絡担当者	3						
1	初動 体制		運転員	9	_	$5 \sim 9$	_	_	$0 \sim 4$	35
	半削	珇	復旧班現場要員(※2)	21	21	_	_	_	(21)	
		現場要員	放射線管理班現場要員 (※2)	3	3	_	_	_	(3)	
		貝	消防チーム (※2)	6	6	_	_	_	(6)	
		-	意思決定・指揮	3						
		本部要員	情報収集・計画立案	7						
		要	復旧対応	9						
			プラント監視対応	3	46	_		_		
		** 4	対外対応	4						
	緊急時	4	情報管理	6						
2	警戒体制		ロジ゛スティック・リソース管理	14						89
			運転員	9	_	$5 \sim 9$	_		$0 \sim 4$	
		現	復旧班現場要員(※4)	24	24		_		(24)	
		現場要員	放射線管理班現場要員 (※4)	4	4	_	_	_	(4)	
		具	自衛消防隊 (※3,※4)	15	15	_	_	_	(15)	
			意思決定・指揮	3						
			情報収集・計画立案	7]					
		本	復旧対応	9						
		本部要員	プラント監視対応	3	46	_	_	_	_	
	取刍吐	員	対外対応	4						
3	緊急時 非常体制		情報管理	6]					89
	が市や町		ロジスティック・リソース管理	14						
		珥	運転員	9	_	$5 \sim 9$	_	_	$0 \sim 4$	
		場	復旧班現場要員	24	24	_	_	_	(24)	
		現場要員	放射線管理班現場要員	4	4	_	_	_	(4)	
		只	自衛消防隊(※3)	15	15	—	_	—	(15)	

※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:平日昼間は、管理事務所等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)については、緊急時対策所に隣接した建物及びその近傍で待機。

※3:自衛消防隊は15名で構成される。

%4: 直ちに発電所全所員に非常招集を行い,この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに,残りの要員については交替要員として待機させる。

第3.1-1表 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数(2/2)

(名)

	事象進展		要員数(※1) (名)		緊急時 対策所 (名)	中央 制御室 (名)	中央制御 室待避室 (名)	その他 の建物 (名)	現場 (名)	収容 人数 合計
			意思決定・指揮	3						
			情報収集・計画立案	7						
		本部要員	復旧対応	9						
		要	プラント監視対応	3	46	_	_	_	_	
	緊急時	員	対外対応	4						89
4	特別		情報管理	6						0.9
	非常体制		ロジ゛スティック・リソース管理	14						
		現	運転員	9	_	$5 \sim 9$	_	_	$0 \sim 4$	
		現場要員	復旧班現場要員	24	24	_	_	_	(24)	
		要目	放射線管理班現場要員	4	4	_	_	_	(4)	
		具	自衛消防隊(※2)	15	15	_	_	_	(15)	
			意思決定・指揮	6						
			情報収集・計画立案	10	46 (23					
		本部要員	復旧対応	6	×交替					
	プルーム	要	プラント監視対応	4	要員	_	_	_	_	
	通過中	員	対外対応	6	2)					69
(5)	(発災から		情報管理	6	2)					× 4
	24 時間後)		ロジスティック・リソース管理	8						W 4
	※ 3	珇	運転員	9	9	_	(5)	_	_	
		現場要員	復旧班現場要員	12	12	_	_	_	_	
		要目	放射線管理班現場要員	2	2	_	_	_	_	
		貝	自衛消防隊	0	_	_		_	_	
			意思決定・指揮	6						
			情報収集・計画立案	10						
	x	本	復旧対応	6						
	プルーム	本部要員	プラント監視対応	4	46	_	_	_	_	
	通過後 (プルーム	員	対外対応	6						60
6	放出開始か		情報管理	6						% 5
	が山開始がら 10 時間		ロジスティック・リソース管理	8						<i>≫</i> 3
	6 10 時間後)※3	押	運転員	9		$5 \sim 9$	_		0~4	
	Ø/ № 9	場	復旧班現場要員	12	12				(12)	
		現場要員	放射線管理班現場要員	2	2		_		(2)	
		貝	自衛消防隊	0	_	_		_	_	

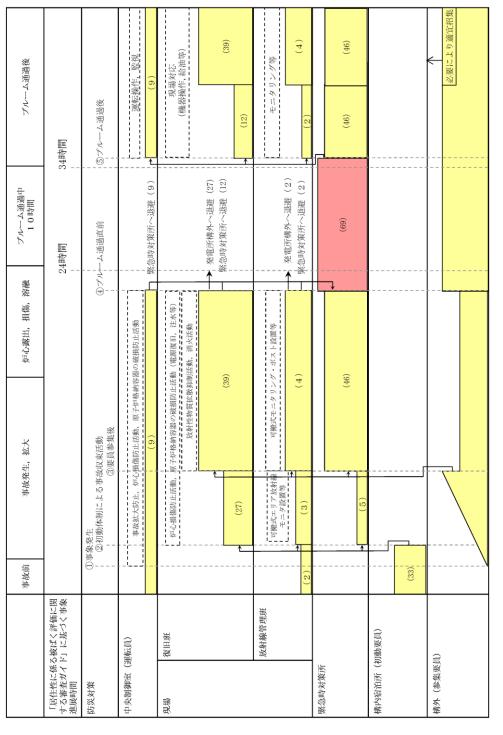
※1:要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※2:自衛消防隊は15名で構成される。

※3:「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に 基づく事象進展時間。

※4:プルーム放出前に緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

%5:必要に応じ、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。



今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。 ※要員数については,

事故発生からプルーム通過までの要員の動き 緊急時対策所, 中央制御室 第3.1-4図

3.2 事象発生後の要員の動きについて

(1) 要員の招集について

a. 平日勤務時間中

平日勤務時間中における緊急時対策要員(「3.1 必要要員の構成,配置について」第3.1-1表参照)のほとんどが管理事務所で執務しており、非常招集時は、緊急時対策所に参集する。

意思決定・指揮機能を担務する本部長(所長)の不在時の代行順位を第3.2 -1表に示す。

初動体制時における原子力防災組織の要員を第 3.2-1 図に, 緊急時対策 所と発電所職員の執務室等の位置関係を第 3.2-2 図に示す。

非常招集連絡について,原子力災害対策指針の「警戒事態」,「施設敷地緊急事態」,「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には,事象確認者である当直長等が,連絡責任者に連絡する。連絡責任者は原子力防災管理者である発電所長に発生事象を報告するとともに情報統括に連絡する。情報統括は,手順書に従い,所内通信連絡設備等を用いて緊急時対策要員の非常招集を行う。非常招集連絡のフローについて,第3.2-2表に示す。

なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、 発電所入構者のうち、緊急時対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内 の緊急時対策要員の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘 導で安否確認後、順次実施する。

b. 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外)

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において初動対応する要員(本部要員,現場要員)は,免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており,招集連絡を受けた場合は,速やかに緊急時対策所に参集する。

意思決定・指揮機能を担務する本部長(所長)の不在時の代行順位を第3.2 -1表に示す。

非常招集連絡について,原子力災害対策指針の「警戒事態」,「施設敷地緊急事態」,「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には,事象確認者である当直長等が連絡責任者に連絡する。連絡責任者は原子力防災管理者である発電所長に発生事象を報告するとともに,手順に従い,「要員招集システム」,「通信連絡手段」等を活用し,緊急時対策要員の非常招集及び情報提供を行う。非常招集連絡のフローについて,第3.2-2表に示す。

また,発電所内の緊急時対策要員以外の所員,一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については,「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。

なお、松江市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。

地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が 出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。

集合場所は、基本的には構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)(第3.2-4回)とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。

なお、緑ヶ丘施設は、敷地面積約1,600m²,延床面積約640m²の建築基準法に基づき設計された鉄骨造の建築物であり、十分な耐震性を有している。また、宮内(社宅・寮)は、合計敷地面積約12,000m²,延床面積約7,400m²の建築基準法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり、十分な耐震性を有している。さらに、佐太前寮は、敷地面積約5,100m²,延床面積約4,000m²の建築基準法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり、十分な耐震性を有している。

構外参集拠点(緑ヶ丘施設,宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)に参集した 要員は,緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認,調整を行い,発電所 に集団で移動する。

- ①発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格納容器ベントの実施見通し),発電所に行くための必要な装備(放射線防護具,マスク,線量計を含む))
- ②その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況等,移動する上で有益な情報)
- ③発電所へ移動する人の情報(人数,体調,移動手段(徒歩,車両),連 絡先)

緊急時対策要員の非常招集の流れについて,第 3.2-2 表に示す。また,要員招集システムによる非常招集連絡の概要を第 3.2-3 図に示す。

発電所構外からの要員参集ルートについては,第3.2-4 図に示すとおりであり,要員参集ルートの障害要因としては,比較的に平坦な土地であることから,土砂災害の影響は少なく,地震による橋の崩壊,津波による参集ルートの浸水が考えられる。

地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。

また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成 12 年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。

大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。

津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津 波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート(第3.2 -4図に示す、比較的海に近いルート)は使用しないこととし、これ以外の 参集ルートを使用して参集することとする。

また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートも確保している。発電所構内への参集ルートを第3.2-5 図に示す。

緊急時対策本部は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に 出向いている現場要員に対しては、随時、通信連絡設備(無線通信設備等) を使用し、技術班が随時評価する格納容器ベント実施予想時刻を連絡すると ともに、現場要員のうちプルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対し ては、格納容器ベント実施予測時刻の約5時間前までに余裕をもって緊急時 対策所に戻ってくるよう指示する。

緊急時対策本部は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備(衛星電話設備等)を使用して、格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。また、プルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ(予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径 5 km)外への退避時間を考慮し、遅くとも格納容器ベントの実施見通しの 2 時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ 外への退避を指示する。

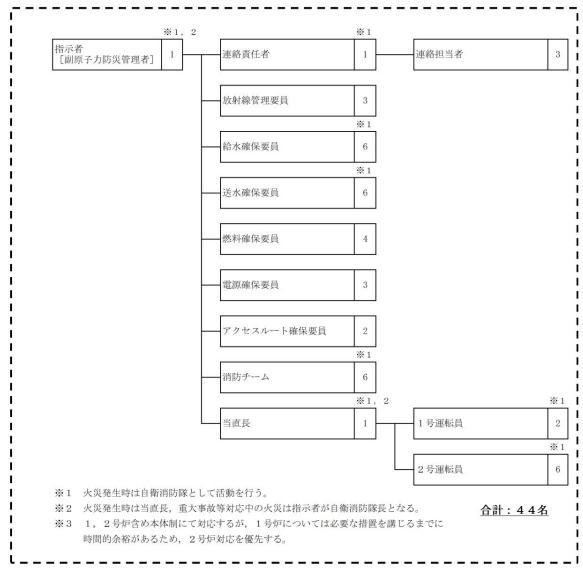
意図せずプルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合,緊急時対策本部は,参集途中の要員に対して,緊急に PAZ 外に退避するよう指示することを基本とするが,緊急時対策所までの移動時間等を考慮し,参集を継続させるかについて総合的に判断する。

第3.2-1表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位

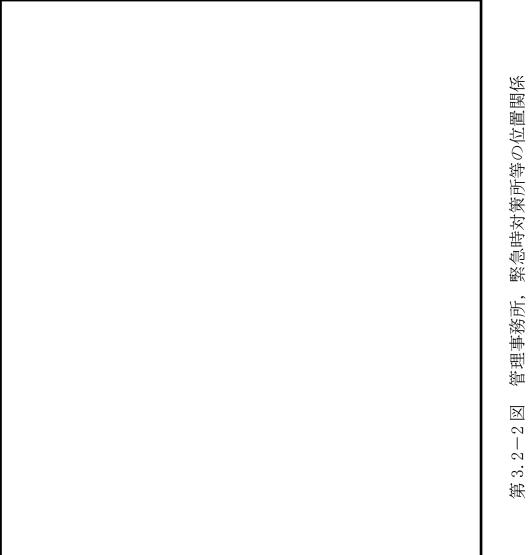
代行順位	役職
1	副所長 (技術全般)
2	副所長 (3号試運転)
3	技術部長
4	保修部長
5	発電部長
6	廃止措置・環境管理部長
7	保修部課長(保修管理)
8	保修部課長 (保修技術)
9	保修部課長 (SA工事プロジェクト)
10	保修部課長(電気)
11	保修部課長 (計装)
12	保修部課長 (原子炉)
13	保修部課長(タービン)
14	保修部課長 (3号電気)
15	保修部課長 (3号機械)

[※] 役職については、組織見直し等により変更される場合がある。





第3.2-1図 初動体制時における原子力防災組織の要員

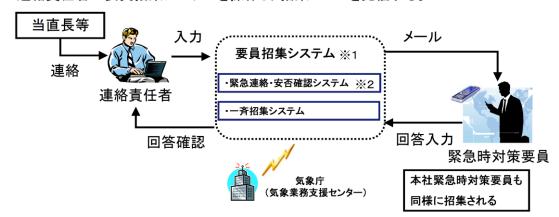


管理事務所,緊急時対策所等の位置関係 X

第3.2-2表 緊急時対策要員の非常招集の流れ

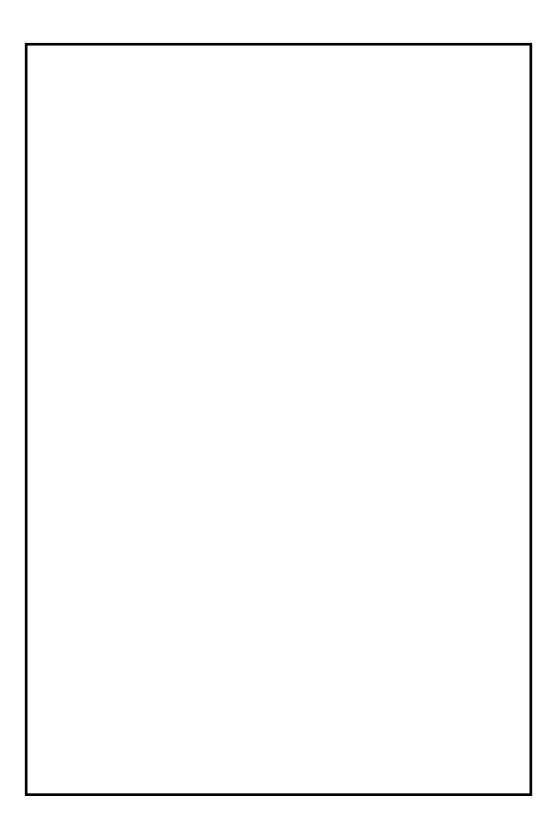
は,直接発電所に向けて参集する。また,松江市内で震度6弱以上 ○地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示 ながら、集団で移動する。構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・ 飛網 等が出された場合は、家族を一旦避難所に避難させるなどの必要な ○電話又は要員招集システムにより招集連絡を受けた緊急時対策要員 の地震が発生した場合は、電話又は要員招集システムによる招集連 ①発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格 納容器ベントの実施見通し),発電所に行くための必要な装備(放 ②その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況 所の連絡責任者と連絡をとり、原子炉施設の運転に関し、保安上の 及び佐太前寮)とするが、発電所の状況が入手できる場合は直接発 を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取り 寮)及び佐太前寮)には通信連絡設備として衛星電話設備(携帯型) ○集合場所は,基本的に構外参集拠点(緑ヶ丘施設,宮内(社宅・寮) ○構外参集拠点(緑ヶ丘施設,宮内(社宅・寮)及び佐太前寮) ○発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により,必要の都度, 集した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、 ③発電所へ移動する人の情報 (人数, 体調, 移動手段 (徒歩, 措置を行い,家族の身の安全を確保した上で移動する。 非常招集の実施 絡がなくとも自主的に発電所に参集する 射線防護服, マスク, 線量計を含む) 等,移動する上で有益な情報) 電所へ参集可能とする。 を各5台配備する。 指示を行う。 「全面緊急事 以下のフローにて緊急時対策要員に対 夜間・休日昼間当番者 要員招集システム起動 ②指示 ・所内通信連絡設備・電話 (初動要員) 副本部長他 連絡責任者(初動要員) 各統括 各班長 各班員 「施設敷地緊急事態」, 原子力防災管理者 <夜間・休日昼間> ①報告 非常招集連絡 原子力災害対策指針の「警戒事態」, 態」に該当する事象が発生した場合, ②指示 所內通信連絡設備 副本部長他 各統括 各班長 各班員 原子力防災管理者 連絡責任者 する招集連絡を行う 情報統括 ①報告 · 電話 <平日昼間>

■ 要員招集システムによる対応要員の招集 連絡責任者が要員招集システムを操作し、招集メールを発信する。



- ※1 発電所沿岸で津波警報,大津波警報が発令された場合は気象庁の情報により要員招集システムからも 招集メールが自動配信される。
- ※2 松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合, 自主的に参集を開始するが, 地震情報は当該システムからも自動配信される。

第3.2-3 図 要員招集システムによる非常招集連絡



第3.2-4図 参集拠点から発電所への代表的な参集ルート

第3.2-5図 発電所構内への参集ルート

(2) 緊急時対策所の立ち上げについて

平日の勤務時間帯においては、緊急時対策要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、初動対応する要員は、 免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機し ており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。

緊急時対策所の通信連絡設備,必要な情報を把握できる設備等へは,通常,非常用所内電気設備から給電が行われ,外部電源喪失時には,非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。なお,非常用所内電気設備より受電できない場合,緊急時対策所近傍に配備している可搬型代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており,その場合の受電に要する時間は約60分と想定する。タイムチャートを第3.2-6図に示す。

また,緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機の起動対応は,緊急時対策所要員2名で行い,この起動に要する時間は第3.2-12図のタイムチャートに示す通り約45分と想定する。

A) - 117	角ろ						
	09						
	55						
	5			(£)		f 器操作	
	50	40分		ケーブル敷設 (移動,接続作業含む)		絶縁抵抗測定, 遮断器操作	Н
	45	#完了	_	多動,接給		抵抗測	H
	40	電機準(敷設(科		絶緣	
		5所用発		ケーナル			
(分)	35	緊急時対策所用発電機準備完了 40分					
経過時間 (分)	30		_				H
耧	25						Ц
10 15 20 25							
	20						
	15						
	10						
	2						
			\vdash		က		ᅦ
			┢				\dashv
The Alk off	2 作業項目	(藻) 萺齑			緊急時対策要員		
r III James A.C.	必要な要員と作業項目	手順の項目			緊急時対策所用発電機準備		

7	角を							
H							1 (後)	
	24	20分					受電操作	
	25	動完了					緊急時対策所受電操作(移動合む)	
	20	発電機起					器	<u>†</u>
	18	讨策所用						
	16	緊急時対						
(\$ 5)	14		\vdash					
経過時間(分)	12				発電機起動			
対	10				発電			
				備 (移動)				
				発電機起動準備 (移動)				
	9			発電				
	4 —							
	- 2							
\vdash					က			
I	ш.	要員(数)			緊急時対策要員			
	と作業項							
	必要な要員と作業項目	緊急時対策所用発		緊急時対策所用発電機起動				

緊急時対策所用発電機準備及び起動のタイムチャート 第3.2-6図

(3) 緊急時対策所からの一時退避

重大事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化し、大量のプルームが 放出されるような事態においては、緊急時対策所にとどまる要員以外は、以下 の要領にて発電所から構外(原子力事業所災害対策支援拠点等)へ一時退避さ せる。

- ①本部長は、プルームの放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる 要員の移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判 断を行う。
- ②本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から 一時退避する要員とを明確にする。
- ③本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。
- ④本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響が少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。島根支社等への退避ルートは第3.2-7図に示すルートであり、距離約13km、徒歩で4時間程度かかる。
- ⑤本部長は、プルーム通過後のプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた緊急時対策要員を再参集する。

第3.2-7図 発電所構外退避場所及び主要な退避ルート

(4) 緊急時対策所における換気設備等について

緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「(a)緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化(プルーム通過前)」、「(b)緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による正圧化(プルーム通過中)」、「(c)緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替え(プルーム通過後)」を実施する。

換気設備運用のイメージを第 3.2-9 図に、プルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像について第 3.2-10 図に示す。また、上記(a) \sim (c)の操作のタイムチャートを第 $3.2-12\sim14$ 図に示す。

- (a) 緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化 (プルーム通過前)
 - 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、緊急時対策所空気浄化 送風機により緊急時対策所の正圧化を開始する。
 - ①空気浄化送風機及び空気浄化フィルタユニットの可搬ダクト及び電源 を緊急時対策所に接続する。
 - ②常用換気空調系給気隔離ダンパを閉止し,使用側給気隔離ダンパを調整 開とする。
 - ③使用側の空気浄化送風機を起動し、緊急時対策所の正圧化を開始する。
 - ④チェンジングエリア排気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパにて排気側を 調整し、緊急時対策所が正圧化に必要な差圧となっていることを差圧計 にて確認する。
- (b) 緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による正圧化(プルーム通過中) プルーム通過時においては,緊急時対策所空気浄化送風機から緊急時対策 所正圧化装置(空気ボンベ)に切替えることにより緊急時対策所への外気の 流入を遮断する。

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による加圧判断のフローチャートは第3.2-11図に示すとおりであり、以下の①②のいずれの場合において、緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による加圧を開始する。

①以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合

【条件 1-1】2 号炉の炉心損傷**及び格納容器破損の評価に 必要なパラメータの監視不可

及び

【条件 1-2】可搬式モニタリング・ポスト(緊急時対策所 近傍に設置するもの、以下同じ)、可搬式エリ ア放射線モニタいずれかの線量率の指示が急 上昇した場合(警報発生) ②以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】,及び【条件 2-2-1】又は【条件 2-2-2】が満たされた場合

(どちらか

【条件 2-1-1】 2 号炉にて炉心損傷*後に格納容器ベントの 実施を判断した場合

【条件 2-1-2】 2 号炉にて炉心損傷*後に格納容器破損徴候が発生した場合

及び

(どちらか

【条件 2-2-1】格納容器ベント実施の直前

【条件 2-2-2】可搬式モニタリング・ポスト,可搬式エリア 放射線モニタいずれかのモニタ値が急上昇し た場合(警報発生)

※格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に,原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

【条件 2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること,【条件 1-2】及び 【条件 2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬式 エリア放射線モニタによって瞬時に検知できる設計とすることから,加圧判 断が遅れることはない。

加圧判断後の操作は約5分で実施可能な設計とするため、最長でも5分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。

※緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)は、通常運転時において空気ボンベの元弁を "開"とし、ボンベラック毎に隔離弁を設置する。隔離弁は通常運転時に"閉"としておく。緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)使用時には、各々のボンベラックの隔離弁を事故発生後24時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、緊急時対策所内に設置する給気弁を開操作することで正圧化が開始可能な設計とする。

緊急時対策所空気浄化送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対 策所正圧化装置(空気ボンベ)による緊急時対策所の正圧化への切替えは、 緊急時対策所空気浄化送風機の停止,給排気隔離ダンパの閉止,緊急時対策 所空気ボンベ給気弁の開操作および排気隔離ダンパ開度調整による差圧調 整により実施する。

緊急時対策所において,可搬型ダクトは容易に取付け/取外しが可能な設計とする。また,緊急時対策所空気ボンベ給気弁及び排気隔離弁はハンドル

操作により容易に全開/全閉操作が可能な設計とする。なお、加圧判断後の 操作が正圧化を維持したままで、約5分で実施が可能であることについては、 実機試験等により確認する。

なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策所近傍に設置する可搬式モニタリング・ポスト、可搬式エリア放射線モニタの2種類であるが、設計基準対象設備であるモニタリング・ポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)の操作手順は以下に示すとおりである。

①緊急時対策所空気ボンベ給気弁を開操作し、給気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパを閉止するとともに、緊急時対策所空気浄化送風機を停止し、緊急時対策所の正圧化を開始する。その後、排気隔離ダンパの開度を調整することで、緊急時対策所内の差圧を管理する。

本操作については,全て緊急時対策所内から操作可能とすることにより, 速やかな切替操作を可能とする。

(c) 緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替(プルーム通過後)

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による加圧は、プルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬式モニタリング・ポスト及び自主対策設備であるモニタリング・ポストの線量率の指示値から、プルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。

プルームについては、可搬式モニタリング・ポスト等の線量率の指示値 が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定な状態になり、周辺環境 中の放射性物質が十分減少した場合に、通過したものと判断する。

可搬式モニタリング・ポストの設置予定位置を第3.2-8図に示す。

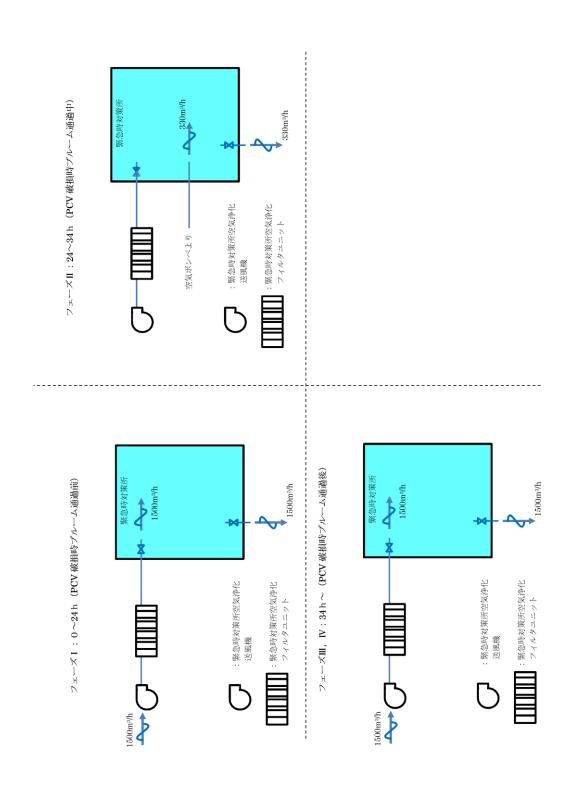


緊急時対策所の正圧化を,緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による 給気から緊急時対策所空気浄化送風機による給気に切替える場合において は,以下の通り,切替操作を行っている間を,緊急時対策所正圧化装置(空 気ボンベ)の給気と緊急時対策所空気浄化送風機の給気を並行して行うこと により,緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。

- ①緊急時対策所の内側において,給気隔離ダンパを開操作し緊急時対策所 内に緊急時対策所空気浄化送風機による給気を開始する。
- ②緊急時対策所の内側において,緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ) の給気弁を閉操作する。

給気隔離ダンパの開操作,緊急時対策所空気浄化送風機起動及びその他の緊急時対策所内の弁の操作に必要となる所要時間は5分である。これに加え,緊急時対策所空気浄化送風機起動失敗を想定した場合の予備機への切替操作^{※1}(6分)を考慮すると,本操作の所要時間は合計で11分となる。^{※2}

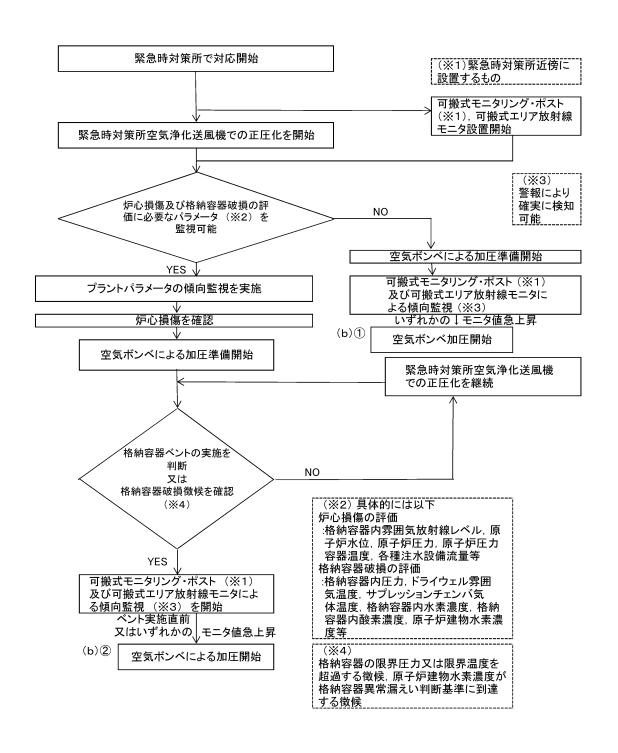
- ※1 予備の緊急時対策所空気浄化送風機は,緊急時対策所立上げ時に必要となる屋外作業(可搬型ダクト接続等)を実施しておく運用としており,緊急時対策所内で容易に予備機への切替操作が可能な設計とする。
- ※2 プルーム通過後の緊急時対策所空気浄化送風機への切替え操作詳細については、「2.4 換気空調系設備について」に示す。



第3.2-9図 緊急時対策所における換気設備の運用イメージ

:	41 42 43 (# <i>s</i>				
	38 39 40		と送風機へ切替	フェーズ II , IV	転(1台:正压化)
経過時間 (時間)	35 36 37		ě所正圧化装置(空気ポンペ)) ▽ 空気ポンペから緊急時対策所空気浄化送風機へ切替		空気浄化送風機運転(1台:正圧化) 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)加圧(正圧化) 緊急時対策所空気浄化送風機運転(1台:正圧化 (こ)
	24 34	ペープルーム版出開始 で プルーム放出開始 も(緊急時対策所空気浄化送風機)	E圧化開始 (緊急時対9	$\Pi ightarrow au - au \mathcal{L}$	空気浄化送風機運転(1 緊急時対策所正圧化装 ア
	0	○ 事象発生 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		フェーズ I	緊急時対策所 (a) (b)
		EQN)?	37,57£	フェーズ	緊急時対策所

第3.2-10図 緊急時対策所における換気設備の運用全体像



第3.2-11 図 緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による加圧判断の フローチャート

1									経過時間 (分)	(%)						
必要な要員と作業項目	é項目		, ,	10	20	30	40	20	09	70	80	06	100	110	120	0:
手順の項目	(楽)						(美)	用側空気	浄化装置	起動完了	(約45分)) 待機() Q	訓接繞完了	使用側空気浄化装置起動完了(約45分) 待機側接続完了(約90分) $ abla olimits$	(
							使用側可搬型ダクト・電源接続	型ダクト	·電源接続							
							給気限	給気隔離ダンパ操作	操作							
緊急時対策所空気浄化送風機運転	緊急時対策要員	23														
								空気浄化	空気浄化送風機起動,給気流量調整,	,給気流量		· 放管工リ	本部・放管エリア圧力調整			
												*	寺機側可搬 型	待機側可搬型ダクト運搬接続・電源接続	接続・電源	1接続
																!

緊急時対策所空気浄化送風機により正圧化する場合 (プルーム通過前) のタイムチャート (操作手順(a)) 第3.2-12区

	編							
	I							
	12							
	=-							
	01—							
	6—							
			** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **			劉		
	∞	(約5分)	開操作,給分) 操作	リア圧力調		
11 (分)		緊急時対策所加圧開始(約5分) 又	2 次圧力調節弁入口弁開操作,		チェンジングエリア排気隔離ダンパ閉(調整開)			
経過時間(分)	9 —	時対策所	2 次圧力調		編牒ダンパ	本部・チェン	被 命 上	
	- 2		3	*開操作	エリア排気	×	空気浄化送風機停止	
	4-			給気隔離ダンパ閉操作	- 2 2 2 2		왕	
	m-			都	#			
	ca —							
			П	-	23		-	
		(2			nm/			
		要員(教)			緊急時対策要員			
	匣				聚型			
	必要な要員と作業項目							
	必要な要				(メンド)			
		項目			装置 (空気加圧			
		手順の項目			所正圧化3 による			
					緊急時対策所正圧化装置 (空気ボンベ) による加圧			
					経			

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)により正圧化を開始する場合(プルーム通過中)のタイムチャート(操作手順(b)) 第3.2-13区

	12 Alls agen at						接過	経過時間 (分)							4
必要な要員と作業項目	と作業項目		 2		3	4	- 2	9	7	8 —	6 —	10	11	12	備考
手順の項目	要員(数)					ът /	空気浄化送風機への切替え完了 (約5分) 又	風機への切	替え完了	(約5分)					
		П	空気浄化送風機起動	風機起動											
		ı					**************************************	細點							
緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替	緊急時対策要員	2					**************************************	木堂・チ・ンジングトコを圧土躍襲	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	¥					
							i i			4					
		п				2次压力	2次圧力調節弁入口弁閉操作	弁閉操作							

緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機へ切り替える場合 (プルーム通過後)のタイムチャート(操作手順(c)) 第3.2-14区

3.3 汚染持ち込み防止について

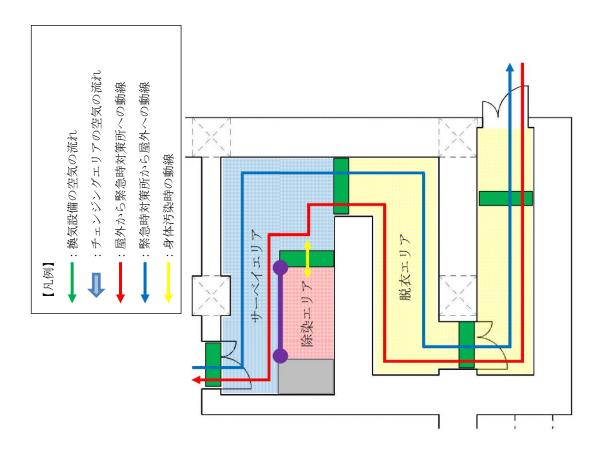
緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような 状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリ ング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。

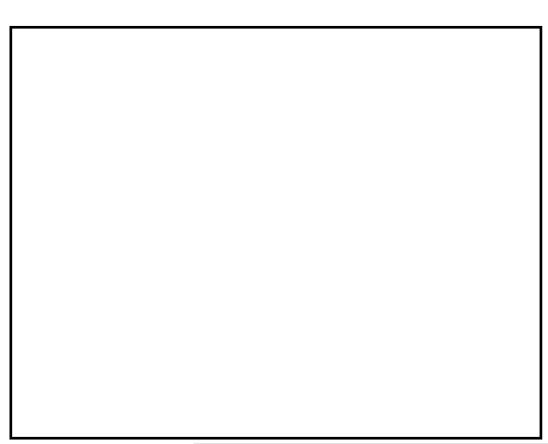
チェンジングエリアは,緊急時対策所に待機していた要員が,緊急時対策所 外で作業を行った後,再度,緊急時対策所に入室する際等に利用する。

チェンジングエリアは,要員の被ばく低減の観点から,緊急時対策所内,か つ緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設営する。

緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を第 3.3-1 図に示す。

また、チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員1名で20分以内を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを第3.3-2図に示す。





本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

緊急時対策所チェンジングエリア設営場所及び概略図

第3.3-1図

	120 備考						
	110						
	100						
	06						
	80						
	70						
経過時間(分)	09						
経過	50						
	40						
20 30		了 20分				毎	
		チェンジングエリア設置完了 20分	⊳	兄確認		エリア設置	<u>†</u>
	10			エリア状況雑認			
		4 J.H.					
					1		
必要な要員と作業項目		(操) 目 亜	X X X		緊急時対策要員		
	必要な要員。	日虹の馴宝	IK		チェンジングエリアの設置		

第3.3-2図 チェンジングエリアの設営のタイムチャート

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないよう緊急時対策所正圧化バウンダリに配備する。また、チェンジングエリア用資機材は汚染が付着しないようポリシート等であらかじめ養生し、チェンジングエリアに配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量を第3.4-1表に、資機材保管場所を第3.4-1図に示す。

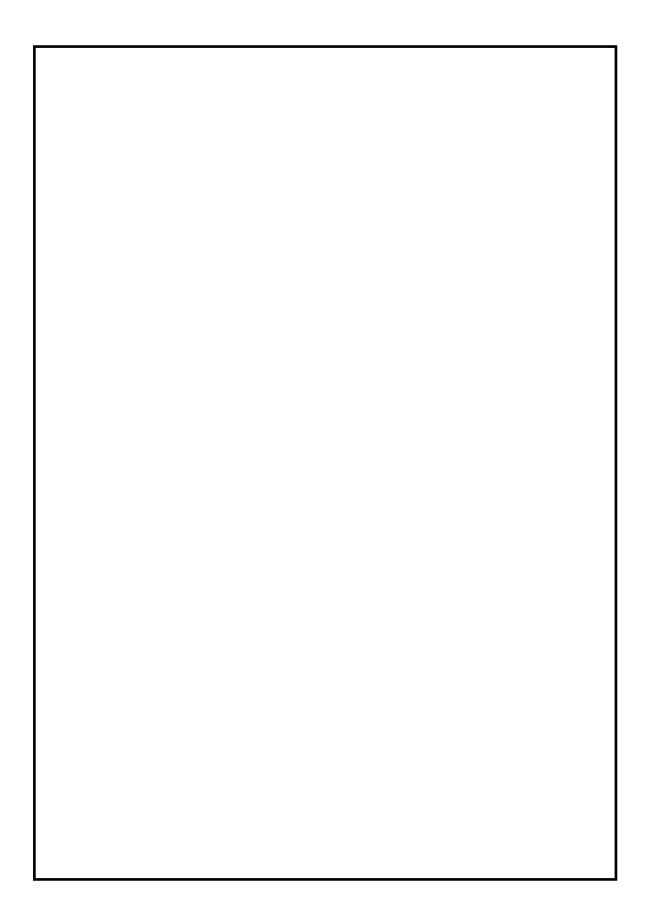
第3.4-1表 配備する資機材の数量

区分	品目	数量		備考
		汚染防護服	1,050着	100名 ^{※1} ×7日×1.5=1,050
	防護具※3	全面マスク等	450 個	100名×3日×1.5=450 ^{※2}
		チャコールフィルタ	1,050組	100名×7日×1.5=1,050
	個人線量計	個人線量計	100 台	100名
		GM汚染サーベイメータ	4台	予備を含む
放射線管理		電離箱サーベイメータ	5台	予備を含む
用資機材				緊急時対策本部に重大事故等
	サーベイ	可搬式エリア放射線モニタ	2台	対処設備として設置する。予
	メータ等			備を含む
		ダストサンプラ	2台	予備を含む
		チェンジングエリア用	1式	
		資機材	1 14	
		発電所周辺地図		
資料	重大事故対	発電所周辺人口関連データ		
	策の検討に	主要系統模式図	1式	
	必要な資料	系統図及びプラント配置図		
		等		
食料等	食料等	食料	2,100食	100名×7日×3食=2,100
及行守	及行守	飲料水 (1.5 リットル)	1,400本	100名×7日×2本=1,400
				緊急時対策本部に重大事故等
	酸素濃度計	酸素濃度計	2台	対処設備として設置する。
				予備を含む
	一			緊急時対策本部に重大事故等
その他	二酸化炭素	二酸化炭素濃度計	2台	対処設備として設置する。
-C 071E	(辰/文 日			予備を含む
	安定よう素	安定よう素剤	800 錠	100名×8錠(初日2錠+2
	剤	久心よノボ川	000 政臣	日目以降1錠/日)=800
	照明	LEDライト	1式	第 3.4-2 表参照
	<i>11</i> 2 公1	懐中電灯 等	1 1/	N1 0. 1 7 公公以

※1:100名(1号炉及び2号炉対応の緊急時対策要員74名+自衛消防隊15名+ 余裕)

※2:4日目以降は除染で対応する。

※3:初動体制時に緊急時対策所に参集する要員(44名)分を執務室,宿泊場所等に配備する。



第3.4-1 図 緊急時対策所資機材保管場所

b. 照明

(a) 設計基準対象施設

設計基準事故に対処するために,緊急時対策所に非常灯及び電源内蔵型照明を設置する設計とする。

非常灯及び電源内蔵型照明は非常用所内電気設備から給電可能な設計とする。

また,緊急時対策所内に設置する非常灯及び電源内蔵型照明は,外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう,非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし,全交流動力電源喪失時に緊急時対策所用発電機から給電可能な設計とする。

第3.4-2 図に照明装置,第3.4-3 図に照明配置図を示す。



非常灯(電源内蔵型) 仕様

· 定格電圧: 交流 100 V

•緊急時対策所

緊急時対策本部エリア:

交流電源時:500ルクス以上

(床上 0.8m)

(設計値及び実測値)

バッテリ駆動時:60 ルクス以上(設

計値)

• 点灯可能時間: 8 時間以上

(全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が緊急時対策所用発電機から開始されるまでの間として想定する60分以上点灯が必要)

【参考】JIS Z9110による基準 集中監視室 500ルクス以上



非常灯 仕様

·定格電圧:交流 100 V

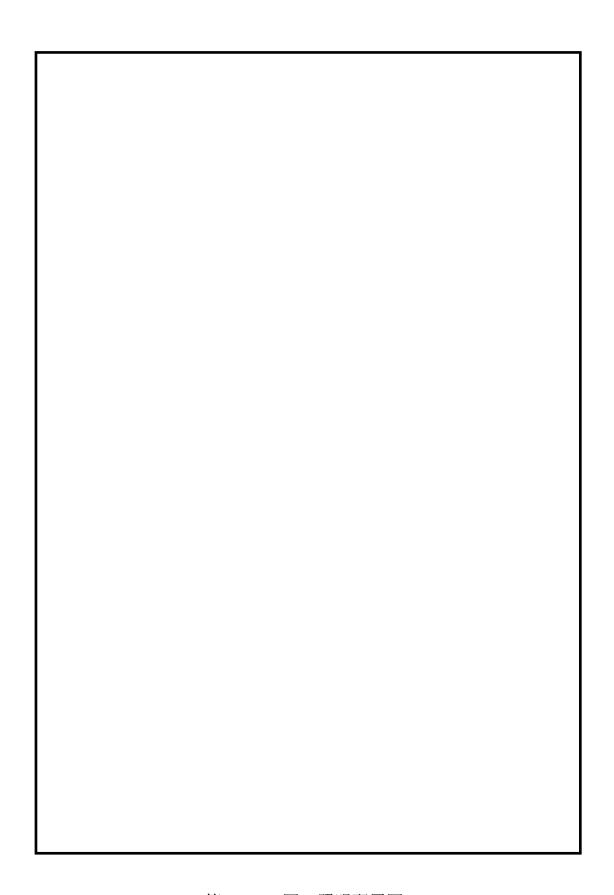


電源内蔵型照明 仕様

・定格電圧:交流 100 V

・点灯可能時間:8時間以上 (全交流動力電源喪失時から重大 事故等に対処するために必要な 電力の供給が代替交流電源設備 から開始されるまでの間として 想定する60分以上点灯が必要)

第3.4-2 図 照明装置



第3.4-3 図 照明配置図

(b) 重大事故等対処設備

重大事故等対処するために,緊急時対策所に非常灯及び電源内蔵型照明を 設置する設計とする。

また,免震重要棟から緊急時対策所に参集する要員のため,可搬型照明として,懐中電灯及びヘッドライトを免震重要棟に保管し,必要な照度*を確保できる設計とする。

さらに懐中電灯及びLEDライト(ランタンタイプ)を緊急時対策所に保管する設計とする。

第3.4-2表に可搬型照明の保管場所,数量及び仕様,第3.4-4図に可搬型照明を用いた現場状況を示す。

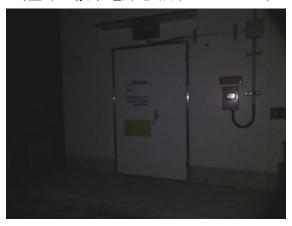
※ 照度: 1ルクス以上(建築基準法施行令)

第3.4-2表 可搬型照明の保管場所,数量及び仕様

種類	保管場所	数量	仕様 (参考値)
懐中電灯	緊急時対策所 (対策本部)	40 個 (緊急時対策所 (対 策本部)の初動対応要員分 35 個+予備 5 個)	
	免震重要棟	37個(初動体制時に緊急 時対策所に参集する要員 のうち免震重要棟で宿泊 する要員分33個+予備4 個)	電源: 乾電池(単三) 点灯可能時間: 約11時間
LEDライト (ランタン タイプ)	緊急時対策所 (対策本部)	9個(緊急時対策所(対策 本部)の初動対応要員分7 個+予備2個)	電源:乾電池(単三)点灯可能時間:約29時間
ヘッドライト	免震重要棟	37個(初動体制時に緊急 時対策所に参集する要員 のうち免震重要棟で宿泊 する要員分33個+予備4 個)	電源:乾電池(単四) 点灯可能時間: 約20時間

※保管場所,数量,仕様については、今後の検討により変更となる可能性がある。

緊急時対策所入口 (屋外で懐中電灯を点灯 6ルクス)



緊急時対策所 対策本部 (電力の供給が緊急時対策所用発電機から開始されるまでの 非常灯(電源内蔵型)及び,電源内蔵型照明点灯時に ランタンを使用 60 ルクス)



第3.4-4図 可搬型照明を用いた現場状況

4. 耐震設計方針について

緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な緊急時対策要員がとどまるとともに、緊急時対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。

本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。

- ・ 居住性を確保するための設備
- ・ 必要な情報を把握できる設備
- 通信連絡設備
- 電源設備
- (1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所の機能と主要設備を第4-1表に示す。

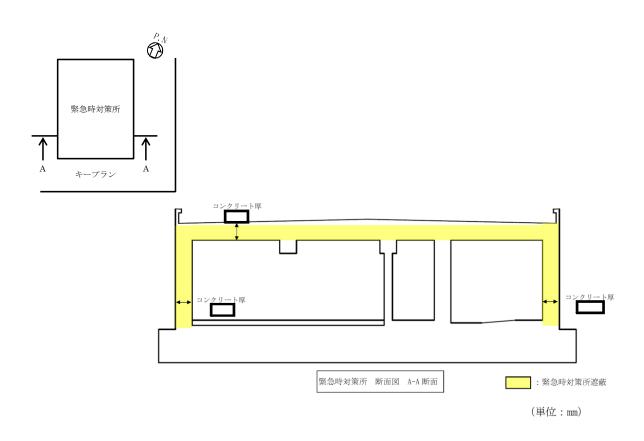
第4-1表 緊急時対策所の機能と主要設備

が11女 示心門内外川・小阪北と工女队開		
機能	主要設備	
居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所空気浄化送風機,緊急時対策所空気浄化フィルタユニット,緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ),酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬式エリア放射線モニタ,可搬式モニタリング・ポスト	
通信連絡設備	発電所内用 無線通信設備,衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備	
必要な情報を 把握できる設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	
電源設備	緊急時対策所用発電機,緊急時対策所 発電機接続プラグ盤,緊急時対策所 低圧母線盤,緊急時対策所用燃料地下タンク,タンクローリ	

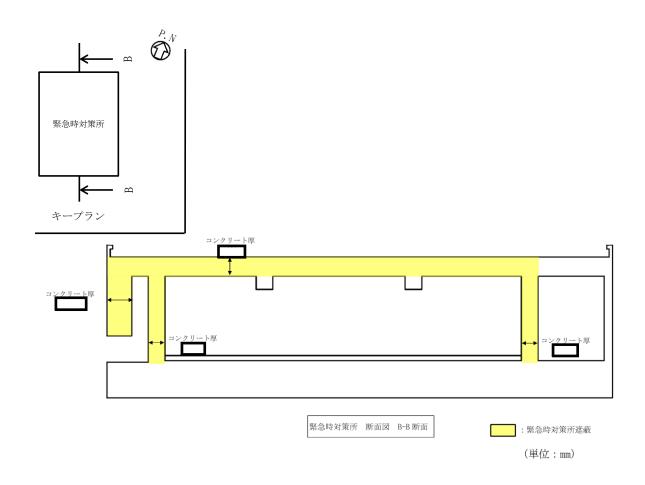
(2) 居住性を確保するための設備

(a) 緊急時対策所遮蔽

緊急時対策所遮蔽について,第 4-1 図,第 4-2 図に示す。緊急時対策所 遮蔽は,基準地震動 S s による地震力に対して遮蔽性能を喪失しないことを 確認する。



第4-1図 緊急時対策所遮蔽説明図 (A-A 断面)



第4-2図 緊急時対策所遮蔽説明図 (B-B 断面)

(b) 緊急時対策所

緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に設置される常設の重大事故等 対処施設として、基準地震動 S s による地震力に対して機能が喪失しない 設計とする。

(c) 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット の耐震設計

緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,転倒防止措置等を施すとともに,基準地震動 S s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

(d) 緊急時対策所正圧化装置の耐震設計

緊急時対策所正圧化装置は、空気ボンベの転倒防止措置等を施すとともに、配管・弁が基準地震動 S s による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。

(e) 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬式エリア放射線モニタの 耐震設計

緊急時対策所に設置する酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計,可搬式 エリア放射線モニタは,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により 基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

第4-2表 緊急時対策所 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,差圧計, 可搬式エリア放射線モニタに係る耐震設計

⇒n. /++ :	тук пп	71#3n.31
設備	機器	耐震設計
		・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策
		所内に設置し, 転倒防止措置等を施すとと
	酸素濃度計	もに、加振試験等により基準地震動Ssに
		よる地震力に対して機能が喪失しないこ
		とを確認する。
		・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急
	二酸化炭素濃	時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施
	一酸化灰糸侲 度計	すとともに,加振試験等により基準地震動
	<i> </i> 交印	Ssによる地震力に対して機能が喪失し
居住性を確保す		ないことを確認する。
るための設備※		・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策所内
		に設置し、転倒防止措置等を施すととも
	差圧計	に、加振試験等により基準地震動Ssによ
		る地震力に対して機能が喪失しないこと
		を確認する。
		・可搬式エリア放射線モニタは、耐震性を有
	可搬式エリア	する緊急時対策所内に設置し, 転倒防止措
	り搬式エリノ 放射線モニタ	置等を施すとともに、加振試験等により基
		準地震動 S s による地震力に対して機能
		が喪失しないことを確認する。

※:居住性を確保するための設備のうち、 可搬式モニタリング・ポストについて は「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示 す章)」で示す。

(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備

緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は,転倒防止措置等を施すことで,基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。

また、建物間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長の確保及び2回線化することにより、地震力による影響を低減する設計とする。

第4-3表 緊急時対策所の通信連絡設備に係わる耐震設計

		寿 4−5 亥	※おけめ 水川の畑百埋桁な畑に休わる岬房政計
通信種別	主要設備	備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備	固定型	・衛星電話設備(固定型)の衛星電話用アンテナ,端末装置は,緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(固定型)が機能維持できることを確認する。・衛星電話設備(固定型)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは,基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。
		携带型	・衛星電話設備 (携帯型) は,緊急時対策所に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動Ssに対して,建物及び衛星電話設備 (携帯型)が機能維持できることを確認する。
発電所内	無線通信設備	固定型	・無線通信設備(固定型)の無線通信用アンテナ,端末装置は,緊急時対策所に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動Ssに対して,建物及び無線通信設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・無線通信設備(固定型)の端末装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは,基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。
		携带型	・ 無棘連信設備(携布堂)は,緊急時対界内に設直し,転倒的正指直等を施すとともに,加振試験等により基準地震動Ssに対して,建物及び無線通信設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する。当年を記録	テレビ会議 システム I P- 電話機	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P-電話機, I P-F A X)は, 緊急時対策所に設置し, 転倒防止措置等を施すとともに, 加振試験等により基準地震動 S に対して, 建物及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P-電話機, I P-F A X)が機能維持できることを確認する。
	1月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1	FAX	

以要な情報を押握できる設備に係わる耐震設計 緊急時対策所 第4-4表

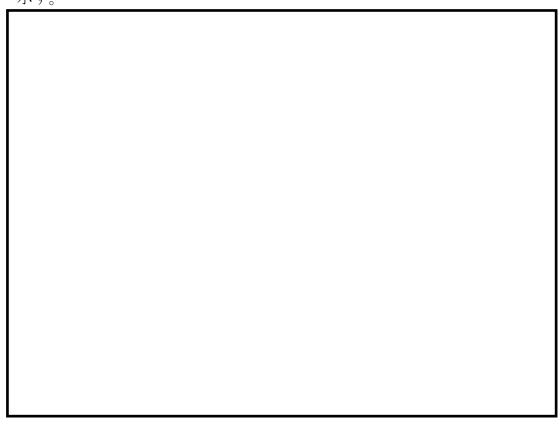
		为4—4	- 4 女 ・糸心叶刈 水川・ 仏安 4 1月 報 4 1 1 1位 く さ つ 欧 (備 (〜) ボイノン 切 辰 政 司
場所	主要設備	設備	耐震措置
	S P D S データ 収集サーバ	3データー・デーン	・SPDSデータ収集サーバは,廃棄物処理建物内に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により 基準地震動Ssに対して,建物及びSPDSデータ収集サーバが機能維持できることを確認する。
原子炉建物 工工厂 医苯酚	光ファイバ 通信伝送装置	· イバ 送装置	・光ファイバ通信伝送装置は,廃棄物処理建物に設置し,無線通信装置に悪影響を及ぼさないことを確認する。
文 C 発来物の理律物	無線通信装置	后 装置	・無線通信装置は、原子炉建物内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。
建物間	建物間 伝送	無線系	・無線通信用アンテナは、原子炉建物及び緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信用アンテナが機能維持できることを確認する。
	バート	有線系	・有線系のケーブルについては,可とう性を有するとともに余長を確保する。
	光ファイバ 通信伝送装置 [*]	· イバ き装置 [※]	・光ファイバ通信伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準 地震動 S s に対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。 ・光ファイバ通信伝送装置までのケーブルは、基準地震動 S s に対して機能維持できる電線管等に敷設する。
	光ファイバ 通信伝送装置	<i>* イバ</i> 送装置	・光ファイバ通信伝送装置は,緊急時対策所に設置し,無線通信装置に悪影響を及ぼさないことを確認する。
聚 対 新 所 所	無線通信装置	信装置	・無線通信装置は、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。
	SPDS4	S P D S 伝送 サーバ	・SPDS伝送サーバは、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及びSPDS伝送サーバが機能維持できることを確認する。
	S P D S データ 表示装置	3 データ 装置	・SPDS データ表示装置は,緊急時対策所内に設置し,転倒防止措置等を施すとともに,加振試験等により基準地震動Ssに対して,建物及びSPDSデータ表示装置が機能維持できることを確認する。

※ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に関する装置

(4) 電源設備

緊急時対策所用発電機は屋外(緊急時対策所北側)に設置し、車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。緊急時対策所用発電機は、予備機を屋外(第4保管エリア)に保管することとする。予備機についても車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。また、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤は、耐震性を有する緊急時対策所外壁又は建物内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、盤及び装置が基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。緊急時対策所 発電機接続プラグ盤から緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所重大事故対処設備までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。緊急時対策所用燃料地下タンクは屋外に設置し、基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。タンクローリは屋外に設置し、輪留めによる固定等をするとともに、加振試験等により基準地震動Ssによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

緊急時対策所用発電機の保管場所を第4-3図に,また,外観を第4-4図に示す。



第4-3図 緊急時対策所用発電機 保管場所



(注) 車両に搭載する発電機を示す。

第4-4図 緊急時対策所用発電機 外観

5. 添付資料

- 5.1 チェンジングエリアについて
 - (1) チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項(緊急時対策所)並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項(緊急時対策所)に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

(実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈第 76 条 第1項(緊急時対策所)抜粋)

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業 服の着替え等を行うための区画を設けること。

(2) チェンジングエリアの概要

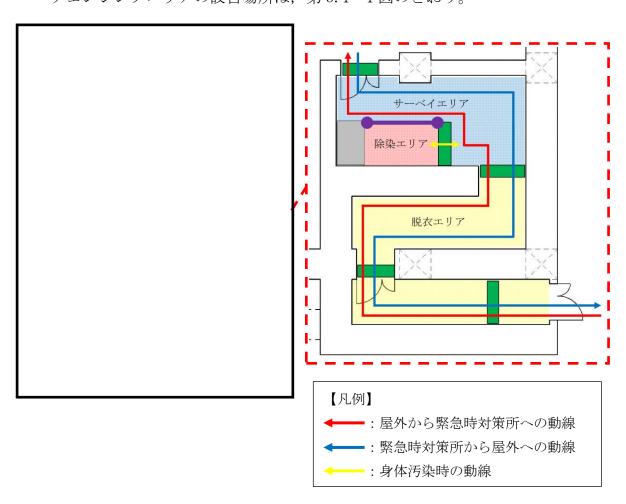
チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、 緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設置するとともに、要員の被ばく低減 の観点から緊急時対策所内に設営する。概要は第5.1-1表のとおり。

第5.1-1表 チェンジングエリアの概要

		理由
設営場所	緊急時対策所	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において,緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため,モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。
設営方式	部屋全面区画	設営の容易さの観点から、部屋全面 を区画する。なお、平常時から養生 シートによりあらかじめ養生してお くことにより、速やかな設置作業を 可能とする。
手順着手の 判断基準	原子力災害対策特別措置法 第 10 条特定事象が発生し た後,技術統括が,事象進 展の状況(炉心損傷を判断 した場合等),参集済みの 要員数及び放射線管理班が 実施する作業の優先順位を 考慮して,チェンジングエ リア設営を行うと判断した 場合。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染するような恐れが発生した場合,チェンジングエリアの設営を行う。
実施者	放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営 できるよう定期的に訓練を行ってい る放射線管理班が設営を行う。

(3) チェンジングエリアの設営場所 チェンジングエリアは、緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設置する。

チェンジングエリアの設営場所は、第5.1-1図のとおり。



第5.1-1図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所

- (4) チェンジングエリアの設営(考え方,資機材)
 - a. 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため,第 5.1-2 図の設営フローに従い,第 5.1-3 図のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は,放射線管理班員 1 名で 20 分以内を想定している。

なお, チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い, 設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。

チェンジングエリアの設営は、原子力防災組織の緊急時対策要員の放射線 管理班のうち1名をチェンジングエリアの設営に割り当て行う。

設営の着手は、原子力災害特別措置法第 10 条特定事象が発生した後、事 象進展の状況、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順 位を考慮して放射線管理班長が判断し、速やかに実施する。

> ① チェンジングエリア用資機材の設置 状態確認,床・壁の養生確認・補修

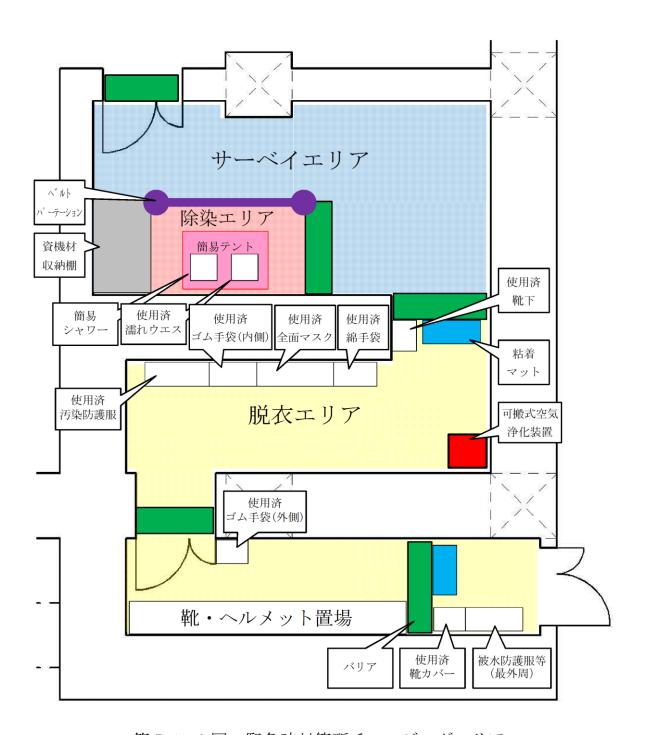
> > \downarrow

② 粘着マットの保護シートの剥離,装備 回収箱へポリ袋の取り付け

-

③ GM汚染サーベイメータの配備

第5.1-2図 チェンジングエリア設営フロー



第5.1-3図 緊急時対策所チェンジングエリア

b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、第 5.1-2 表のとおりとする。

チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア内に保管する。

第5.1-2表 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材

名称	数量**1	根拠
		似從
養生シート	5 巻**2	
バリア	5個※3	
粘着マット	4枚**4	
装備回収箱	8個 ^{※5}	
ヘルメット掛け	1式	
ポリ袋	300 枚※6	
テープ	24 巻**7	
ウエス	1箱**8	
ウェットティッシュ	5個**9	チェンジングエリアの運用に
はさみ	1個	必要な数量
マジック	2本	
簡易テント	1台※10	
簡易シャワー	1台	
簡易タンク	1台]
トレイ	1 個]
バケツ	2個	1
ベルトパーテーション	3本※11	1
可搬式空気浄化装置	1式	1

- ※1 今後,訓練等で見直しを行う。
- ※2 約130m²(床,壁の養生面積(エリア全面張替え1回分))×2(補修張替え等)÷90m²/巻×1.5倍≒5巻(養生シート損傷,汚染時等)
- ※3 5個(各エリア間設置箇所数)
- ※4 2枚(設置箇所数)×2 (汚染時の交換用) = 4枚
- ※5 8個(設置箇所数)
- ※6 8枚(設置箇所)×3枚/日(1日交換回数)×7日×1.5倍=252枚→300枚
- ※7 約230m(養生エリアの外周距離(エリア全面張替え1回分))×2 (補修張替え等)÷30m/巻×1.5 倍=23 巻→24 巻 (養生シート損傷, 汚染時等)
- ※8 1,200 枚/箱(除染等)
- ※9 120 枚/個 (除染等)
- ※10 960mm×960mm×1,600mm (除染エリア設置)
- ※11 3本(設置箇所数)

(5) チェンジングエリアの運用

(出入管理,脱衣,汚染検査,除染,着衣,要員に汚染が確認された場合の対応,廃棄物管理,チェンジングエリアの維持管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは第 5.1-2 図のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。

①脱衣エリア

防護具を適切な順番で脱衣するエリア

②サーベイエリア

防護具を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア 汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。

③除染エリア

サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア

b. 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。

- ・脱衣エリアの靴脱ぎ場で、安全靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、被水防 護服等を脱衣する。
- ・脱衣エリアで,汚染防護服,ゴム手袋内側,マスク,帽子,靴下,綿手袋を脱衣する。

なお,チェンジングエリアでは,放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜 確認し,指導,助言,防護具の脱衣の補助を行う。

c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

- ・脱衣後、サーベイエリアに移動する。
- サーベイエリアにて汚染検査を受ける。
- ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策本部エリア(資機材室)へ入室 する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお,放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順 について図示等を行う。また,放射線管理班員は汚染検査の状況について, 適宜確認し,指導,助言をする。

d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- 汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。
- ・再度汚染箇所について汚染検査する。
- ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。)

e. 着衣

防護具の着衣手順は以下のとおり。

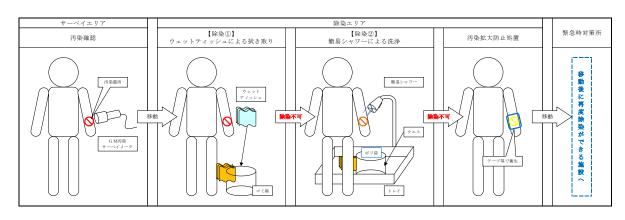
- ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、汚染防護服、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。
- ・チェンジングエリアの靴脱ぎ場で、ヘルメット、安全靴等を着用する。 放射線管理班員は、要員の作業に応じて、被水防護服等の着用を指示す る。

f. 要員に汚染が確認された場合の対応

サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。

要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は,第 5.1-4 図のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。



第5.1-4 図 除染及び汚染水処理イメージ図

g. 廃棄物管理

緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については,チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから,適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. チェンジングエリアの維持管理

放射線管理班員は、床・壁等の養生の確認を実施し、養生シート等に損傷が生じている場合は、補修を行う。

チェンジングエリア内の表面汚染密度,線量当量率及び空気中放射性物質 濃度を定期的(1回/日以上)に測定し,放射性物質の異常な流入や拡大が ないことを確認する。

プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には,表面 汚染密度,線量当量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施し,必要に応 じチェンジングエリアの除染を実施する。なお,測定及び除染を行った要員 は,脱衣エリアにて脱衣を行う。

(6) チェンジングエリアに係る補足事項

a. 汚染拡大防止の考え方

緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査を行う ためのサーベイエリア、脱衣を行うための脱衣エリア及び身体に付着した放 射性物質の除染を行うための除染エリアを設けるとともに、緊急時対策所換 気空調設備により、緊急時対策所の空気を浄化し、緊急時対策所の放射性物 質を低減する設計とする。

b. 可搬式空気浄化装置

チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、可搬式空気浄化装置 を通常時から設置し、他の設備へ悪影響を及ぼさないよう転倒防止対策を講 ずる。可搬式空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリア の空気を吸い込み浄化するよう配置し、脱衣エリアを換気することで、緊急 時対策所外で活動した要員の脱衣による汚染拡大を防止する。

可搬式空気浄化装置による送気が正常に行われていることの確認は,可搬 式空気浄化装置に取り付ける吹き流しの動きを目視により行う。

可搬式空気浄化装置は,脱衣エリアを換気できる風量とし,仕様等を第5.1-5図に示す。

なお、緊急時対策所はプルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもプルーム通過時は、原則利用しない。したがって、チェンジングエリア用の可搬式空気浄化装置についてもプルーム通過時には運用しないことから、可搬式空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。

ただし、可搬式空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体(フィルタ含む)の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。



○外形寸法:約500(D)×約360(W)×約1,350(H)mm

○最大風量:13m³/min

○重 量:約60kg (フィルタ除く)

○フィルタ:微粒子フィルタ,よう素フィルタ

微粒子フィルタ

微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。

よう素フィルタ

よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。

第5.1-5図 可搬式空気浄化装置の仕様等

c. チェンジングエリアの設営状況

チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアごとに 区画しており、各エリアの壁・床等について、通常時より養生シート及びテープにより区画養生を行っておくことで、チェンジングエリア設営時間の短縮を図る。

チェンジングエリア内面は,必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から 養生シートを貼ることとし,一時閉鎖となる時間を短縮している。

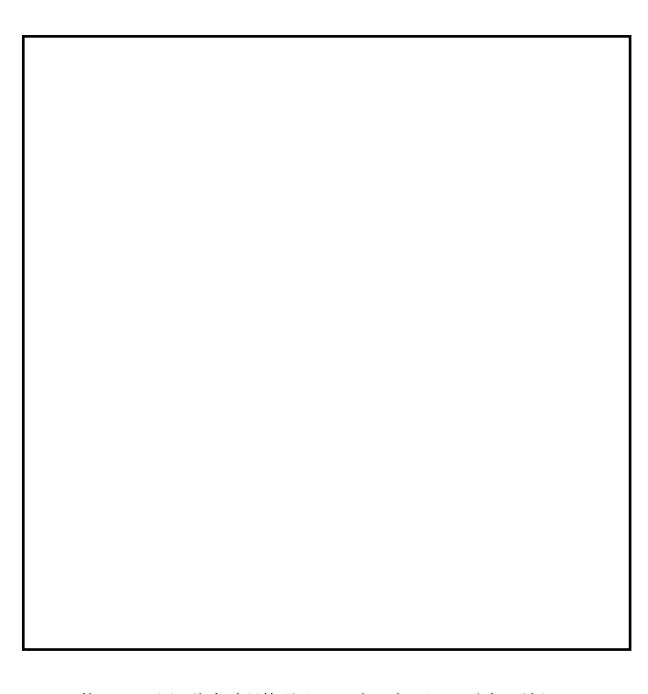
更にチェンジングエリア内には, 靴等に付着した放射性物質を持ち込まないように粘着マットを設置する。

また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修 用の資機材を準備する。

d. チェンジングエリアへの空気の流れ

緊急時対策所チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所内に設置し、第 5.1-6 図のように、チェンジングエリア排気隔離ダンパにより緊急時対策本部の圧力を正圧 100Pa 以上に調整し、排気隔離ダンパによりチェンジングエリアの圧力を微正圧(屋外より高い圧力かつ資機材室よりも低い圧力)に調整することにより、屋外よりの放射性物質の流入を防止すると共に、チェンジングエリアの空気が緊急時対策所(資機材室)に流入しない設計とする。

また, 更なる被ばく低減のため, 可搬式空気浄化装置を設置する。可搬式空気浄化装置はチェンジングエリア付近を循環運転することによりチェンジングエリア付近全体の放射性物質を低減し, 汚染拡大を防止する。



第5.1-6図 緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ

e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。

サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響は与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。

また,緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで,脱衣 時の接触を防止する。なお,緊急時対策所から退室する要員は,防護具を着 用しているため,緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても, 汚染が身体に付着することはない。

(7) 汚染の管理基準

第5.1-3表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。

ただし、第5.1-3表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。

	状況	汚染の管理基準**1	根拠等
	屋外(発電所構内全般)		法令に定める表面汚染密度限
状況①	〜少量の放射性物質が	1,300cpm ^{*2}	度(アルファ線を放出しない
(T)	漏えい又は放出される	1, 500cpm	放射性同位元素の表面汚染密
	ような原子力災害時		度限度): 40Bq/cm²の 1/10
	十担性プルールが提出	40,000cpm ^{*3}	原子力災害対策指針における
状	大規模プルームが放出	40, 000cpm	OIL4 に準拠
況	害時	13,000cpm [*] 4	原子力災害対策指針における
	古时	15, 000cpm	OIL4【1ヶ月後の値】に準拠

第5.1-3表 汚染の管理基準

- ※1:計測器の仕様や構成により係数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認 しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。
- ※2:4 Bq/cm²相当。
- ※3:120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況化に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準(バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準)として設定(13,000×3≒40,000cpm)。
- ※4:40Bq/cm²相当(放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度)。

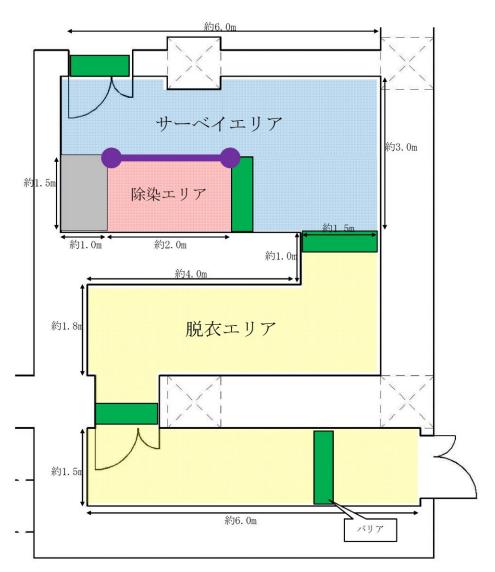
(8) チェンジングエリアのスペースについて

緊急時対策所における現場作業を行う要員は、プルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数 14名を考慮し、同時に 14名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリア内の各エリア面積を第 5.1-4表に、チェンジングエリア内の各エリア寸法を第 5.1-7 図に示す。チェンジングエリアに同時に 14名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約 35 分(1 人目の脱衣に 6 分+その後順次汚染検査 2 分×14 名)であり、全ての要員が汚染している場合でも約 65 分(汚染のない場合の 35 分+除染後の再検査 2 分×14 名)であることを確認している。また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも

また, 仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも チェンジングエリアは建物内に設置しており, 屋外での待機はなく不要な被ば くを防止することができる。

第5.1-4表 チェンジングエリア内の各エリア面積

エリア名称	エリア寸法	エリア面積
靴・ヘルメット置場	約6.0m×約1.5m	約 9.0m²
脱衣エリア	約 5.5m×約 1.8m+ 約 1.5m×約 1.0m	約 11. 4m²
サーベイエリア	約3.0m×約6.0m— 約1.5m×約3.0m	約 13.5m²
除染エリア	約 2.0m×約 1.5m	約 3.0m²



第5.1-7図 チェンジングエリア内の各エリア寸法

(9) 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ

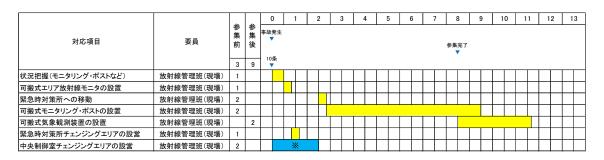
放射線管理班は,緊急時対策所チェンジングエリアの設営以外に,緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタの設置 (20 分以内),可搬式モニタリング・ポストの設置 (最大 6 時間 40 分以内),可搬式気象観測装置の設置 (3 時間 10 分以内),中央制御室チェンジングエリアの設営 (2 時間以内)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については,放射線管理班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。

例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、全ての対応を並行して実施することになる。また、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第 10 条発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、原子力防災組織の緊急時対策要員の放射線管理班 2 名で、中央制御室チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬式モニタリング・ポスト等の設置を行うことになる。

・ケース① (平日の勤務時間帯の場合)

対応項目	要員	参集前	参集後	事故: 参集	済	1	2	;	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		3	9	\ \v	,														
状況把握(モニタリング・ポストなど)	放射線管理班(現場)	1																	
可搬式エリア放射線モニタの設置	放射線管理班(現場)	1																	
緊急時対策所への移動	放射線管理班(現場)		9		П														
可搬式モニタリング・ポストの設置	放射線管理班(現場)		2																
可搬式気象観測装置の設置	放射線管理班(現場)		2																
緊急時対策所チェンジングエリアの設営	放射線管理班(現場)	1																	
中央制御室チェンジングエリアの設営	放射線管理班(現場)	2																	

・ケース② (夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) に事故が発生した場合)



※可搬式モニタリング・ポストの設置の前に、放射線管理班長の判断により中央制御室チェンジングエリアの設営を優先。

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数,電源設備 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとお りである。

通信種別		主要施設	配備 台数 ^{※1}	電源設備
	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車
発電所内	別四日建裕 成佣	スピーカ	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車
	年 纳泽/	無線通信設備(固定型)	5台	非常用ディーゼル発電機, 無停電 電源装置, 緊急時対策所用発電機
	無線通信設備	無線通信設備(携帯型)	62 台	非常用ディーゼル発電機,充電式電池,緊急時対策所用発電機
		衛星電話設備(固定型)	5 台	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
	衛星電話設備	衛星電話設備(携帯型)	10 台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機
発電所 内外		固定電話機	10 台	非常用ディーゼル発電機, 充電器(蓄電池), 緊急時対策所用発電機
	電力保安通信用電話設備	PHS端末	32 台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機
		FAX	1 台	非常用ディーゼル発電機,無停電電源装置,緊急時対策所用発電機
		テレビ会議システム	1式	非常用ディーゼル発電機,無停電電源装置,緊急時対策所用発電機
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信 連絡設備	I P-電話機(有線系)	4 台	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
		I P-電話機(衛星系)	2 台	非常用ディーゼル発電機, 無停電 電源装置, 緊急時対策所用発電機
		IP-FAX(有線系)	2 台	非常用ディーゼル発電機, 無停電 電源装置, 緊急時対策所用発電機
		IP-FAX(衛星系)	1台	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
発電所外	衛星電話設備	衛星社内電話	1 台	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
	(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機,無停電電源装置,緊急時対策所用発電機
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム(社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	専用電話設備(ホットライン)	4 台	非常用ディーゼル発電機,無停電 電源装置,緊急時対策所用発電機
		固定電話機	1台	- (通信事業者回線からの給電)
	局線加入電話設備	FAX	1台	通信事業者回線から給電,非常用 ディーゼル発電機, 緊急時対策所用発電機

※1:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

(2) 放射線管理用資機材品名と配備数

○防護具

		配備数※7	
品名	緊急時対策所	中央制御室	構内 (参考)
汚染防護服	1,050 着 ^{※1}	210 着 ^{※8}	約 5,000 着
靴下	1,050 足 ^{※1}	210 足**8	約 5,000 足
帽子	1,050 着 ^{※1}	210 着 ^{※8}	約 5,000 着
綿手袋	1,050 双 ^{※1}	210 双 ^{※8}	約 5,000 双
ゴム手袋	2,100 双 ^{※2}	420 双 ^{※ 9}	約 15,000 双
ろ過式呼吸用保護具	450個 ^{※3}	90個※10	約 2, 100 個
(以下内訳)	450 回	90 <u> </u>	ポリ Z, 100 旧日
電動ファン付き全面マスク	30 個 ^{※5}	10 個 ^{※12}	約 100 個
全面マスク	420個 ^{※15}	80 個※16	約 2,000 個
チャコールフィルタ	1,050 組 ^{※1}	210 組 ^{※8}	約 5, 100 組
(以下内訳)	1,000 水丘	210 //ഥ	かり 5 , 100
電動ファン付き全面マスク用	210 組 ^{※17}	70 組 ^{※19}	約 100 組
全面マスク用	840 組*18	140 組※20	約 5,000 組
被水防護服	525 着 ^{※4}	105 着※11	約3,000着
作業用長靴	30 足**5	10 足**12	約 100 足
高線量対応防護服	12 着 ^{※6}	_	約 10 着
(タングステンベスト)	14 個	_	
セルフエアーセット	_	4台**13	約 50 台
酸素呼吸器		3台*14	約 10 台

- %1:100名(1号及び2号炉対応の緊急時対策要員 74名+自衛消防隊 15名+余裕,以下同様) \times 7日×1.5倍
- ※2:※1×2重(内側,外側)
- ※3:100名×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍
- ※4:100名×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)
- ※5:30名(1号及び2号炉対応の現場復旧班要員24名+放射線管理班要員4名+余裕)
- ※6:12名(プルーム通過直後に対応する現場復旧班要員12名)
- ※7:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)
- ※8:10名(1号及び2号炉運転員9名+余裕,以下同様)×2交替×7日×1.5倍
- ※9:※8×2重(内側,外側)
- ※10:10名×2交替×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍
- ※11:10名×2交替×7日×1.5倍×50%(年間降水日数を考慮)
- ※12:10名
- ※13:初期対応用3台+予備1台
- ※14: インターフェイスシステム LOCA 等対応用 2 台+予備 1 台
- X15: X3 X5
- ※16:※10-※12 ※17:※5×7日 ※18:※1-※17 ※19:※12×7日 ※20:※8-※19

・1.5倍の妥当性の確認について

【緊急時対策所】

標準体制時(1日目),1号及び2号炉対応の要員は緊急時対策要員98名であり,本部要員46名,現場要員28名,運転員9名及び自衛消防隊15名で構成されている。このうち,本部要員は,緊急時対策所を正圧化することにより,防護具類を着用する必要がないが,全要員は12時間を目途に1回交替するため,2回の交替分を考慮する。また,現場要員28名は,1日に6回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し,防護具類を着用する必要がないため考慮しない。

プルーム通過以降(2日目以降), 1号及び2号炉対応の要員は緊急時対策要員69名であり,本部要員46名,現場要員14名及び運転員9名で構成されている。このうち,本部要員は、緊急時対策所を正圧化することにより、防護具類を着用する必要がないが、全要員は7日目以降に1回交替するため、1回の交替分を考慮する。また、現場要員は1日に2回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し、防護具類を着用する必要がないため考慮しない。

98 名×2 交替+28 名×6 回+69 名+14 名×2 回×6 日=601 着<1,050 着

【中央制御室】

要員数9名は、運転員(中操)5名と運転員(現場)4名で構成されている。 このうち、運転員(中操)は、中央制御室内を正圧化することにより、防護具類 を着用する必要がない。ただし、運転員は2交替を考慮し、交替時の1回着用を 想定する。また、運転員(現場)は、1回現場に行くことを想定している。

94 \times 1 回 \times 1 交替 \times 1 日 \times 1 有 \times 1 回 \times 1 交替 \times 1 日 \times 1 有 \times 1 日 \times 1 日 \times 1 有 \times 1 日 \times 1 1 日 \times 1 1 日 \times 1

上記想定により,重大事故等発生時に,交替等で中央制御室に複数の班がいる場合を考慮しても,初動対応として十分な数量を確保している。

なお、いずれの場合も防護具類が不足する場合は、構内より適宜運搬すること により補充する。

○計測器(被ばく管理,汚染管理)

	品名	配備台	∃数 ^{※10}
四 4		緊急時対策所	中央制御室
個人線量計	電子式線量計	100 台**1	10 台**2
個人概里計 ガラスバッジ		100 個*1	10 個**2
GM汚染サーベ	イメータ	4台**3	3台**4
電離箱サーベイ	メータ	5台**5	2台**6
可搬式エリア放射線モニタ		2台**7	3台**8
ダストサンプラ		2台**9	2台**9

※1:100名(1号及び2号炉対応の緊急時対策要員74名+自衛消防隊15名+余裕)

※2:10名(1号及び2号炉運転員9名+余裕)

※3:緊急時対策所内モニタリング用1台+チェンジングエリア用2台+予備1台

※4:中央制御室内外モニタリング用1台+チェンジングエリア用1台+予備1台

※5:緊急時対策所内モニタリング用1台+屋外モニタリング用3台+予備1台

※6:中央制御室内外モニタリング用1台+予備1台

※7:緊急時対策所の居住性(線量率)を確認するための重大事故等対処設備として1台+予備1台(緊急時対策本部に1台設置する。設置のタイミングは、チェンジングエリア設営判断と同時(原子力災害対策特別措置法第10条特定事象))

※8:中央制御室内用1台+チェンジングエリア用1台+予備1台(設置のタイミングは,チェンジングエリア設営判断と同時(原子力災害対策特別措置法第10条特定事象))

※9:室内のモニタリング用1台+予備1台

※10:今後、訓練等で見直しを行う。

(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所に以下の資料を配備する。

13. 事故時操作要領書

資	料	名	
1. 島根原子力発電所サイト周辺	辺地図		
① 島根原子力発電所周辺地	図 (1/25,000)		
② 島根原子力発電所周辺地	図 (1/50,000)		
2. 島根原子力発電所サイト周辺	辺航空写真パネル	/	
3. 島根原子力発電所周辺環境	モニタリング関係	ミデータ	
① 空間線量モニタリング配	置図		
② 環境試料サンプリング位	置図		
③ 環境モニタリング測定デ	ータ		
4. 島根原子力発電所周辺人口	関連データ		
① 方位別人口分布図			
② 集落の人口分布図			
③ 市町村人口表			
5. 島根原子力発電所原子炉設置	置(変更)許可申	請書	
6. 島根原子力発電所系統図及で	び配置図(各ユニ	ニット)	
① 系統図			
② プラント配置図			
7. 島根原子力発電所防災関係	規程類		
① 原子炉施設保安規定			
② 原子力事業者防災業務計	画		
③ 異常事象発生時の対応要	領		
8. 島根原子力発電所気象観測	データ		
① 統計処理データ			
② 毎時観測データ			
9. 島根原子力発電所主要系統	莫式図(各ユニッ	, ト)	
10. 島根原子力発電所プラント	主要設備概要(各	ト ユニット)	
11. プラント関係プロセス及び	エリア放射線計測	配置図(各ユニッ	,ト)
12. 原子炉安全保護系ロジック-	一覧表(各ユニッ	, F)	

(4) その他資機材等

緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	容量
酸素濃度計	 ・測定範囲:0.0~25.0vol% ・測定精度:±0.5vol% ・電 源:単3形乾電池2本 ・検知原理:ガルバニ電池式 ・管理目標:19.0vol%以上(鉱山保安法施行規則) 	2台*1
二酸化炭素濃度計	 ・測定範囲:0~10,000ppm ・測定精度:±500ppm ・電 源:単4形乾電池2本 ・検知原理:非分散形赤外線式(NDIR) ・管理目標:1.0%以下(鉱山保安法施行規則) 	2 台*1
一般テレビ (回線,機器)	報道や気象情報等を入手するため,一般 テレビ(回線,機器)を配備する。	1式
社内パソコン (回線,機器)	社内情報共有に必要な資料,書類等を作成するため、社内パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を 整備する。	1式
飲食料	プルーム通過中に緊急時対策所から退出 する必要がないように、余裕数を見込ん で7日分以上の食料及び飲料水を緊急時 対策本部に配備する。	2, 100 食 ^{※2} 1, 400 本 ^{※3} (1.5 リットル)
簡易トイレ	プルーム通過中に緊急時対策所から退出 する必要がないよう, 簡易トイレを配備 する。	1式
安定よう素剤	初日に2錠,2日目以降は1錠/日服用する。	800 錠**4

※1:予備を含む。

 $\frac{2}{2}$: 100 名(1 号及び 2 号炉対応の緊急時対策要員 74 名 + 自衛消防隊 15 名 + 余

裕,以下同様)×7日×3食

※3:100名×7日×2本(1.5リットル/本)

※4:100名×8錠(初日2錠+2日目以降1錠/日×6日)

(5) 放射線計測器について

- a. 可搬式エリア放射線モニタ
- (a) 使用目的

緊急時対策所の放射線量率の監視,測定及び緊急時対策所の加圧判断に用いる。

(b) 配備台数

緊急時対策所の放射線量率の監視,測定及び緊急時対策所の加圧判断に1台,故障等により使用できない場合の予備1台の計2台を配備する。

- (c) 測定範囲: 0.001~999.9mSv/h
- (d) 電源: AC100V または乾電池4本



第5.2-1図 可搬式エリア放射線モニタ

b. GM汚染サーベイメータ

(a) 使用目的

屋外で作業した要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認する。

(b) 配備台数

チェンジングエリア内のサーベイエリア及び除染エリアでの汚染検査のために2台、緊急時対策所の環境測定のためダストサンプラとあわせて空気中の放射性物質の濃度を測定するために1台、故障等により使用できない場合の予備1台の計4台を配備する。

- (c) 測定範囲: $0 \sim 100 \text{kmin}^{-1}$
- (d) 電源: 乾電池 4 本[連続 100 時間以上]



第5.2-2図 GM汚染サーベイメータ

c. 電離箱サーベイメータ

(a) 使用目的

現場作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するため,作業現場等の放射線量の測定に使用する。

(b) 配備台数

緊急時対策所の環境測定及び現場放射線管理用に4台,故障等により 使用できない場合の予備1台の計5台を配備する。

- (c) 測定範囲: 0.001~300mSv/h
- (d) 電源:乾電池4本「連続80時間以上]



第5.2-3図 電離箱サーベイメータ

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について

(1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について 緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される 必要な容量は第5.3-1表のとおりである。

第5.3-1表 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量

通信種別 主要設備 数量**1 数量**1	
型信性別 主安設備 数量 ^{※2}	最低必要数量**2の根拠
所内通信 ハンドセットステーション 1台 1台 mid	丸`声级 田
連絡設備 スピーカー 1台 1台	为連絡用
	日班2台,プラント監視班 台,支援班1台
無線通信設備(携帯型) 62 台 4 台 現場	湯連絡用4台
衛星電話設備(固定型) 5台 技術	ラント監視班1台, 淅班1台,放射線管理班1台, 爰班1台,警備班1台
衛星電話設備(携帯型) 10 台 5 台 共用	用(モニタリングカー等)
内外	
電力保安 32 台 (回線) 2 台 通信用 PHS端末 (回線) 2 台	台,報道班2台,対外対応班台,情報管理班2台,通報班台,支援班2台,警備班2台
FAX 1台 1台 (回線) 社内	为外連絡用
サンビ会議システム 1式 1式 社内	为外会議用
統合原子力防 IP-電話機(有線系) 4台 2台 政府 災ネットワー	府関係者用1台,当社用1台
クに接続する I P - 電話機 (衛星系) 2台 2台 政府	
1 P - F A X (有線系) 2 台 1 台 発電	電所内外連絡用 共用
	電所内外連絡用 共用
衛星電話設備 衛星社内電話 1台 1台 社内	为連絡用
発電所外 (社内向) テレビ会議システム(社内向) 1式 1式 社内	为会議用
テレビ会議シ テレビ会議システム (社内向) 1式 1式 社内	内会議用
┃ ┃ 専用電話設備 ┃ 専用電話設備 (ホットライン) ┃ 4台 ┃ - ┃	の発電所外用通信連絡設備に 代用が可能
局線加入電話 固定電話機 1台 1台 発電	電所外連絡用
設備 FAX 1台 1台 発電	電所外連絡用

※1:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)

※2:今後、訓練等で見直しを行う。

(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について

緊急時対策所には、発電所外用として緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、第5.3-2表のように事故時に必要なデータ(必要回線容量)を伝送できる回線容量を有している。

第5.3-2表 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について

通信回線種別			必要回線	データ伝送	通信連絡
		回線容量	必安凹隊 容量	(SPDS	(統合原子力防災ネット
			谷里	伝送サーバ)	ワークに接続する通信
					連絡設備)
	有線系 方原子力 回線			2.2Mbps	
 		5Mbps	2.2Mbps	6.5kbps	(テレビ会議システム,
防災ネット					IP-電話機, IP-FAX)
リカダイット					275kbps
	衛星系 回線	384kbps	282kbps	6.5kbps	(テレビ会議システム,
	凹形				IP-電話機, IP-FAX)

5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて

緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバは、廃棄物処理建物に設置するSPDSデータ収集サーバからデータを収集し、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。

緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバに入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認することができる。

また、国の緊急時対策支援システム(ERSS)への伝送については、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバから伝送する設計とする。

通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合,緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバは,主なERSS伝送パラメータ*をバックアップ伝送ラインである無線系回線により廃棄物処理建物に設置するSPDSデータ収集サーバからデータを収集し,SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。

各パラメータは、SPDS伝送サーバに2週間分(1分周期)のデータが保存され、SPDSデータ表示装置にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。

※ 一部の「環境の状態確認」に関するパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDSデータ表示装置で確認できる。

SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことが出来るよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。

- ① 中央制御室(運転員)を支援する観点から行う「炉心反応度の状態確認」,「炉心冷却の確認」,「格納容器内の状態確認」,「放射能隔離の状態確認」,「環境の状態確認」,「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等確認」,「燃料プールの状態確認」,「水素爆発による格納容器の破損防止確認」及び「水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認」。
- ②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか,性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。

上記①,②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室でのバルブ開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しな

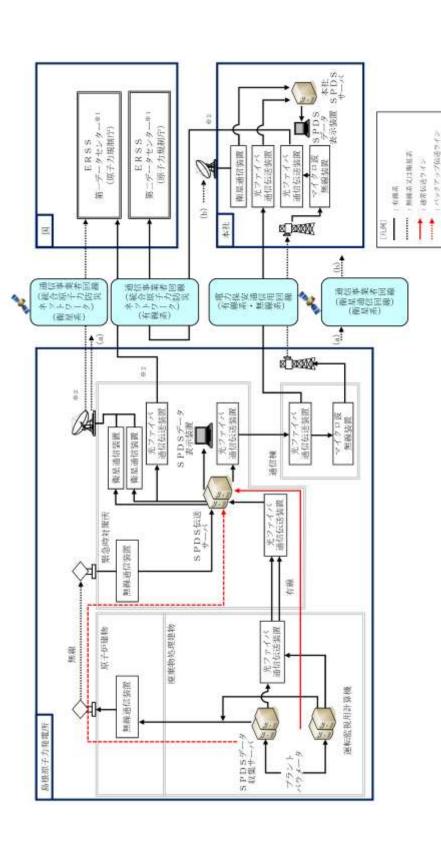
い。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には,通信連絡設備を用いて中央制御室(運転員)に確認する。

(例:中央制御室にて低圧原子炉代替注水系操作を行った場合,緊急時対策所においては,原子炉水位・代替注水流量(常設)を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。)

バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止確認」「水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認」に必要なパラメータ(バックアップ対象パラメータ)を収集し、緊急時対策所に設置するSPDSデータ表示装置において確認できる設計とする。

SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータを第5.4-1表に示す。また,第5.4-2表に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。

なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(IPー電話機、IPーFAX、テレビ会議システム)を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。



※1:国の緊急時対策支援システム。緊急時対策所のSPDS伝送サーバから第一データセンターへ,緊急時対策所 のSPDS伝送サーバから本社経由で第二データセンターへ伝送する。

: 通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。 S **※**

安全パラメータ表示システム(SPDS)等のデータ伝送の概要 $5.4\!-\!1\ \overline{\boxtimes}$ 紙

第5.4-1表 SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータ (1/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ*1	バックアップ 対象パラ メータ
	APRM (平均値)	0	0	0
	平均出力領域計装 СН1	0	-	0
	平均出力領域計装 СН2	0	_	0
	平均出力領域計装 СН3	0	-	0
	平均出力領域計装 СН4	0	_	0
	平均出力領域計装 СН5	0	=	0
	平均出力領域計装 СН6	0	-	0
	SRMレベル CH21	0	0	0
炉心反応	SRMレベル CH22	0	0	0
度の状態	SRMレベル CH23	0	0	0
確認	SRMレベル CH24	0	0	0
	IRMレベル CH11	0	0	0
	IRMレベル CH12	0	0	0
	IRMレベル CH13	0	0	0
	IRMレベル CH14	0	0	0
	IRMレベル CH15	0	0	0
	IRMレベル CH16	0	0	0
	IRMレベル CH17	0	0	0
	IRMレベル CH18	0	0	0
	原子炉圧力	0	0	0
	A-原子炉圧力	0	_	0
	B-原子炉圧力	0	_	0
	原子炉圧力(SA)	0	_	0
	原子炉水位(広帯域)	0	0	0
	A-原子炉水位 (広帯域)	0	_	0
	B-原子炉水位(広帯域)	0	_	0
	原子炉水位(燃料域)	0	0	0
	A-原子炉水位 (燃料域)	0	_	0
	B-原子炉水位 (燃料域)	0	_	0
	原子炉水位(狭帯域)	0	0	0
炉心冷却	原子炉水位(SA)	0	=	0
の状態確	A SR弁 開	0	0	0
認	B SR弁 開	0	0	0
	C SR弁 開	0	0	0
	D SR弁 開	0	0	0
	E SR弁 開	0	0	0
	F SR弁 開	0	0	0
	G SR弁 開	0	0	0
	H SR弁 開	0	0	0
	J SR弁 開	0	0	0
	K SR弁 開	0	0	0
	L SR弁 開	0	0	0
	M SR弁 開	0	0	0

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ*1	バックアップ 対象パラ メータ
	高圧炉心スプレイポンプ出口流量	0	0	0
	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力	0	_	0
	低圧炉心スプレイポンプ出口流量	0	0	0
	低圧炉心スプレイポンプ出口圧力	0	_	0
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	0	0	0
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力	0	_	0
	高圧原子炉代替注水流量	0	_	0
	A-残留熱除去系ポンプ出口流量	0	0	0
	B-残留熱除去系ポンプ出口流量	0	0	0
	C-残留熱除去系ポンプ出口流量	0	0	0
	A-残留熱除去系ポンプ出口圧力	0	_	0
	B-残留熱除去系ポンプ出口圧力	0		0
	C-残留熱除去系ポンプ出口圧力	0	_	0
	残留熱代替除去系原子炉注水流量	0	_	0
	A-残留熱除去系熱交換器入口温度	0	_	0
	B-残留熱除去系熱交換器入口温度	0	_	0
	A-残留熱除去系熱交換器出口温度	0		0
炉心冷却	B-残留熱除去系熱交換器出口温度	0		0
の状態確	A-残留熱除去系熱交換器冷却水流量	0	_	0
認	B-残留熱除去系熱交換器冷却水流量	0	_	0
	6.9KV 系統電圧(A)	0	0	0
	6.9KV 系統電圧 (B)	0	0	0
	6.9KV 系統電圧 (C)	0	0	0
	6.9KV 系統電圧 (D)	0	0	0
	6. 9KV 系統電圧(H P C S)	0	0	0
	A-D/G受電しや断器閉	0	0	0
	B-D/G受電しや断器閉	0	0	0
	A-原子炉圧力容器温度 (SA)	0		0
	B-原子炉圧力容器温度 (SA)	0		0
	A-低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	0	_	0
	B-低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	0	_	0
	低圧原子炉代替注水槽水位	0		0
	HPCS-D/G受電しや断器閉	0	0	0
	緊急用M/C電圧	0	0	0
	SA-L/C電圧	0	0	0
	A-再循環ポンプ入口温度	0	0	0
	B-再循環ポンプ入口温度	0	0	0
	A-格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウェル)	0	0	0
原子炉格	B-格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウェル)	0	0	0
納容器内 の状態確	A-格納容器雰囲気放射線モニタ(サプレッション・ チェンバ)	0	0	0
認	B-格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッション・ チェンバ)	0	0	0

(3/6)

				(3/6)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS	バックアップ 対象パラ
			メータ**1	メータ
	ライウェル圧力(広域)	0	0	0
	- ドライウェル圧力 (SA)	0	_	0
	- ドライウェル圧力(SA)	0	_	0
	- サプレッション・チェンバ圧力(SA)	0	_	0
	-サプレッション・チェンバ圧力 (SA)	0	_	0
-	プレッション・プール水位	0	0	0
	プレッション・プール水位(SA)	0	_	0
	- サプレッション・チェンバ温度(SA)	0	_	0
	-サプレッション・チェンバ温度 (SA)	0	_	0
	プレッション・プール水温度(MAX)	0	0	0
A -	-サプレッション・プール水温度(SA)	0	_	0
	-サプレッション・プール水温度(SA)	0	_	0
	-格納容器水素濃度	0	0	0
В-	-格納容器水素濃度	0	0	0
格約	内容器水素濃度(SA)	0	_	0
A -	-格納容器酸素濃度	0	0	0
В-	-格納容器酸素濃度	0	0	0
格絲	h容器酸素濃度(SA)	0	_	0
A -	- CAMSドライウェル選択	0	0	\circ
В-	- CAMSドライウェル選択	0	0	\circ
原子炉格 ドラ	ライウェル温度(胴体フランジ周囲)	0	0	0
A-	- ドライウェル温度(SA)(上部)	0	_	\circ
納容器内 B-	- ドライウェル温度(SA)(上部)	0	_	0
の状態確 A-	- ドライウェル温度(SA)(中部)	0	_	0
В-	- ドライウェル温度(SA)(中部)	0	_	0
認 A-	- ドライウェル温度(SA)(下部)	0	_	0
В-	- ドライウェル温度(SA)(下部)	0	_	0
~5	デスタル水位(コリウムシールド上表面 +0.1m)	0	_	0
~5	デスタル水位(コリウムシールド上表面 +1.2m)	0	_	0
	- ペデスタル水位 コ リウムシールド上表面 +2.4m)	0	_	0
В-	- ペデスタル水位 コリウムシールド上表面 +2.4m)	0	_	0
	掛注水流量(常設)	0	0	0
	- 代替注水流量(可搬型)	0	0	0
	- 代替注水流量(可搬型)	0	0	0
	習熱代替除去系格納容器スプレイ流量	0	_	0
	-ペデスタル温度(SA)	0	_	0
	-ペデスタル温度 (SA)	0	_	0
	-ペデスタル水温度 (SA)	0	_	0
	-ペデスタル水温度 (SA)	0	_	0
-	- 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	0	_	0
	- 残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	0	_	0
	ライウェル水位(格納容器底面 — 3 m)	0	_	0
	ライウェル水位(格納容器底面 - 3 m)	0	_	0
			_	_
	ライウェル水位(格納容器底面 +1m)	0	_	0

(4/6)

				(4/ 0)
目的	対象パラメータ	SPDS	ERSS	バックアップ 対象パラ
	III be lefe be a second of the		メータ**1	メータ
	排気筒高レンジモニタ	0	0	0
	排気筒低レンジモニタ (Ach)	0	0	0
	排気筒低レンジモニタ (Bch)	0	0	0
	主蒸気管放射線異常高トリップA1	0	0	0
	主蒸気管放射線異常高トリップB1	0	0	0
	主蒸気管放射線異常高トリップA2	0	0	0
	主蒸気管放射線異常高トリップB2	0	0	0
放射能隔	格納容器内側隔離	0	0	0
離の状態	格納容器外側隔離	0	0	0
確認	A-主蒸気内側隔離弁全閉	0	0	0
	B-主蒸気内側隔離弁全閉	0	0	0
	C-主蒸気内側隔離弁全閉	0	0	0
	D-主蒸気内側隔離弁全閉	0	0	0
	A-主蒸気外側隔離弁全閉	0	0	0
	B-主蒸気外側隔離弁全閉	0	0	0
	C-主蒸気外側隔離弁全閉	0	0	0
	D-主蒸気外側隔離弁全閉	0	0	0
	A-SGT自動起動	0	0	0
	B-SGT自動起動	0	0	0
	SGTS高レンジモニタ	0	0	0
	SGTS低レンジモニタ (Ach)	0	0	0
	SGTS低レンジモニタ (Bch)	0	0	0
	A-原子炉建物外気差圧			0
	B - 原子炉建物外気差圧	0	_	0
				_
	C - 原子炉建物外気差圧 D - 原子炉建物外気差圧	0	_	0
	D-原子炉建物外気差圧 中央制御京伊原茶区		_	
	中央制御室外気差圧	0	_	0
	放水路水モニタ	0	0	0
	モニタリング・ポスト#1H	0	0	0
	モニタリング・ポスト#2H	0	0	0
環境の状	モニタリング・ポスト#3H	0	0	0
態確認	モニタリング・ポスト#4H	0	0	0
	モニタリング・ポスト#5H	0	0	0
	モニタリング・ポスト#6H	0	0	0
	モニタリング・ポスト#1L(10 分間平均)	0	0	0
	モニタリング・ポスト#2L (10分間平均)	0	0	0
	モニタリング・ポスト#3L (10分間平均)	0	0	0
	モニタリング・ポスト#4L (10分間平均)	0	0	0
	モニタリング・ポスト#5L (10分間平均)	0	0	0
	モニタリング・ポスト#6L (10分間平均)	0	0	0
	風向 (28.5m-U)	0	0	0
	風向 (130M-D, 10 分間平均風向)	0	0	0
	風速 (28.5m-U)	0	0	0
	風速 (130M-D, 10 分間平均風速)	0	0	0
		0		0
% 1 FI		Ō		0

(5/6)

				(0/0)
目的	対象パラメータ	SPDS	ERSS 伝送パラ	バックアッフ 対象パラ
БΗЭ	N 3K/ 1/ / - 7	パラメータ		
			メータ**1	メータ
	可搬式モニタリング・ポストNo.1 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.2 高線量率	0	0	_*2
	可搬型モニタリング・ポストNo.3 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.4 高線量率	0	0	
	可搬式モニタリング・ポストNo.5 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.6 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.7 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.8 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.9 高線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.10 高線量率	0	0	_*2
環境の状	可搬式モニタリング・ポストNo.1 低線量率	0	0	_*2
±\1000 700 => 11	可搬式モニタリング・ポストNo.2 低線量率	0	0	_*2
態確認	可搬式モニタリング・ポストNo.3 低線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.4 低線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.5 低線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.6 低線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.7 低線量率	0	0	* 2
	可搬式モニタリング・ポストNo.8 低線量率	\circ	0	*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.9 低線量率	0	0	_*2
	可搬式モニタリング・ポストNo.10 低線量率	0	0	_*2
	風向 (可搬)	0	0	_*2
	風速 (可搬)	0	0	_*2
	大気安定度(可搬)	0	0	_ * 2
	A-ADS作動	0	0	0
	B-ADS作動	0	0	0
	RCICポンプ作動	0	0	0
	HPCSポンプ作動	0	0	0
	A-RHRポンプ作動	0	0	0
	B-RHRポンプ作動	0	0	0
非常用炉	C-RHRポンプ作動	0	0	0
心冷却系	RHR MV222-4A 全閉	0	0	0
(ECC	RHR MV222-4B 全閉	0	0	0
S) の状	RHR MV222-5A 全閉	0	0	0
	RHR MV222-5A 全閉 RHR MV222-5B 全閉	0		0
S)の状態等確認			0	<u> </u>
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉	0	0	0
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入	0	0 0 0	0
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量	0	0 0 0 0	0 0
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入 A - 給水流量 B - 給水流量	0 0 0	0 0 0 0	0 0 0
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量	0	0 0 0 0 0	0 0 0
	RHR MV222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転	0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
	RHR MV222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm)	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
	RHR MV222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6000 mm)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	
態等確認	RHR MV222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6500 mm)		0 0 0 0 0	
態等確認燃料プー	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入 A - 給水流量 B - 給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+4500 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+4500 mm)		0 0 0 0 0	
態等確認 燃料プー 水の状態	RHR MV2222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+4500 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+2000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+2000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端レベル)		0 0 0 0 0	
	RHR MV 2 2 2 - 5 B 全閉 RHR MV 2 2 2 - 5 C 全閉 全制御棒全挿入 A - 給水流量 B - 給水流量 LPC Sポンプ作動 モード S W 運転 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端+6000 mm) 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端+4500 mm) 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端+2000 mm) 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端レベル) 燃料プール水位・温度 (SA) (燃料ラック上端 - 1000 mm)		0 0 0 0 0	
態等確認 燃料プー ルの状態	RHR MV2222-5B 全閉 RHR MV222-5C 全閉 全制御棒全挿入 A-給水流量 B-給水流量 LPCSポンプ作動 モードSW運転 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6710 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+6000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+4500 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+2000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端+2000 mm) 燃料プール水位・温度(SA)(燃料ラック上端レベル)		0 0 0 0 0	

※1 ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。
※2 バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDSデータ表示装置にて確認できる。

(6/6)

				(0)
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ ^{*1}	バックアップ 対象パラ メータ
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	0	_	0
	A-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)	0	_	0
	B-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)	0		0
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ)	0	_	0
	A-スクラバ容器圧力	0	_	0
	Bースクラバ容器圧力	0	_	0
	Cースクラバ容器圧力	\circ		\circ
水素爆発	D-スクラバ容器圧力	0		0
による原	A1-スクラバ容器水位	0		0
子炉格納	A2-スクラバ容器水位	0	_	0
容器の破	B1-スクラバ容器水位	0	_	0
損防止確	B2-スクラバ容器水位	0		0
認	C1-スクラバ容器水位	0	_	0
	C2-スクラバ容器水位	0		0
	D1-スクラバ容器水位	0		0
	D2-スクラバ容器水位	0		0
	A-スクラバ容器温度	0		0
	B-スクラバ容器温度	0		0
	C-スクラバ容器温度	0		0
	D-スクラバ容器温度	0		0
	A-原子炉建物水素濃度(R/B燃料取替階)	0		0
	B-原子炉建物水素濃度 (R/B燃料取替階)	\circ		\circ
나파비જ	原子炉建物水素濃度 (SGT配管)	0		0
水素爆発	原子炉建物水素濃度(所員用エアロック室)	0	_	0
による原 子炉建物	原子炉建物水素濃度(SRV補修室)	0		0
一十炉建物の損傷防	原子炉建物水素濃度(CRD補修室)	0	_	0
上確認	D-静的触媒式水素処理装置入口温度	0		0
工工、化医协心	D-静的触媒式水素処理装置出口温度	0		0
	S一静的触媒式水素処理装置入口温度	0		0
	S一静的触媒式水素処理装置出口温度	0	_	0

設置許可基準規則第 58 条における計装設備とSPDSバックアップ対象パラメータの整理(1/2)5.4-2表箫

エ安以間原子炉圧力容器温度(SA)	44 45	_		_																								
原子炉圧力容器温度 (SA) 国ネルビル	_	46	47	48	49 50	0 51	52	53	54 5	55 56	57	58	2.1	2.2	2.3 2.	.4 2.5	5 2.6	3.7	3.1	3.2	3.3	3.4 3.5	5 4.1	4.2	5.1	5.2 5.	5.3 5.4	伝送·表示*
西人都円士						Н			H			0			H					0						0		•
がすがよう	0	0										0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0		•
原子炉压力(SA)	0	0										0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0		•
原子炉水位(広帯域)	0	0	0									0	0	0	0	0 0	0		0	0					0	0 0	0	•
原子炉水位(燃料域)	0	0	0									0	0	0	0	0	0	0	0	0								•
原子炉水位(SA)	0	_	0						\vdash			0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	•
高圧原子炉代替注水流量	0	+		ľ	L	_						0			0	_				L	<u> </u>							•
代替注水流量(常設)			0	ľ	0	0						0	0		U	0	0		0							0		•
代替注水流量(可搬型)		L	0	ľ	0	0						0			0	_			0	0	<u> </u>							•
原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	0											0	0	0	0	0	0	0	0	0								•
高圧炉心スプレイポンプ出口流量	0			l	<u> </u>					_		0	0	-	-	<u> </u>	-	0	0	0			<u> </u>			_		•
飛留熟除去ポンプ出口流量			0	ľ	0							0		0	0	H		0	0				0	0	0	0		•
低圧炉心スプレイポンプ出口流量			С	İ		L		İ	L	_		С				1			О		H		<u> </u>	-		H		•
<u> </u>				İ	0			l				С				-			С	l								•
我留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 1988年 - 1988年 -			L	l	0				\vdash			0			1	-			0			$\frac{1}{1}$	-					•
ドライウェル温度(SA)				0	0		0			_		0						0	0	0			<u> </u>			_		•
ペデスタル温度 (SA)				-	1	0						0				_				0								•
ペデスタル水温度 (SA)					0	0			\vdash			0								0								•
サプレッション・チェンス温度 (SA)				0	0	_	0		\vdash			0																•
サプレッション・プール水温度 (SA)					0	0			\vdash			0		0	0	0	_	0										•
ドライウェル圧力 (SA)				0	0	0	0					0	0		0 0	0 (0	0	0	0								•
サプレッション・チェンバ圧力(SA)				0	0	0	0					0	0		0	0 0	0		0	0								•
ドライウェル水位					0							0	0		0	0	0		0									•
サプレッション・プール水位 (SA)	0				0					0		0	0		0 0	0	0		0							0	0	•
ペデスタル水位					0	0						0								0								•
格納容器水素濃度(SA)							0					0							0	0								•
格納容器水素濃度							0					0				_	_					_						•
格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウェル)												0	0		0 0	0	0		0	0								•
格納容器雰囲気放射線モニタ(サプレッション・チェンバ)												0	0		0 0		0		0	0								•
中性子源領域計装	0											0				0											0	•
平均出力領域計装	0											0	0	0	0 0	0	0	0	0	0								•
残留熱除去系熱交換器出口温度			0		0							0													0			•
スクラバ容器水位				0	0	(0					0	0		0		0		0									•
スクラバ容器圧力				0	0		0					0	0		0 0		0		0									•
スクラバ容器温度				0)		0					0																•
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)				0		0	0					0	0		0 0		0		0									•
第1ベントフィルタ出口水素濃度				0	J	(0					0																•
残留熱除去系熱交換器入口温度			0		0							0		0				0							0	0		•
残留熟除去系熱交換器冷却水流量				0								0																•
残留熱除去ポンプ出口圧力		0										0	0	0		0	0	0		0			0	0				•
低压原子炉代替注水槽水位										0		0	0)	0	0		0							0		•
低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力			0		0	0						0				H												•
原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力												0																•

※1:「◎」は各設置許可基準規則で設置要求のある計装設備 ※2:有効性評価の 3.3 及び 3.5 は 3.2 のシナリオに包絡※4:●:SPDS等伝送・表示対象とする方針※3:SPDS等伝送・表示対象とする方針※5:燃料プール監視カメラ(SA)はSPDSの伝送・表示対象とせず,緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

## UT 041 041 14					談	設置許可基	典	規則※1												極	効性評	. 効性評価※2	5 × 3							SP	SPDS等
王要設備	44 4	45 46	6 47	48	49	20	51 5	52 53	3 54	4 55	26	22	58	2.1	2.2	2.3	2.4 2.	.5 2.	.6 2.	7 3.	1 3.2	3.3	3.4	3.5	4.1	4.2	5.1	5.2 5.	.3 5.	4 伝送・	伝送·表示**4
南田炉 シスプレイポンプ出口圧力													0																		•
低圧炉心スプレイポンプ出口圧力													0	0				0	0												•
残留熱代替除去系ポンプ出口圧力						0							0																		•
								0	6				0																		•
静的触媒式水素処理装置入口温度								0	6				0																		•
静的触媒式水素処理装置出口温度								0	0				0																		•
格納容器酸素濃度(SA)								0					0							0	0										•
								0					0																		•
燃料プール水位 (SA)									0	(0												0	0					•
燃料プール水位・温度(SA)									0	(0												0	0					•
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)(SA)								-	0	(0												0	0					•
燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却 設備を含む)									0				0												0	0					£ 22

※1:「◎」は各設置許可基準規則で設置要求のある計接設備 ※2:有効性評価の3.3及び3.5は3.2のシナリオに包絡 ※3:有効性評価の3.4は3.1のシナリオに包絡 ※4:●:SPDS等伝送・表示対象, ▲:SPDS等伝送・表示対象とする方針 ※5:燃料プール監視カメラ(SA)はSPDSの伝送・表示対象とせず, 緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

34条-別添1-5-37 **166**

5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について

(1) 重大事故時に必要な指示を行う要員

プルーム通過中においても,重大事故等に対処するために緊急時対策所にと どまる必要のある要員は,交替要員も考慮して,①重大事故等に対処するため に必要な指示を行う要員 46 名と,②原子炉格納容器の破損等による発電所外 への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 23 名の合計 69 名を想定し ている。

要員	考え方	人数	合計
本部長・統括班長	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長、本		46名
	部員、技術統括、プラント監視統括、復旧統		
	括,支援統括,情報統括,広報統括,原子炉	9名	
	主任技術者は、重大事故等において、指揮を		
	とる要員として緊急時対策所にとどまる。		
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、		
	重大事故等に対処するため,最低限必要な要	14名	
	員を残して、緊急時対策所にとどまる。		
交替要員	上記,本部長,各統括,原子炉主任技術者及		
	び本部員の交替要員については9名,各班	23 名	
	長, 班員の交替要員については, 14名を確保	43 A	
	する。		

(2) 原子炉格納容器破損等時に所外への拡散を抑制する要員

プルーム通過後に実施する作業は,重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち,格納容器破損防止(雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損),水素燃焼)を参考とし,重大事故対応に加え,放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。

要員		作業項目	作業に必要な人数	合計
運転員	プルーム通道	過時には,運転員は緊急時	9名	9名
(当直)	対策所に退る	産する。		
	ベント成功時	寺は中央制御室待避室に5		
	名の要員が智	習まる。		
復旧班要員	事故後の	放射性物質の拡散を抑制	4名	12名
	設備操作,	するために必要な放水砲		
	補給作業等	の放水再開,大型送水ポン		
		プ車の運転操作		
		燃料タンクからタンクロ	6名	
		ーリへの軽油抜取り,大量		
		送水車等への燃料補給		
		(交替要員含む)		
		大量送水車等による低圧原	2名	
		子炉代替注水槽への給水		
放射線管理	作業現場モニ	ニタリング	2名	2名
班要員				

[※] 要員数については、今後の訓練等の結果より人数を見直す可能性がある。

重大事故等に柔軟に対処できるよう,整備した設備等の手順書を制定すると ともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都 度運用の改善を図っていく。

5.6 緊急時警戒体制,緊急時非常体制,緊急時特別非常体制について

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、第5.6-1表に定める原子力災害等の状況に応じて緊急時体制を区分している。

第5.6-1表 緊急時体制の区分

原子力炎音等の状况 原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合,あるいは原子力防災管理者が別表1に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準(以下,「警戒事態の基準」という。)に該当する事象の発生を確認したときから,別表1に示す原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たりちマイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告、原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たりちマイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたときで対したが原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の	第 5.0 1 衣 糸芯时件間の区力	取名は休却のワハ
ロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、あるいは原子力防災管理者が別表1に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準(以下、「警戒事態の基準」という。)に該当する事象の発生を確認したときから、別表1に示す原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	原子力災害等の状況	緊急時体制の区分
力防災管理者が別表1に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準(以下,「警戒事態の基準」という。)に該当する事象の発生を確認したときから,別表1に示す原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣		
に基づく連絡基準(以下、「警戒事態の基準」という。)に該当する事象の発生を確認したときから、別表1に示す原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき写)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣		
する事象の発生を確認したときから、別表1に示す原災法第10 条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定 に基づく通報基準(以下、「原災法第10条第1項等の基準」と いう。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報す るまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要が なくなったときまでの間 別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基 づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり 5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を 行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に 基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事 態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第 1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を 関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原 災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行っ たときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要 がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量 が2地点以上において検出されたとき写)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣		
条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力院災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣		
に基づく通報基準(以下、「原災法第10条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	する事象の発生を確認したときから,別表1に示す原災法第10	緊急時警戒体制
いう。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定	(警戒事態)
るまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第 15 条第 1 項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 好間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	に基づく通報基準(以下,「原災法第10条第1項等の基準」と	
双表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10緊急時特別非常体制分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	いう。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報す	
別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基 づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり 5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を 行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に 基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10緊急時特別非常体制分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	るまでの間,又は事象が収束し,緊急時警戒体制を取る必要が	
発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第 15 条第 1 項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	なくなったときまでの間	
づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり 5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を 行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に 基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が	
5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を 行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に 基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10緊急事態の対象と表別に報告に表がで、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10緊急事態の対象と表別に表別に表別に表別に表別を表別に表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	発生し,原子力防災管理者が原災法第 10 条第1項の規定に基	
行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に 基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	づく通報(原子力発電所敷地境界付近において, 1時間当たり	
基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準(以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を	
態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第15条第 1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を 関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原 災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行っ たときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要 がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量 が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10 分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に	
1項等の基準」という。)に該当する事象が発生し、その旨を 関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原 災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行っ たときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要 がなくなったときまでの間 別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が 発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近 において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量 が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事	緊急時非常体制
関係各所へ報告するときまでの間,あるいは内閣総理大臣が原 災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行っ たときまでの間,又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要 がなくなったときまでの間 別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が 発生し,その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近 において,1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量 が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等)するとき,又は内閣総理 大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	態を判断する規定に基づく通報基準(以下,「原災法第15条第	(施設敷地緊急事態)
災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間,又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	1項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を	
たときまでの間,又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し,その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において,1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10 緊急時特別非常体制分間以上継続して検出されたとき等)するとき,又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	関係各所へ報告するときまでの間, あるいは内閣総理大臣が原	
がなくなったときまでの間 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近 において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量 が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10 外間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行っ	
別表1に示す原災法第 15 条第1項等の基準に該当する事象が 発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第 15 条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	たときまでの間,又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要	
発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	がなくなったときまでの間	
において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10 分間以上継続して検出されたとき等)するとき、又は内閣総理 大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	別表1に示す原災法第 15 条第1項等の基準に該当する事象が	
が2地点以上において検出されたとき又は1地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等) するとき,又は内閣総理 大臣が原災法第 15 条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近	
が2地点以上において検出されたとき又は1地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等) するとき,又は内閣総理 大臣が原災法第 15 条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣	において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量	
大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣		緊急時特別非常体制
大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	分間以上継続して検出されたとき等) するとき, 又は内閣総理	(全面緊急事態)
言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第4項の	大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣	
	言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第 4 項の	
規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間		

- (注1) 緊急時体制の区分欄の() 内は、指針で規定される名称。
- (注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。

(島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 令和元年9月より抜粋)

第5.6-2表 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準(1/2) (島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和元年9月 別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)

略称	通報・連絡基準
①AL11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止
原子炉停止機能の	信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、
異常のおそれ	当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
②AL21 原子炉冷却材の漏 えい	原子炉の運転中に保安規定(炉規法第43条の3の24に規定するものをいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
③AL22 原子炉給水機能の 喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
4 AL23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機
原子炉除熱機能の	能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機
一部喪失	能の一部が喪失すること。
⑤AL25 全交流電源喪失の おそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
⑥AL29	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下す
停止中の原子炉冷	ること。
却機能の一部喪失	3 – Co
⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽 の冷却機能喪失の おそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。

第5.6-2表 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準(2/2) (島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和元年9月 別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)

略称	通報・連絡基準
(8)AL31	ZIN ZIHZI I
使用済燃料貯蔵槽	 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと,又は 当該貯蔵槽
の冷却機能喪失の	の水位を一定時間以上測定できないこと。
おそれ(旧基準炉)	
9AL42	燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ
単一障壁の喪失又	があること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障
は喪失可能性	壁が喪失すること。
@AL51	原フ原制御字スのMの祭託からの原フ原の選託の制御に影響もR
原子炉制御室他の	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及 ぼす可能性が生じること。
機能喪失のおそれ	はず可能性が生じること。
①AL52	 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力
所内外通信連絡機	事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
能の一部喪失	事来////ドとの地面のための放開の一面の機能が投入すること。
①AL53	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作
重要区域での火	成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成 24 年文
災・溢水による安全	部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する
機能の一部喪失の	重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、
おそれ	同号に規定する安全上重要な構築物,系統又は機器(以下「安全
40 C 4 U	機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。
	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発
	生した場合。
	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において,大
	津波警報が発表された場合。
外的な事象による	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故
原子力施設への影	障等が発生した場合。
響	当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外
	部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ
	すおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が
	警戒本部の設置が必要と判断した場合。

第5.6-3表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を 判断する基準(1/4)

	原十刀灰青寺発生時の連報・連絡基準を抜粋/
略称	法令
①SE01 敷地境界付近の放 射線量の上昇	1. モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu \text{Sv/h} 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く)。 2. 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 \mu \text{Sv/h}を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 \mu \text{Sv/h}以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 \mu \text{Sv/h}以上となった場合。$
②SE02 通常放出経路での 気体放射性物質の 放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 µ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。
③SE03 通常放出経路での 液体放射性物質の 放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において 10 分間以上継続して検出された場合。
④SE04 火災爆発等による 管理区域外での放 射線の放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が 10 分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第5.6-3表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を 判断する基準(2/4)

略称	法令
	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を
	除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生
	の際に,50μSv/h 以上の放射線量が 10 分間以上継続して検出さ
⑤SE05	れた場合,又は5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規
火災爆発等による	則第6条で定められた基準以上の放射性物質) が検出された場合。
管理区域外での放	なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線
射性物質の放出	量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その
	状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準
	が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物
	質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
⑥SE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)に
施設内(原子炉外)	おいて、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の
臨界事故のおそれ	方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然
四分下子 10×240 C40	性が高い状態にある場合。
⑦SE21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉
原子炉冷却材漏え	冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等
い時における非常	のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによ
用炉心冷却装置に	る注水が直ちにできないこと。
よる一部注水不能	
8SE22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合
原子炉注水機能喪	において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水
失のおそれ	するものによる注水が直ちにできないこと。
9SE23	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できな
	い場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留
喪失	熱を直ちに除去できないこと。
10SE25	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30
全交流電源の30分	分間以上継続すること。
間以上喪失	

第5.6-3表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を 判断する基準(3/4)

略称	法令
①SE27 直流電源の部分喪 失	非常用直流母線が一となった場合において,当該直流母線に電気 を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
②SE29 停止中の原子炉冷 却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
③SE30 使用済燃料貯蔵槽 の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水 位を維持できていないおそれがある場合において,当該貯蔵槽の 水位を測定できないこと。
④SE31 使用済燃料貯蔵槽 の冷却機能喪失(旧 基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。
⑤SE41 格納容器健全性喪 失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
⑩SE42 2つの障壁の喪失 又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が 喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系 の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若し くは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原 子炉格納容器の障壁が喪失すること。
®SE43 原子炉格納容器圧 力逃がし装置の使 用	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

第5.6-3表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を 判断する基準(4/4)

政化	注
略称	法令
	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、
(18)SE51	又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお
原子炉制御室の一	いて,原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を
部の機能喪失・警報	表示する装置若しくは原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施
喪失	設」という。)の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失す
	ること。
(19SE52	 「ロフカ東米正内の通信のための記供力は国フカ東米正内に国フカ
所内外通信連絡機	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力
能の全て喪失	事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
20SE53	
火災・溢水による安	火災又は溢水が発生し,安全機器等の機能の一部が喪失すること。
全機能の一部喪失	
②SE55 防護措置の準備及 び一部実施が必要 な事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ
	すおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ
	放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺にお
	いて,緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実
	施を開始する必要がある事象が発生すること。
②XSE61 事業所外運搬での 放射線量率の上昇	火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,事業所外運
	搬に使用する容器から1m離れた場所において,100μSv/h以上の
	放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類
	する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であっ
	て,その状況に鑑み,上記の放射線量の水準が検出される蓋然性
	が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
②XSE62	火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,事業所外運
事業所外運搬での	搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えい
放射性物質漏えい	の蓋然性が高い状態である場合。

第5.6-4表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を 判断する基準(1/4)

略称	法令
①GE01 敷地境界付近の放 射線量の上昇	モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が 10 分間以上継続して検出された場合、又は 2 つ以上において、 $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出は除く)。 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場
②GE02 通常放出経路での 気体放射性物質の 放出	合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において 10分間以上継続して検出された場合。
③GE03 通常放出経路での 液体放射性物質の 放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において 10 分間以上継続して検出された場合。
④GE04 火災爆発等による 管理区域外での放 射線の異常放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h 以上の放射線量が10 分間以上継続して検出された場合、又は500 µ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第5.6-4表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を 判断する基準(2/4)

加払」	L 原十刀灭吉寺発生時の迪報・連給基準を抜粋/
略称	法令
	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を
	除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生
	の際に,5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出され
⑤GE05	た場合, 又は 500 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規
火災爆発等による	則第6条で定められた基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物
管理区域外での放	質)が検出された場合。
射性物質の異常放	なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線
出	量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その
	状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準
	が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物
	質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
@GE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)に
施設内(原子炉外)	おいて、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続し
での臨界事故	ている状態をいう。)にある場合。
⑦GE11	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原
原子炉停止の失敗	子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認する
又は停止確認不能	ことができないこと。
®GE21	
原子炉冷却材漏え	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉
い時における非常	冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却
用炉心冷却装置に	装置等による注水が直ちにできないこと。
よる注水不能	
9GE22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合
原子炉注水機能の	において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにでき
喪失	ないこと。
@GE23	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できな
残留熱除去機能喪	い場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残
失後の圧力制御機	留熱を直ちに除去できないときに,原子炉格納容器の圧力抑制機
能喪失	能が喪失すること。
①GE25	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1
全交流電源の一時	
間以上喪失	時間以上継続すること。

第5.6-4表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を 判断する基準(3/4)

略称	法令
②GE27 全直流電源の5分 間以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知する こと。
⑭GE29 停止中の原子炉冷 却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
⑤GE30 使用済燃料貯蔵槽 の冷却機能喪失・放 射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
®GE31 使用済燃料貯蔵槽 の冷却機能喪失・放 射線放出(旧基準 炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
①GE41 格納容器圧力の異 常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

第5.6-4表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を 判断する基準(4/4)

(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和元年9月 別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)

略称	法令
18GE42	
2つの障壁喪失及	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合におい
び1つの障壁の喪	て、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
失又は喪失可能性	
	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室から
19GE51	の原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失
原子炉制御室の機	すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉
能喪失・警報喪失	制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子
	炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
20GE55	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ
住民の避難を開始	すこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ
する必要がある事	放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住
象発生	民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
	火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,事業所外運
②1)XGE61	搬に使用する容器から1m離れた場所において,10mSv/h以上の放
事業所外運搬での放射線量率の異常	射線量が検出された場合。
	なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線
ルガ 林 里平の 英市 上昇	量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放
上升	射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量
	の水準が検出されたものとみなす。
②XGE62	火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,事業所外運
事業所外運搬での	搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力
	防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令
放射性物質の異常	第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えい
漏えい	の蓋然性が高い状態である場合。

5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について

緊急時対策本部内における各機能班,緊急時対策総本部との基本的な情報共 有方法は以下のとおりである。(第5.7-1 図参照)

今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。

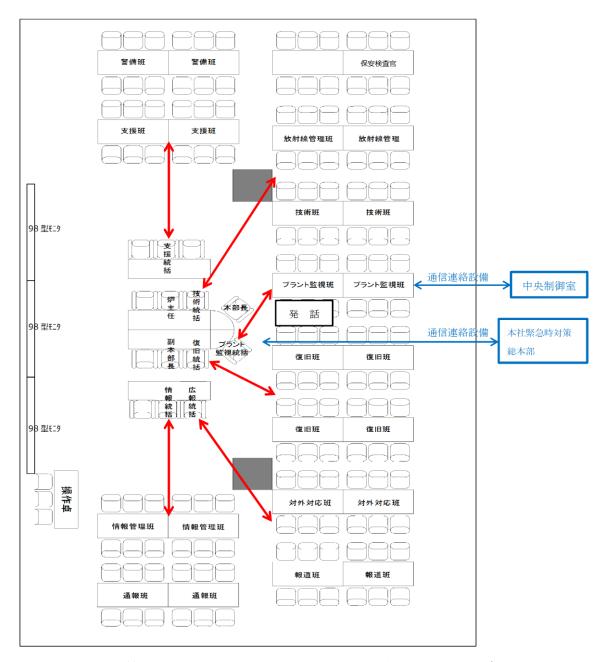
- a. プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有
 - ①プラント監視班がSPDS及び通信連絡設備を用い、当直長又は当直副長からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について緊急時対策本部内全体に共有するため発話する。
 - ②技術班は、SPDSデータ表示装置によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測及び中期的な対応・戦略を検討する。
 - ③各機能班は,適宜,入手したプラント状況,周辺状況,重大事故等への対応 状況をホワイトボード等に記載するとともに,適宜OA機器(パーソナルコ ンピュータ等)内の共通様式に入力することで,緊急時対策本部内の全要員, 緊急時対策総本部との情報共有を図る。
 - ④プラント監視統括,復旧統括は,配下の各機能班の発話,SPDSデータ表示装置をもとに全体の状況把握,今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに,定期的に配下の各班長に対して,プラント状況,今後の対応方針について説明し,状況認識,対応方針を共有する。
 - ⑤本部長は、定期的に各統括と対外対応を含む対応戦略等を協議し、その結果 を本部席から緊急時対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。
 - ⑥情報管理班を中心に,本部長,各統括の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し,発信情報,意思決定,指示事項等の情報を更新することにより,情報共有を図る。

b. 指示·命令, 報告

- ①各機能班は、各々の責任と権限があらかじめ定められており、本部席での発話や他の機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うとともに、その対応状況をホワイトボード等への記載、並びにOA機器内の共通様式に入力することで、緊急時対策本部内の情報共有を図る。また、重要な情報について上司である統括へ報告するが、無用な発話、統括への報告・連絡・相談で緊急時対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。
- ②各統括は、配下の各班長から報告を受け、各班長に指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部席で発話することで情報共有する。
- ③本部長は、各統括からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。
- ④情報管理班を中心に,本部長,各統括の指示・命令,報告,発話内容をOA 機器内の共通様式に入力することで,緊急時対策本部内の全要員,緊急時対策総本部との情報共有を図る。

c. 緊急時対策総本部との情報共有

緊急時対策本部と緊急時対策総本部の情報共有は,テレビ会議システム,通信連絡設備, OA機器内の共通様式を用いて行う。



(注) 緊急時対策本部内の配置については、今後訓練等の結果を踏まえた検討に より変更となる可能性がある。

第5.7-1 図 緊急時対策所における各機能班,緊急時対策総本部との 情報共有イメージ

5.8 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針 について

緊急時対策所に関する追加要求事項のうち,設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針は以下のとおりである。

(1) 洪水

発電所周辺には南方約2kmの地点に佐陀川,南方約7kmの地点に宍道湖が存在するが,敷地の北側は日本海に面し,他の三方は標高150m程度の山に囲まれていることから,敷地が佐陀川及び宍道湖による洪水の影響を受けることはない。

(2) 風(台風)

設計基準風速は、規格基準類及び観測記録を踏まえ、風速が最も大きい建築 基準法施行令において要求されている 30m/s とする。想定される影響としては、 緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気空調設備、電源 設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(以下、「建物等」という。) に対して、風荷重を考慮し、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しな い設計とする。

なお,風(台風)による飛来物の影響は,強い上昇気流を伴い風速も大きい 竜巻の方が飛来物の影響が大きいことから,竜巻評価に包絡する。

(3) 竜巻

緊急時対策所等は、設計竜巻の最大瞬間風速 92m/s による風圧力による荷重、 気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を適切に組合わせた荷重に対して、緊 急時対策所等の機能を損なわない設計とする。

また, 竜巻襲来による影響として, 緊急時対策所用発電機が2台同時に損傷 するケースへの対応としては, 第4保管エリアに保管している予備機と接続替 えすることで, 電源設備の機能を復旧することが可能な設計とする。

(4) 凍結

設計基準温度は,規格基準類及び観測記録を踏まえ,松江地方気象台(松江市)の最低気温の観測記録史上1位である-8.7℃とする。

低温の影響モードとして凍結を想定するが,緊急時対策所の建物等に対して, 設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで,島根原子力発電所の緊 急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(5) 降水

設計基準降水量は, 規格基準類及び観測記録を踏まえ, 降水量が最も大きい

松江地方気象台(松江市)の日最大1時間降水量の観測記録史上1位である77.9mm/h とする。

降水による浸水については、緊急時対策所の建物等は、構内排水路による排水等により、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。 降水による荷重については、緊急時対策所の建物等は、排水口による排水等 により影響を受けない設計とすることで、島根原子力発電所の緊急時対策所機 能が喪失しない設計とする。

(6) 積雪

設計基準積雪量は、規格基準類及び観測記録を踏まえ、積雪量が最も大きい 松江地方気象台(松江市)の最深積雪量の観測記録史上1位である100cmとす る。

緊急時対策所の建物に対して,積雪による静的荷重について,島根原子力発 電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(7) 落雷

緊急時対策所は,避雷針の設置,接地網の布設による接地抵抗の低減等を行うとともに,雷サージ侵入の抑制を図ることにより,緊急時対策所の機能として設置する換気空調設備,電源設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備を維持できる。

また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(発電所内)について、 発電所建物内の通信連絡設備及び専用通信回線(有線系)は、建物の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS基地局及びデータ伝送 に係る光ファイバ通信伝送装置が損傷した場合は、当該部品を交換して復旧し、 必要な機能を維持できる設計とする。

なお,データ伝送設備,通信連絡設備(発電所外)については,緊急時対策 所に配備すると共に,通信連絡設備(通信回線(有線系,無線系,衛星系)) を送電鉄塔等に配備し,互いに独立しつつ分散することで同時に機能喪失しな い設計とする。

(8) 地滑り

緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(9) 火山

緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち,将来の活動可能性が否定できない 16 火山について,設計対応が不可能な火山事象は,地質調査結果によれば,発電所敷地及び周辺で,痕跡が認められないことから,到達する可能性は

十分小さいものと判断される。

その他の緊急時対策所の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出 した結果,降下火砕物が抽出された。

降下火砕物の堆積量については、文献調査結果や降下火砕物シミュレーション結果等による評価を実施した結果、保守性を考慮した35cmを設計基準に設定する。

緊急時対策所の建物に対して,降灰による静的荷重について,島根原子力発 電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

また、緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より建物への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。

(10) 生物学的事象

生物学的事象として,海生生物であるクラゲ等の発生,陸上では小動物の侵入を考慮する。

クラゲ等の発生については、緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要と しない設備とすることで、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない 設計とする。

小動物の侵入については、緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建物止水処置等により、屋外設備は端子箱貫通部の閉止処置等により影響を受けない設計とすることで、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(11) 飛来物(航空機落下)

島根原子力発電所2号炉における航空機の落下確率は,防護設計の要否判断の基準である 10⁻⁷回/炉・年を下回ることから,航空機落下防護については設計上考慮する必要はない。

(12) ダムの崩壊

島根原子力発電所周辺地域のダムとしては、島根原子力発電所の敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れていることから、本溜池の越水による影響はない。

(13) 火災・爆発(森林火災,近隣の産業施設の火災・爆発,航空機墜落火災等) 緊急時対策所へ影響を及ぼし得る外部火災としては,森林火災,近隣の産業 施設の火災,爆発,航空機墜落による火災が考えられる。

森林火災としては、発電所構内の森林の全面的な火災を想定する。影響としては緊急時対策所の外壁に対する森林火災時の火炎からの輻射熱による温度 上昇に対し、機能に影響のない設計とする。 外壁以外の緊急時対策所の機能として設置する電源設備,換気空調設備,必要な情報を把握できる設備,通信連絡設備については,損傷した場合においても,安全上支障のない期間に修復することにより,安全機能を損なわない設計とする。

近隣工場等の火災・爆発としては、評価上必要とされる離隔距離が確保されているので、火災時の輻射熱による影響を受けず、機能に影響のない設計とする。

航空機墜落による火災としては、偶発的な航空機墜落に対して、緊急時対策 所と中央制御室を互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を喪 失しない設計とする。

緊急時対策所は,森林火災及び近隣工場等の火災に伴い発生する有毒ガスに対しては,外気の取入れを遮断することにより,安全機能を損なわない設計とする。

航空機墜落による火災に伴い発生する有毒ガスに対しては,緊急時対策所は, 島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(14) 有毒ガス

外部火災以外による有毒ガスのうち,敷地外で発生する有毒ガスについては 離隔距離を確保していること及び敷地内の建物内に貯蔵されている有毒物質 が影響を及ぼすことはなく,敷地内屋外設備からの有毒ガスの濃度は外気取入 口において判定基準以下となる設置位置であるため問題ない。

また,敷地内外からの有毒ガスが発生した場合においても,要員が必要な対応ができるよう酸素呼吸器等防護具を利用することが出来る設計とする。

(15) 船舶の衝突

船舶の衝突に対し、緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

(16) 電磁的障害

電磁的障害による擾乱に対し、緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム (SPDS)、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。

5.9 島根原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて 島根原子力発電所における原子力防災組織の体制について,以下に説明する。

1. 基本的な考え方

島根原子力発電所の原子力防災組織(参集要員招集後)を第 5.9-1 図に示す。

緊急時対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。

・機能ごとの整理

まず基本的な機能を以下の6つに整理し,機能ごとに責任者として「統括」 を配置する。さらに「統括」の下に機能班を配置する。

- ①情報収集·計画立案
- ②復旧対応
- ③プラント監視対応
- ④対外対応
- ⑤情報管理
- ⑥ロジスティック・リソース管理

これらの統括の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「本部長」を置く。

このように役割,機能を明確に整理するとともに,階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。

・権限委譲と自律的活動

あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において,本部長の権限は各統括,班長に委譲されており,各統括,班長は上位職の指示を待つことなく,自律的に活動する。

なお,各統括,班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合 においては,本部長へ作業の可否判断を求めることとする。

戦略の策定と対応方針の確認

技術統括は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、本部長に 進言する。また、実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、 必要に応じて是正を助言する。

• 復旧操作対応

原子力防災組織は,適切に緊急時対応ができるようにするため,緊急時対 策本部内における機能ごとに責任者として「統括」(技術統括,復旧統括, プラント監視統括,広報統括,情報統括及び支援統括)を配置する。

・申請号炉と廃止措置号炉への対応

廃止措置号炉である1号炉については、全ての使用済燃料が1号炉使用済燃料プールに保管され、十分な期間にわたり冷却された状態であることから、対応作業までに時間的な余裕があり、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。

このことから、1号炉については、1号運転員により1号炉使用済燃料プールの監視を行うとともに、2号炉の事故時対応を優先して実施しつつ、2号炉対応が落ち着いた段階で対応にあたる。

プラント監視対応:1号運転員及びプラント監視班員にて確認

復旧対応:復旧班員にて対応。復旧班長2名のうち1名が,必要な指示を 実施

・本部長の管理スパン

以上のように、統括を配置することで、本部長は1,2号炉の現場対応について、技術統括、復旧統括、プラント監視統括の3名を管理することになる。

本部長は各統括に基本的な役割を委譲していることから、3名の統括を通じて1,2号炉の管理をする。

・発電所全体に亘る活動

発電所全体を所管する自衛消防隊は、復旧統括の指揮下で活動する。 また、発電所全体を所管する放射線管理班は、技術統括配下に配置する。

2. 役割・機能 (ミッション)

緊急時対策本部における各職位の役割・機能(ミッション)を, 第 5.9-1 表に示す。

この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当するプラント監視班、復 旧班、プラント監視統括及び復旧統括の役割・機能について、以下のとおり補 足する。

○プラント監視班:プラント設備に関する運転操作について,運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には常設設備を用いた対応まで含む。これらの運転操作の実施については,本部長から当直長にその実施権限が委譲されているため,プラント監視班から特段の指示がなくても,運転員が手順に従って自律的に実施し,プラント監視班へは実施の報告が上がって来ることになる。万一,運転員の対応に疑義がある場合には,プラント監視班長は運転員に助言する。

○復旧班:設備や機能の復旧や,可搬型設備を用いた対応を実施する。これらの対応の実施については,復旧班にその実施権限が委譲さ

れているため,復旧班が手順に従って自律的に準備し,復旧統括への状況の報告を行う。

- ○プラント監視統括:運転員及びプラント監視班の実施するプラント運転操作に関する報告を踏まえて、プラント運転操作の責任者として当該活動を統括する。なお、あらかじめ決められた範囲での運転操作については運転員及びプラント監視班にその実施権限が委譲されているため、プラント監視統括は万一対応に疑義がある場合に是正の指示を行う。
- ○復旧統括:復旧班の実施するプラント復旧活動に関する報告を踏まえて、 プラント復旧活動の責任者として当該活動を統括する。なお、 あらかじめ決められた範囲での復旧活動については復旧班に その実施権限が委譲されているため、復旧統括は万一対応に疑 義がある場合に是正の指示を行う。また、火災の場合には、自 衛消防隊の指揮を行う。

3. 指揮命令及び情報の流れについて

緊急時対策本部において,指揮命令は基本的に本部長を頭に,階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方,下位から上位へは,実施事項等が報告される。これとは別に,常に横方向の情報共有が行われ,例えばプラント監視班と復旧班等,連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。

なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班 長に委譲されているため、その範囲であれば特に本部長や統括からの指示は要 しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場 合には、本部長や統括が判断を行い、各班に実施の指示を行う。

以上のような指揮命令及び情報の流れについて, 具体例として以下の場合を 示す。

- (具体例) 大量送水車による原子炉圧力容器への注水 (定められた手順で対応が可能な場合の例:第5.9-2図)
 - ・復旧統括の指示の下,復旧班が自律的に大量送水車による送水の準備 を開始する。
 - ・復旧班長は、復旧統括に大量送水車の準備状況を報告し、復旧統括はプラント監視統括に情報を共有する。
 - ・当直長の指示の下、当直が自律的に原子炉圧力容器への注水ラインを 構成する。
 - ・プラント監視班長は、プラント監視統括に状況を報告し、プラント監視統括は復旧統括に情報を共有する。
 - ・復旧班は、当直長の指示により、大量送水車の注水弁開操作を開始す

る。

- ・復旧班は、当直長に注水弁開操作完了を報告する。
- ・当直長は、原子炉圧力容器への注水が開始されたことをプラント監視 班長に報告する。
- ・プラント監視班長は、プラント監視統括へ注水弁開操作完了した旨を報告し、プラント監視統括は、報告を受け、本部内に情報を共有する。

4. その他

(1) 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) の体制

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)については、初動対応に必要な要員を中心に宿日直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。

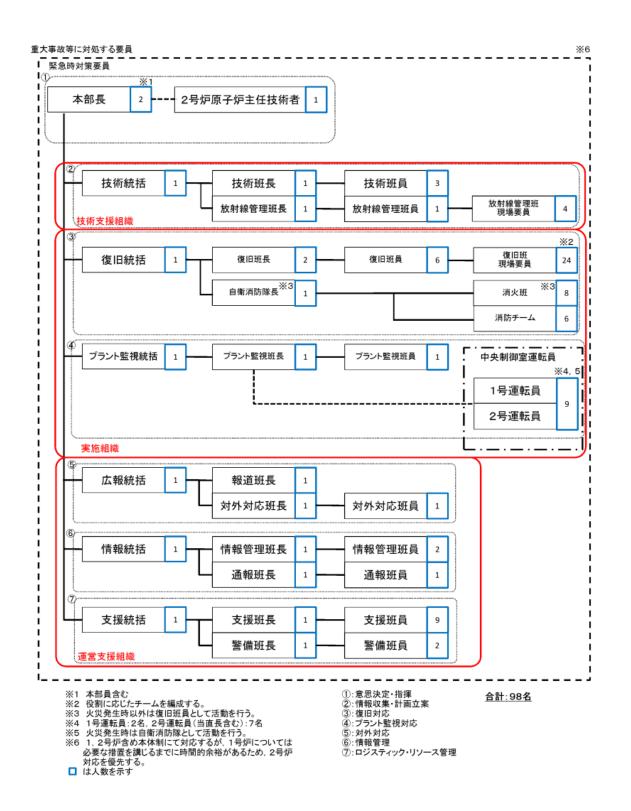
(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方

特に夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には,平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がいないことが考えられる。こうした場合には,同じ機能を担務する下位又は同位の職位の要員が代行するか,又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務する(例:連絡責任者が負傷した場合は,連絡担当者が代行する)。

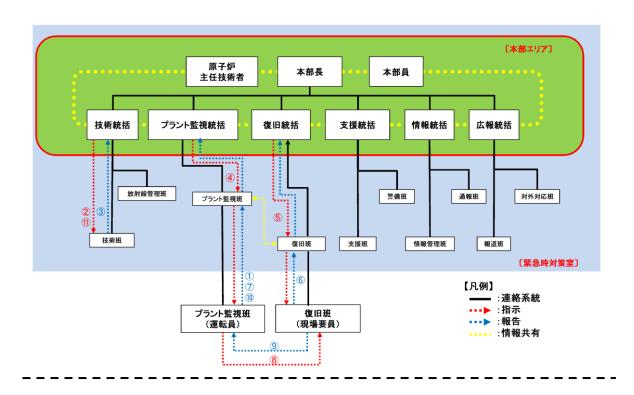
具体的な代行者の選定については、上位職の者が決定する。

第5.9-1表 各職位のミッション

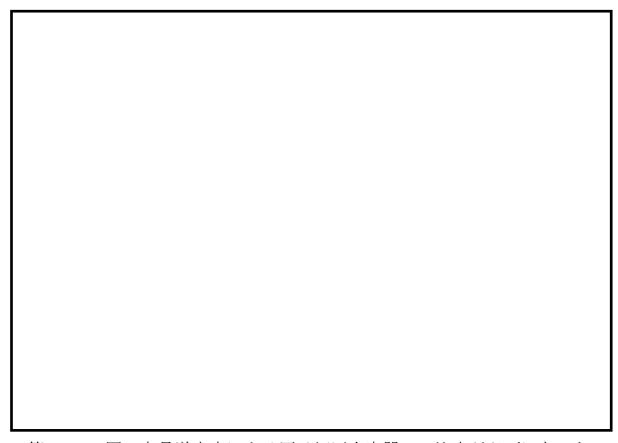
11/5/h /	
職 位	ミッション
本部長	・防災体制の発令、変更の決定
	・緊急時対策本部の指揮・統括
	・重要な事項の意思決定
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督,本部長への助言
技術統括	・原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価の統括
	・原子炉の運転に関する具体的復旧方法,工程等作成の統括
	・発電所内外の放射線,放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括
技術班	・原子炉の運転に関するデータの収集,分析及び評価
	・原子炉の異常拡大防止に必要な運転に関する技術的措置
	・原子炉の運転に関する具体的復旧方法,工程等作成
放射線管理班	・発電所内外の放射線,放射性物質濃度の状況把握に係る測定
	・放射性物質の影響範囲の推定
	・緊急時対策活動に係る立入禁止措置,退去措置及び除染等の放射線管理
	・緊急時対策要員・退避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染
プラント監視統括	・異常状況の把握の統括
	・異常の拡大防止に必要な運転上の操作への助言
プラント監視班	・異常状況の把握
	・プラントデータ採取・状況のまとめ
	・発電所施設の保安維持
当直 (運転員)	・異常の拡大防止に必要な運転上の操作
復旧統括	・復旧作業,消火活動の統括
復旧班	・応急措置のための復旧作業方法の作成
	・復旧作業の実施
自衛消防隊	・消火活動
広報統括	・報道対応,自治体への対応の統括
報道班	・マスコミ対応者への支援
対外対応班	・自治体への対応
情報統括	・関係機関への通報・連絡,情報管理の統括
情報管理班	・関係機関への通報・連絡様式の作成
	・情報の収集,共有及び一元管理
	・統合原子力防災ネットワーク接続の確保
通報班	・関係機関への通報・連絡
支援統括	・緊急時対策本部の運営支援,警備対応の統括
支援班	緊急時対策本部の運営支援
	・緊急時対策要員の人員把握
	・避難誘導
	・資機材及び輸送手段の確保
	・救出・医療活動
警備班	・出入り管理及び警備当局対応
	・緊急車両の誘導



第 5.9-1 図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (参集要員招集後)



指示・命令の流れ (例:大量送水車による2号炉への注水が必要となった場合)



第5.9-2図 大量送水車による原子炉圧力容器への注水が必要になった 場合の情報の流れ(例)

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

5.10 廃止措置中の1号炉のパラメータ監視性について

廃止措置中の1号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の格納容器ベント時には、2号炉の運転員のうち一部*が中央制御室にとどまることができるよう放射線防護資機材等の配備を行い、残りの運転員は緊急時対策所に待避することとし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。

なお,3号炉は,初装荷燃料装荷前のため,燃料からの崩壊熱除去が不要であり,パラメータの監視は不要である。

※重大事故等時の格納容器ベント時に、中央制御室にとどまる要員は、当直長(1・2号炉)1名、当直副長(2号炉)1名、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名の合計5名である。

一方,2号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には,放出される放射性物質により,中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には,中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。

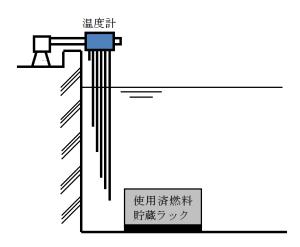
2号炉の格納容器ベント時は、中央制御室又は緊急時対策所内において、運転員が1号炉の使用済燃料プール内の使用済燃料の健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。

(1) 監視対象

2号炉申請時点で、廃止措置中の1号炉においては、使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。なお、1号炉においては、使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である。(スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から 100℃に達するまでに約 12 日間)。

(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法

1号炉の使用済燃料プール水位・温度は、6箇所に設置した熱電対のうち、気相に露出している熱電対と、水中にある熱電対を用いて電気信号として検出し、中央制御室に指示・記録する設計としている(水中にある各検出点温度と気相部の温度を比較することにより、間接的に水位を監視する)。使用済燃料貯蔵ラック上端付近から使用済燃料プール上端付近を計測範囲としている。

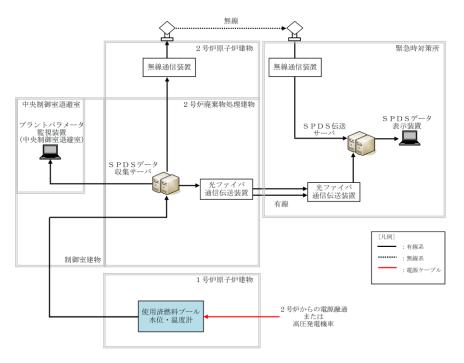


第5.10-1図 1号炉使用済燃料プール水位・温度計 概要図

(3) 伝送方法

1号炉使用済燃料プール水位・温度計は、2号炉からの電源融通又は高圧発電機車からの給電により、中央制御室での監視が可能である。また、使用済燃料プール水位・温度計からの信号出力を2号炉廃棄物処理建物にあるSPDSデータ収集サーバを経由して、緊急時対策所に伝送し、緊急時対策所において、SPDSデータ表示装置により使用済燃料プールの冷却状態を遠隔監視することができる。

なお、建物間の通信は、通常時光ケーブルによって伝送するが、通常の通信 経路に異常が生じた場合は、自動的に無線のバックアップラインに切り替わる 構成としている。



第5.10-2 図 使用済燃料プールパラメータの緊急時対策所からの 遠隔監視概要図

5.11 第193回審査会合(平成27年2月10日)からの主な変更点

第 193 回審査会合(平成 27 年 2 月 10 日)からの主な変更点について,第 5.11 -1 表に示す。

10日)からの主な変更点 Щ 第193回審査会合(平成27年2 <u>ن</u> 紙

		売 5.11 ─ 1 次 − 売 155 回番重	<u> 日金宜云 (十八人 4) 十</u> 4月 10 日 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	14-05/11生4多天吊
		変更後	変更前 (第193 回審査会合時)	差異理由
	緊急時対策所	耐震構造の緊急時対策所	免震重要棟	基準要求事項を満足する耐震構造の緊急時対
	の設置場所	(敷地高さ EL50mの高台: 次頁参照)	(敷地高さ EL50mの高台:次頁参照)	策所を新たに設置する。
	施設収容人数	最大150名	最大300名	免震重要棟では、必要要員に加えて、支援要員等の作業スペースも確保していた。 耐震構造の緊急時対策所においても、必要要員は確実に収容可能な設計としており,支援
				要員等は,免震重要棟等に待機する。
+	緊急時対策 本部床面積	糸 240m²	約 240m²	差異なし。
資料の	被ばく評価	7 日間で約 1. 7mSv	7 日間で約 53mSv	遮蔽厚さの増加に伴い、被ばくは減少する。(変更後
5 <i>t</i>	電源設備	策所用発電機 三輪期	スタービン	111111
ŧħ.		(屋外, 可搬型, 2台 (予備 2台))	(免震重要棟内, 常設, 2台)	え,復旧性の高いり搬型とする。
四つの中穴	電源設備への 燃料補給	タンクローリによる給油 (燃料元:緊急時対策所用燃料地下タン ク)	燃料移送ポンプ(常設)による給油 (燃料元:緊急時対策所用燃料地下タンク)	電源設備の変更により,発電機の仕様及び配備場所を変更することから,タンクローリによる給油に変更する。
は燃索に反え車	換気空調設備	緊急時対策所空気浄化送風機 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット (屋外, 可搬型)	緊急時対策所送風機/非常用送風機 緊急時対策所排風機/放管エリア排風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 (免震重要棟内, 常設)	耐震構造の緊急時対策所では,チェンジング エリアも含めて緊急時対策所空気浄化送風機 にて正圧化する。
軍のため 公開でき	加圧設備	緊急時対策所正圧化装置 (空気ボンベ) (ボンベ本数: 454 本 (11 時間正圧維持))	緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) (ボンベ本数:245 本(11 時間正圧維持))	免震重要棟では、対策本部のみを正圧化バウンダリとしていたが、耐震構造の緊急時対策所では、対策本部に加え、資機材室、チェンジングエリア等も正圧化バウンダリとする。
t + 11-1	通信連絡設備	衛星電話設備,無線通信設備,統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム,設計基準対象施設の通信連絡設備	衛星電話設備,無線通信設備,統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び安全ペラメータ表示システム,設計基準対象施設の通信連絡設備	差異なし。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第5.11-1図 緊急時対策所と免震重要棟の配置

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所 2号炉

運用, 手順説明資料

緊急時対策所

34条 緊急時対策所

[要求事項]

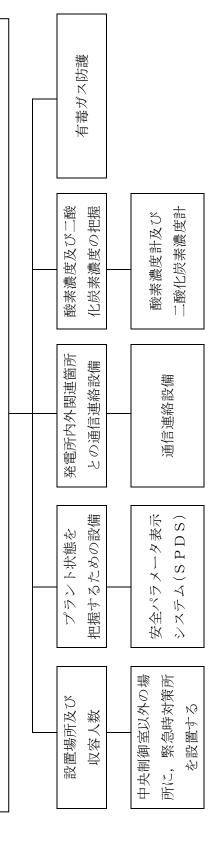
緊急 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、 時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。

工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所に 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、 おいて自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

【解釈】

١

1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれ があるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員 安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。 の対処能力が著しく低下し、



	第1表	技術的能力に係る運用対策等	用対策等(設計基準)
設置許可基準対象条文	対象項目	长因	運用対策等
		運用・手順	1
		体制	
	H		・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画
	緊急時対策別	保守·点検	に基づき適切に保守管理, 点検を実施するとともに, 必要に
			応じ補修を行う。
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。
			・敷地内可動源からの有毒ガス発生に対応するため、全面マ
			スクの配備,着用手順を整備する。
		出班	・予期せぬ有毒ガスの発生時に対応するため,酸素呼吸器の
第34条		三十•田田	配備,着用手順を整備する。
緊急時対策所			・有毒ガスの発生による異常を検知したことを通信連絡設備
			により連絡する手順を整備する。
	# 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		・敷地内可動源からの有毒ガス発生及び予期せぬ有毒ガスの
	有毒ガス奶護		発生を考慮し,有毒ガス防護に係る実施体制を整備する。
		体制	・敷地内可動源からの有毒ガス発生及び予期せぬ有毒ガスの
			発生を考慮し、指示要員等に知らせるための実施体制を整備
			する。
		保守·点檢	
		郭順• 吴姝	・化学物質の取り扱い及び酸素呼吸器等の着用に関する教育
		大二 三条	を定期的に行う。